

～みんなで子育て、

親も子も地域も 笑顔輝く忠岡～

## 忠岡町子ども・子育て応援プラン2015



平成27年3月

忠 岡 町



## はじめに

近年の人口減少や少子高齢化による家族形態の変化、そして就労の多様化に伴う地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しております。

これらのことから、子育ての孤立感や負担感による児童虐待の発生など、子どもや子育てを取り巻く環境は厳しく、様々な取組や対策を上回る速度で多様化かつ深刻化してきており、これらの課題に的確に対応した施策を進める必要が生じています。

このような状況の下、忠岡町では、次世代育成支援対策推進法に基づき平成17年に「忠岡町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成22年に「忠岡町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、「みんなで子育て、子ども輝く 忠岡」を基本理念として、町が展開する様々な施策の充実を図ることで、子育て環境の整備を進めてまいりました。

しかし、依然として、核家族化の進行や、少子化傾向に歯止めがきかず、子どもと子育てをめぐる新しい支えあいの仕組みを構築することが求められています。

このことから、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、これらの法律に基づき、平成27年4月から子ども・子育てに係る新しい仕組みである「子ども・子育て支援新制度」がスタートいたします。

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の教育・保育や地域の子育て支援の充実を図るものであり、待機児童解消のために計画的に保育施設の整備を図り、また、地域での子育て支援をより充実するなど、幼児教育・保育などに係るサービスの量を拡大し、質の向上と改善を図るものです。

このたび、これらを計画的に推進するため、平成27年から5年を計画期間とする「忠岡町子ども・子育て応援プラン2015」を策定いたしました。

この「忠岡町子ども・子育て応援プラン2015」に基づき、基本理念である「みんなで子育て、親も子も地域も 笑顔輝く忠岡」の実現に向けて、各施策をさらに推進し、子育て世代の定住促進につなげてまいりたいと考えております。

最後に、この計画の策定にあたり、「忠岡町子ども・子育て会議」の皆様はじめ、本計画策定にご尽力・ご協力いただきました町民の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成27年3月

忠岡町長 和田吉衛



# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	4
3 計画の位置づけ	5
4 計画の対象	7
5 計画の期間	7
6 計画の策定体制	7
7 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	8

## 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

1 親と子を取り巻く状況	11
(1) 人口と世帯の構造	11
(2) 婚姻・離婚の状況	16
(3) 就業状況	18
(4) 支援を必要とする世帯の状況	20
2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要	21
3 次世代育成支援後期行動計画における取組と評価	34
(1) 特定事業の目標事業量の達成状況	34
(2) 基本方向別・施策目標別の取組状況	35
4 子ども・子育て支援の主要な課題	37

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	38
2 計画の基本的な視点	39
3 計画の基本目標	40
4 計画の施策体系	41

## 第4章 総合的な施策の展開

基本目標1 子どもの人権の尊重と未来を担う人づくり	42
施策目標(1) 子どもの人権の尊重	42
施策目標(2) 心身を健やかに育む子育て環境の充実	44
基本目標2 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり	48
施策目標(1) 親子の健康づくり支援	48
施策目標(2) 子育てに関する意識啓発及び相談・情報提供体制の充実	51
施策目標(3) 仕事と生活の調和推進	53
基本目標3 子どもを安心して育てることができる環境づくり	55
施策目標(1) 子育て家庭への支援の充実	55
施策目標(2) 援助の必要な家庭への支援	57
施策目標(3) 安全・安心な環境づくり	60

## 第5章 事業量の目標

- 1 子ども・子育て支援事業計画について . . . . . 62
- 2 子ども人口の推計 . . . . . 63
- 3 教育・保育提供区域の設定 . . . . . 66
- 4 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制 . . . . . 69
- 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 . . . . . 74

## 第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制 . . . . . 82
- 2 計画の点検・評価・改善 . . . . . 82

## 資料編

- 1 計画の策定経過 . . . . . 83
- 2 用語の説明 . . . . . 86

(本編中の用語は右上に※を付け、同一ページに複数ある場合は、最初に付けています。)

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

### 【国の子育て支援の動向】

- 平成元年の「1.57ショック\*」を境に国の少子化対策が本格化し、平成6年12月、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が発表され、以後10年間の子育て支援施策の基本的枠組みが示されました。
- 平成11年12月、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定され、平成16年度を目標に新たな少子化対策が推進されました。平成15年7月には、少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、成長する社会を形成するために、「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法\*」が制定され、新たな取組が展開されました。しかし、少子化の流れが変わることはありませんでした。
- それまでの少子化対策は、いわば、子どもを産み育てる側の視点に立った取組でした。しかし、その考え方では少子化に歯止めがきかないことから、「子どもの最善の利益が実現される社会をめざす」という考え方を基本に、社会全体で子育てを支えつつ、生活と仕事と子育ての調和を重視する新しい方向性が示されました。
- 新しい考え方に沿って、平成19年12月、働き方の見直しによる仕事と生活の調和\*の実現をめざす「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章\*」が公表され、続いて、平成22年1月に「子ども・子育てビジョン」が少子化社会対策基本法第7条の規定に基づく「大綱」として閣議決定されました。
- 平成24年8月に、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、この関連3法に基づき、就学前の子どもへの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が、平成27年度から施行されることになりました。

#### 「子ども・子育て支援新制度の3つの柱」

- (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- (2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- (3) 地域の子ども・子育て支援の充実

- 次世代育成支援対策推進法については、平成17年度から平成26年度までの10年間の時限立法として成立しました。しかし、その後、合計特殊出生率\*は持ち直しがみられるものの、出生数自体は依然として減少傾向が続いており、社会全体への「仕事と生活の調和」の普及啓発、女性が就労の場で活躍できる取組の促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを、より一層、推進することが必要となっています。このような状況に鑑み、次世代育成支援対策推進法を延長・強化するため、法律の有効期限を平成36年度末まで10年間延長することや、事業主の特例認定制度の創設\*などを盛り込んだ次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われました。

○改正次世代育成支援対策推進法\*と同時に、母子及び寡婦福祉法（平成26年10月1日から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称）、児童扶養手当法の一部改正が行われ、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実を図ることになりました。これら3つの改正法は平成26年4月23日に公布されました。

## ■国の少子化・子育て支援等対策の経緯

平成 2年	● 1.57ショック*
平成 6年12月	● エンゼルプラン（平成7～16年度）の策定
	● 緊急保育対策等5か年事業（平成7～11年度）の策定
平成 9年	● 母子保健事務が市町村へ委譲され、市町村は母子保健計画を策定
平成11年12月	● 少子化対策推進基本方針の決定
	● 新エンゼルプラン（平成12～16年度）の策定
平成13年 7月	● 仕事と子育ての両立支援等の方針（待機児童ゼロ作戦等）決定
平成14年 9月	● 少子化対策プラスワンのとりまとめ
平成15年 6月	● 若者自立挑戦プランの策定
7月	● 次世代育成支援に関する当面の取組方針の決定
	● 次世代育成支援対策推進法*の制定
9月	● 少子化社会対策基本法の施行
平成16年 6月	● 少子化社会対策大綱の決定
12月	● 子ども・子育て応援プラン（平成17～21年度）の決定
平成17年 6月	● 食育基本法*の制定
平成18年 3月	● 食育推進基本計画の策定
6月	● 新しい少子化対策についての決定
平成19年 5月	● キャリア教育*等推進プランの策定
12月	● 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章*の制定
	● 仕事と生活の調和推進のための行動指針*の制定
	● 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の決定
平成20年 2月	● 新待機児童ゼロ作戦の決定
7月	● 5つの安心プラン ③未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会
11月	● 社会保障国民会議最終報告のとりまとめ
12月	● 次世代育成支援対策推進法の改定
	● 新青少年育成施策大綱のとりまとめ
平成21年 6月	● 育児・介護休業法*の改正
7月	● 子ども・若者育成支援推進法の制定
平成22年 1月	● 子ども・子育てビジョン（平成22～26年度）の決定
	● 子ども・子育て新システム検討会議
6月	● 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱
7月	● 子ども・若者ビジョン
11月	● 待機児童解消（先取り）プロジェクト
平成23年 7月	● 子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ
平成24年 3月	● 子ども・子育て支援法案等関連三法国会に提出
7月	● 育児・介護休業法全面施行
8月	● 子ども・子育て支援法公布
平成25年 4月	● 待機児童解消加速化プラン
6月	● 少子化危機突破のための緊急対策
	● 子どもの貧困*対策の推進に関する法律成立
平成26年 4月	● 次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律、母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法の一部改正の公布

### 【忠岡町の子育て支援の取組】

- 平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法<sup>\*</sup>に基づき、都道府県、市町村及び一定規模の事業主に次世代育成支援対策推進行動計画の策定が義務づけられました。(計画は次世代育成支援対策推進法の10年間(平成17年度～平成26年度)を前期5年、後期5年で区分して策定)
- この法律に基づき、忠岡町では、平成17年度～平成21年度の前期5年間の次世代育成支援行動計画を策定しました。そして、前期計画が最終年度を迎えた平成21年度に、後期5年間(平成22年度～平成26年度)の忠岡町次世代育成支援後期行動計画を策定し、次世代育成支援策の一層の推進を図りながら現在に至っています。
- なお、忠岡町の就学前の教育・保育に関しては、町立の幼稚園2か所で3歳児から受入れを行い、在園児を対象に預かり保育を実施するとともに、町立の保育所2か所と民間の保育所1か所で保育の必要な子どもの受入れを行っています。また、小学生については、2つの小学校の空き教室を活用して、放課後の預かりが必要な1年生から5年生までの留守家庭児童学級を設置するとともに、地域住民の参画により教育コミュニティ<sup>\*</sup>づくりの一環として、小学1年生から6年生を対象に、キッズクラブ(放課後子ども教室<sup>\*</sup>)を実施しています。

## 2 計画策定の趣旨

- 新たに制定された子ども・子育て支援法により、都道府県及び市町村においては、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。これに伴い、平成26年度末で計画期間が完了する次世代育成支援後期行動計画は、改正次世代育成支援対策推進法\*に基づき、法定計画（策定は義務）から各自治体の努力規定（策定は任意）に変更されました。
- 国の法制度の動向を踏まえ、忠岡町においては、すべての子どもの健やかな成長と子育て家庭への支援の充実を通じて、親も子ども笑顔があふれる忠岡町をめざし、包括的な子ども・子育て支援のための計画となるよう、「忠岡町子ども・子育て応援プラン2015」を策定しました。

### ■参考／子ども・子育て支援法の趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の着実な実施を柱として、次のことをめざす。

- ◆乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とする情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力\*の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を、社会全体の責任で整備すること。
- ◆保護者が子育ての責任を果たし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事が可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること。

—内閣府「基本指針」の要約

### ■参考／次世代育成支援対策推進法の改定概要

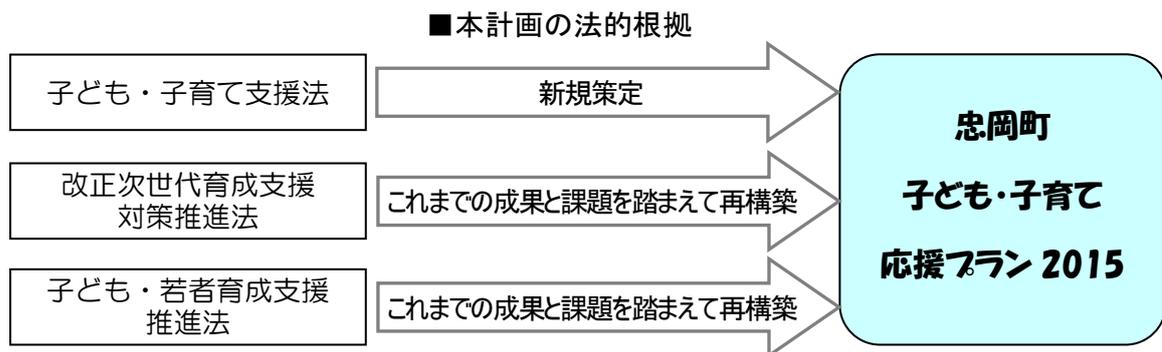
次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の所要の措置を講ずる。

—厚生労働省資料

### 3 計画の位置づけ

#### ① 計画の法的根拠

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項\*に定める市町村計画です。
- 本計画には、「改正次世代育成支援対策推進法\*」第8条第1項\*において、市町村の努力義務として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含します。ただし、他の計画において進行管理している施策・事業の一部を除きます。
- 本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条\*に記載する「子ども・若者計画」の内容も包含するものとします。



#### ■参考／子ども・子育て支援法の市町村計画について

##### 「子ども・子育て支援法」第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

#### ■参考／改正次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画について

##### 「改正次世代育成支援対策推進法」第8条第1項

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

#### ■参考／子ども・若者計画の作成について

##### 「子ども・若者育成支援推進法」第9条

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。

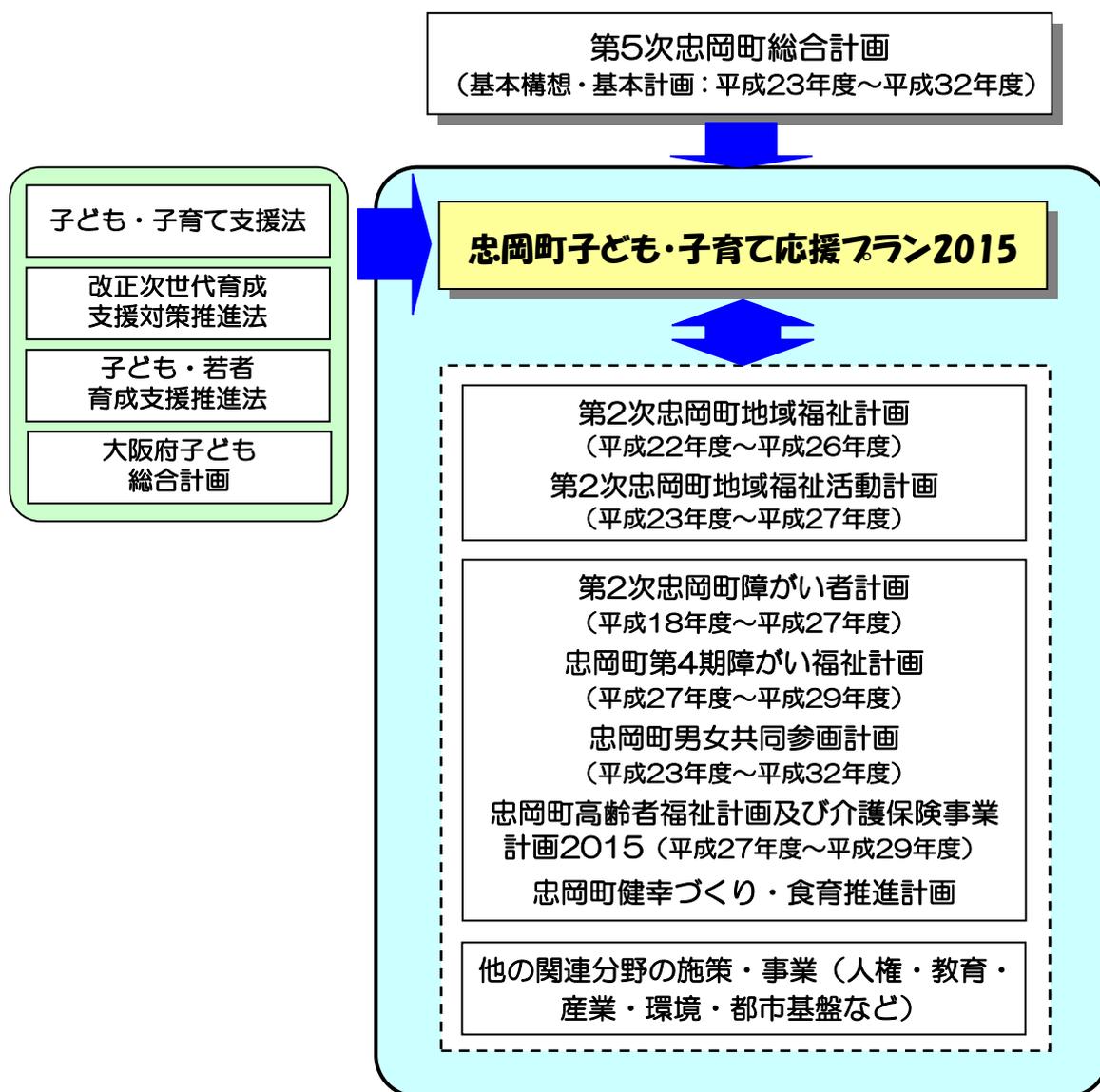
#### ■参考／子ども・若者計画作成にあたっての留意点

- ◎国の大綱を「勘案」して作成とは、地方公共団体の状況や抱えている問題は様々であることや地方分権の観点から、そのまま準拠しなければならないということではない。
- ◎次世代育成支援行動計画の中で、子ども・若者育成支援施策の方針等を定める場合も、子ども・若者計画を作成したこととなる。

## ② 計画の位置づけ

- 本計画は、忠岡町の上位計画である「忠岡町総合計画」の部門別個別計画として位置づけられます。
- 本計画は、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律や大阪府子ども総合計画とともに、関連する個別計画と整合・調和を図りながら策定しています。
- 本計画は、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援の総合的な取組の基本的方向と、就学前の子どもの教育・保育事業や地域子育て支援事業の具体的な取組を示すものであり、住民をはじめ、幼稚園、保育所、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援に取り組むための指針となるものです。

### ■ 計画の位置づけ



## 4 計画の対象

- 本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの子どもとその家庭とします。
- 子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体等も対象になります。

### ■参考／子ども・子育て支援法の「子ども」の定義

#### 「子ども・子育て支援法」第6条

この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

## 5 計画の期間

- 本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。ただし、子ども人口の推移や事業の進捗状況等により、計画期間内に一部事業を見直すこともあります。
- 計画の最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し、新たに次期5年間の計画を策定します。

## 6 計画の策定体制

- 本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、「忠岡町子ども・子育て会議」を設置し、計画関連事項について審議を行いました。
- 忠岡町子ども・子育て支援に関するニーズ調査を、就学前の子どもの保護者及び小学生の保護者を対象に、それぞれ実施しました。
- 本計画に対する住民の意見を広く募集するため、平成26年12月24日（水）から平成27年1月23日（金）まで、パブリックコメント\*を実施しました。

## 7 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

### ① 新制度の目的

○本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律（子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布））に基づく新たな制度であり、平成27年度（平成27年4月）から施行されます。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記2法に伴う児童福祉法ほかの改正）



**平成27年4月施行(新制度スタート)**

### ② 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

○市町村は「ア 子ども・子育て支援給付」と「イ 地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

#### ア 子ども・子育て支援給付（3つの給付）

種類	対象事業
(ア) 施設型給付（※）	幼稚園、保育所、認定こども園
(イ) 地域型保育給付（※）	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ) 児童手当	—

※は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定(認定区分)した上で給付する。認定区分は以下のとおり。(子ども・子育て支援法第19条)

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし（学校教育）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり（保育認定）	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり（保育認定）	保育所、認定こども園、地域型保育

#### イ 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

① 延長（時間外）保育事業	⑧ 利用者支援事業
② 放課後児童健全育成事業	⑨ 妊婦健康診査事業
③ 子育て短期支援事業	⑩ 乳児家庭全戸訪問事業
④ 地域子育て支援拠点事業	⑪ 養育支援訪問事業
⑤ 一時預かり事業	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑥ 病児・病後児保育事業	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
⑦ 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	

## ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載規定

○事業計画に記載する事項は、子ども・子育て支援法において「必須記載事項」と「任意記載事項」が規定されています。（子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項）

○本計画では、「必須記載事項」「任意記載事項」をともに定めます。

## ■必須記載事項

項 目	内 容
(1) 教育・保育提供区域の設定	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。
(2) 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各年度における教育・保育の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定にあたっての考え方を示すこと。</li> <li>2 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと、及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）または特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</li> </ol>
(3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定にあたっての考え方を示すこと。</li> <li>2 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</li> </ol>
(4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。

■任意記載事項

項 目	内 容
(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。
(2) 産後の休業及び育児休業 <sup>*</sup> 後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	児童虐待 <sup>*</sup> 防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和 <sup>*</sup> の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。
(6) 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間	市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（5年間）を定めること。
(7) 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

## 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

### 1 親と子を取り巻く状況

#### (1) 人口と世帯の構造

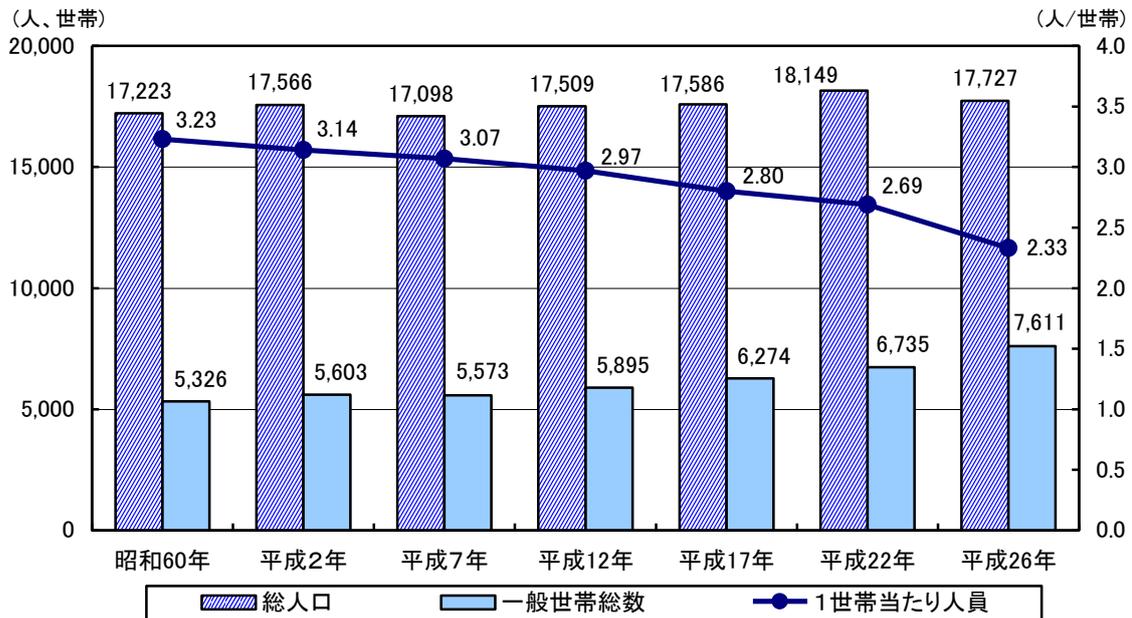
##### ① 総人口・総世帯数の推移

国勢調査から忠岡町の総人口の推移をみると、近年では平成7年に一旦減少しましたが、その後は緩やかな増加傾向を示し、平成22年には18,149人となっています。また、住民基本台帳（外国人登録を含む）による平成26年9月末現在では、17,727人と減少傾向を示しています。

一般世帯（世帯総数から施設等に居住する世帯を除く世帯）総数は、人口と同様に平成7年に一旦減少しましたが、その後は増加を続け、平成22年には6,735世帯となっています。住民基本台帳による平成26年は7,611世帯で、増加を続けています。

1世帯あたり人員は、昭和60年の3.23人が平成12年には2.97人と3人を割り、平成22年には2.69人となっています。住民基本台帳による平成26年は2.33人で、世帯規模の縮小がさらに進み、社会全体での子育て支援の重要性が一層増しています。

■ 総人口・一般世帯総数の推移



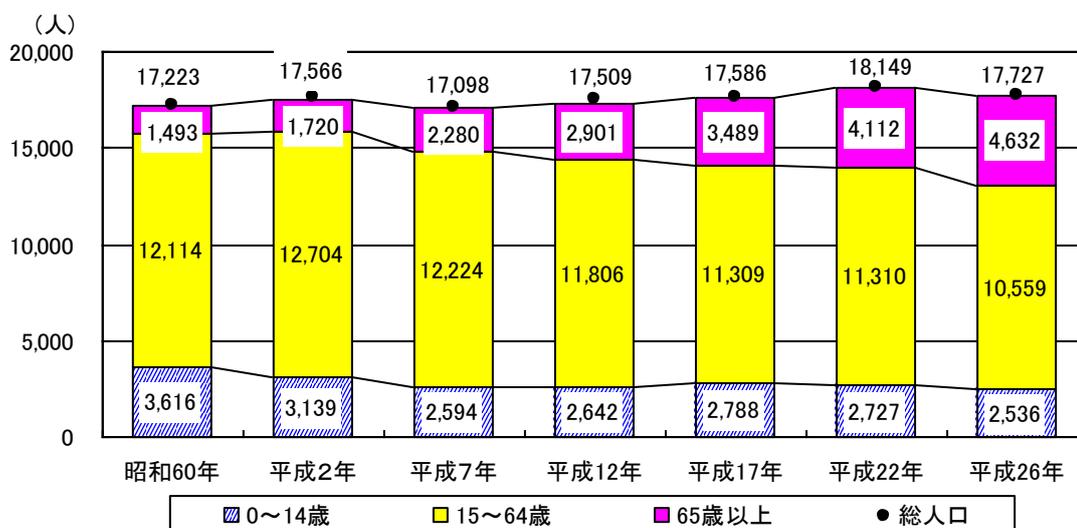
資料：平成22年までは国勢調査（各年10月1日現在）、平成26年は住民基本台帳（外国人登録含む）（9月末現在）

## ② 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口では、0～14歳の年少人口は昭和60年の3,616人が、平成22年には2,727人にまで減少しています。また、住民基本台帳（外国人登録を含む）による平成26年9月末現在では、2,536人とさらに減少しています。

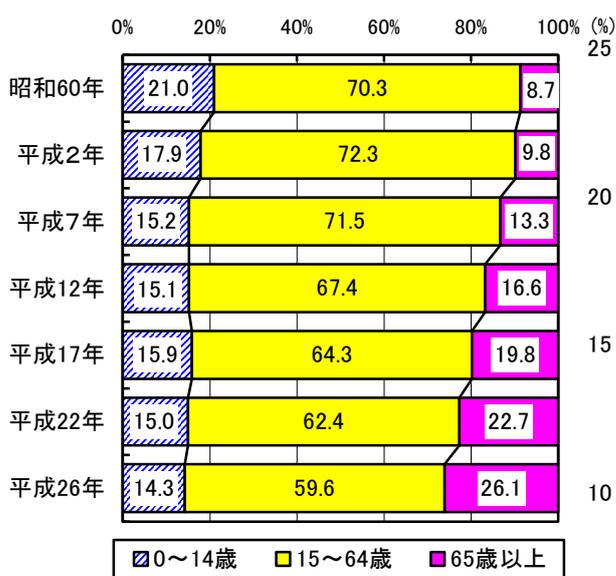
0～14歳の年少人口の総人口に占める割合（年少人口率）は、昭和60年の21.0%が平成22年には15.0%となり、高齢化率より7.7ポイント低くなっています。また、住民基本台帳による平成26年は14.3%と低下しています。しかし、平成22年の年少人口率は、全国や大阪府の水準を上回っています。

■年齢3区分別 人口の推移

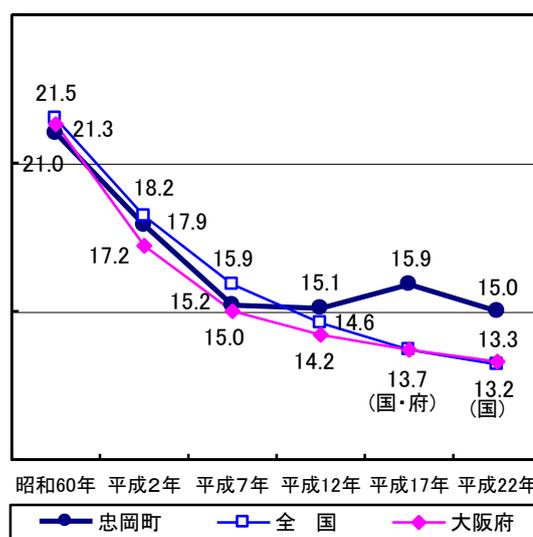


資料：平成22年までは国勢調査（各年10月1日現在）、平成26年は住民基本台帳（外国人登録含む）（9月末現在）

■年齢3区分別 人口構成の推移



■年少人口率の推移



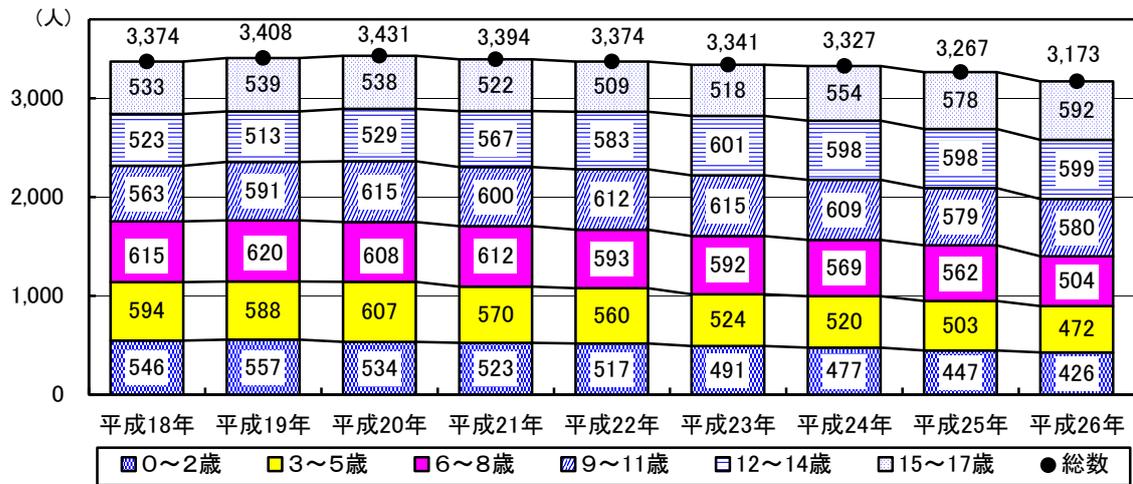
資料：平成22年までは国勢調査（各年10月1日現在）、平成26年は住民基本台帳（外国人登録含む）（9月末現在）

③ 住民基本台帳による子ども人口の推移

住民基本台帳から、平成18年以降の18歳未満の子ども人口（外国人登録を含む）の推移をみると、子ども人口総数は平成20年まで微増し、その後減少を続け、平成26年3月末現在、3,173人となっています。

そのうち、6～8歳の小学校低学年までの各年齢層は、増減しながらも減少傾向を示し、平成26年では子ども人口総数の44.2%となっています。一方、9～11歳（小学校高学年）以上の各年齢層は、増減しながらも増加傾向を示し、平成26年では子ども人口総数の55.8%となっています。

■子ども人口の推移

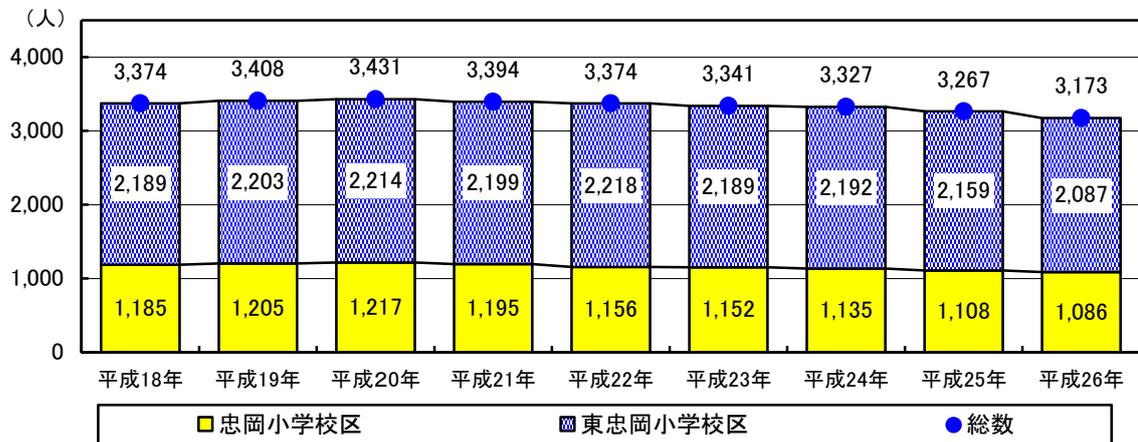


資料：各年住民基本台帳(外国人登録を含む)(3月末現在)

④ 小学校区別子ども人口の推移

平成18年以降の小学校区別の子ども人口の推移では、忠岡小学校区は平成20年、東忠岡小学校区は平成22年をピークに減少傾向を示しています。平成26年3月末現在では、忠岡小学校区が1,086人、東忠岡小学校区が2,087人となっています。

■小学校区別 子ども人口の推移

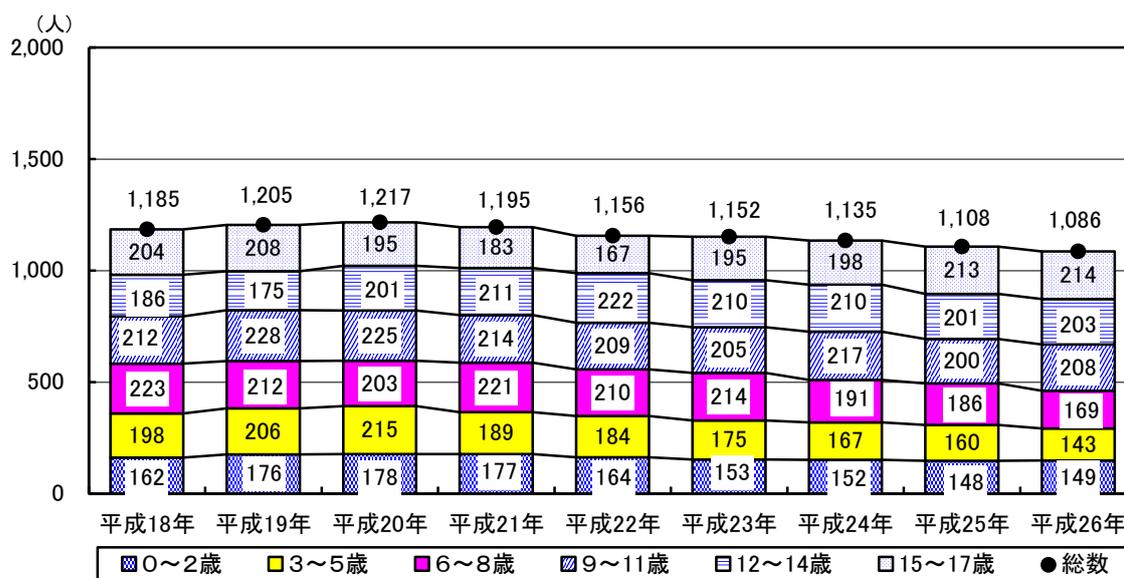


資料：各年住民基本台帳(外国人登録を含む)(3月末現在)

忠岡小学校区では、各年齢層の子どもは、平成19年～21年あたりをピークにそれぞれ減少傾向にあります。6～8歳の小学校低学年までの各年齢層は、9歳以上の子どもに比べて減少が大きく、平成26年では子ども人口総数の42.4%となっています。

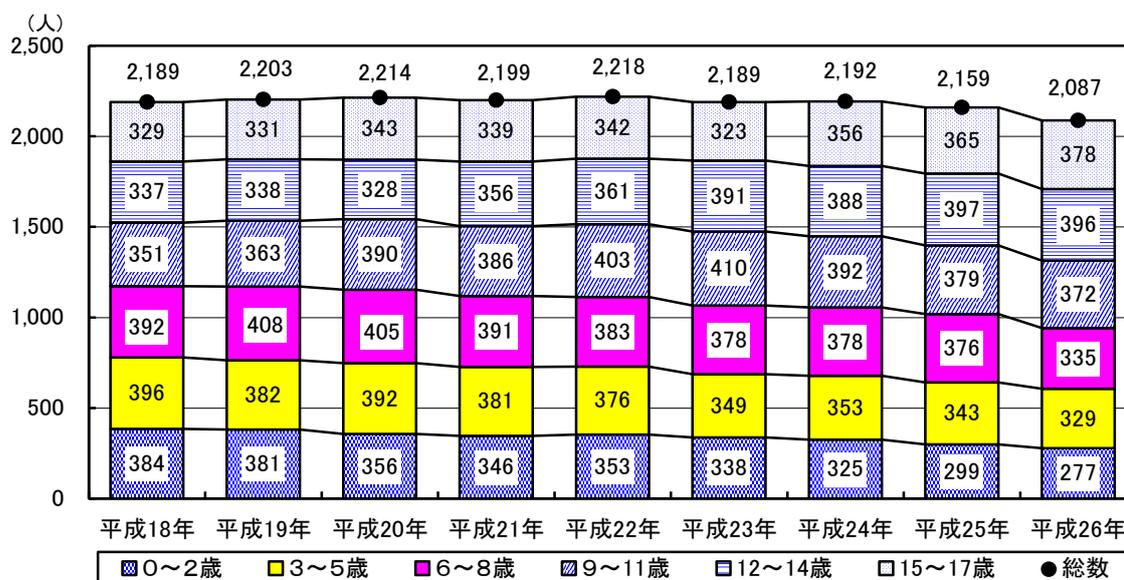
東忠岡小学校区でも、6～8歳の小学校低学年までの各年齢層の減少が大きく、平成26年の子ども人口総数の45.1%となっています。一方、9歳以上の各年齢層は、平成18年に比べてそれぞれ増加しています。

■ 忠岡小学校区の子ども人口の推移



資料：各年住民基本台帳(外国人登録を含む)(3月末現在)

■ 東忠岡小学校区の子ども人口の推移

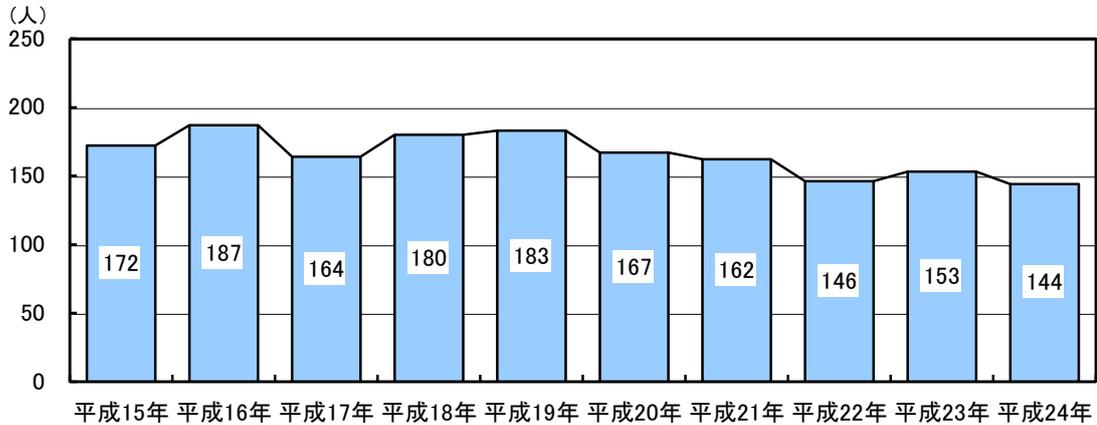


資料：各年住民基本台帳(外国人登録を含む)(3月末現在)

⑤ 出生数及び出生率の推移

忠岡町の出生数は、増減しながら減少傾向にあり、平成24年では144人となり、過去10年間の中で最少となっています。

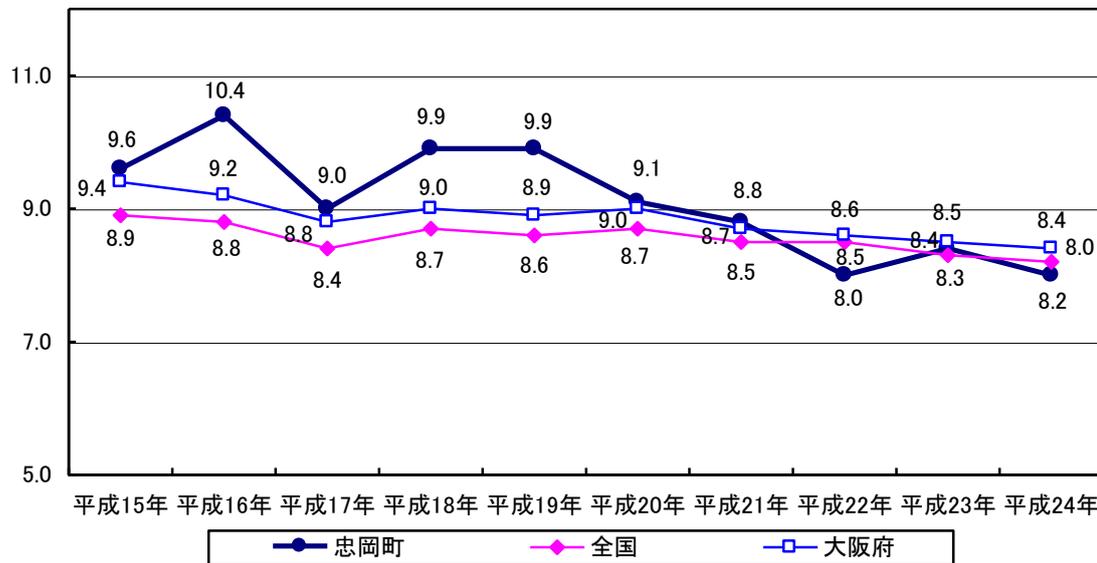
■ 出生数の推移



資料:各年人口動態統計(年次集計)

出生率(人口千人あたりの出生数)は、おおむね全国及び大阪府よりも高い水準で推移してきましたが、平成20年以降はおおむね低下傾向にあり、全国及び大阪府水準を下回るようになっています。

■ 出生率の推移



資料:各年人口動態統計(年次集計)

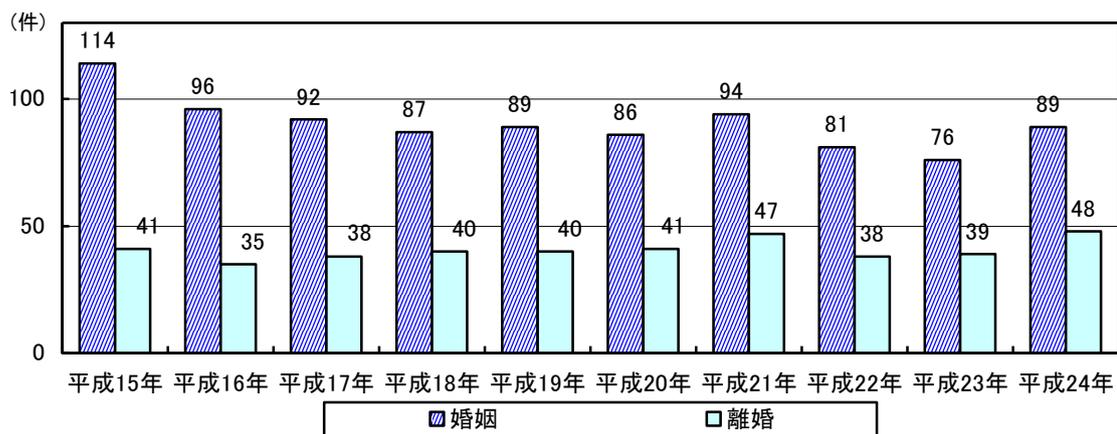
## (2) 婚姻・離婚の状況

### ① 婚姻・離婚件数の推移

忠岡町の婚姻件数の推移を平成15年以降で見ると、平成15年をピークに増減しながら推移し、平成24年は89件となっています。

一方、離婚件数は増減しながら推移してきましたが、平成24年には48件と増加しています。

■婚姻・離婚件数の推移

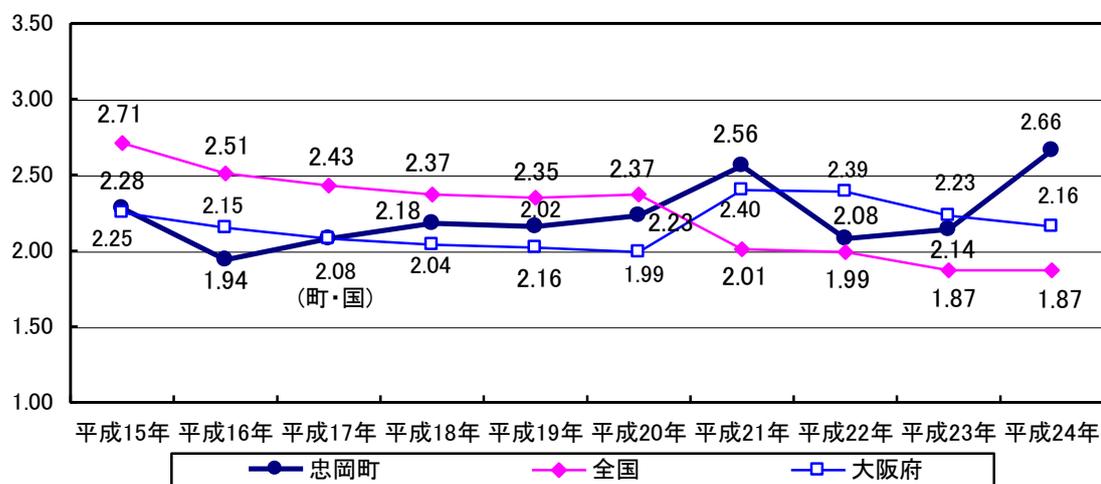


資料:各年人口動態統計(年次集計)

### ② 離婚率の推移

離婚率(人口千人あたりの離婚件数)は、平成18年以降、全国よりは低く、大阪府よりは高く推移していましたが、平成21年には全国及び大阪府よりも高くなり、以降は全国より高く推移し、平成24年はこの10年間で最も高くなっています。平成21年以降は大阪府と全国が逆転し、大阪府のほうが高くなっています。

■離婚率の推移



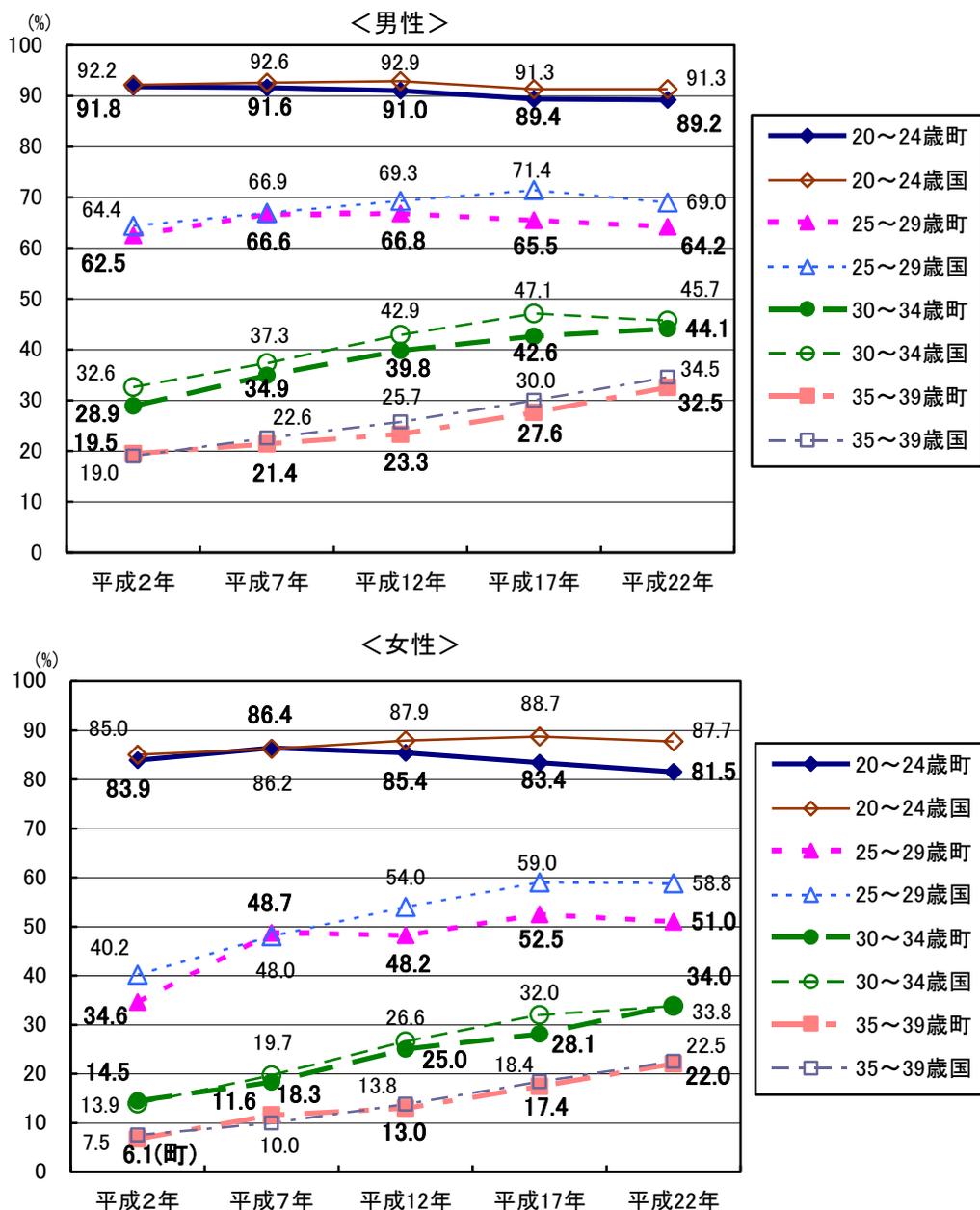
資料:各年人口動態統計(年次集計)

③ 未婚率の推移

国勢調査から男女別に未婚率の推移をみると、男性の場合、20～24歳は一貫して低下を続け、25～29歳は平成12年まで上昇していたのが、平成17年には低下しています。30～34歳は平成2年以降上昇し、35～39歳は一貫して上昇し、平成22年にはそれぞれ44.1%、32.5%となっています。

女性は、20～24歳は平成7年以降低下し、25～29歳も平成17年に再度上昇しましたが、平成22年には低下傾向を示しています。一方、30歳代は男性と同様に一貫して上昇し、30～34歳が34.0%、35～39歳が22.0%で、男女ともに30歳代を中心に晩婚化が進んでいます。

■性別・年齢5歳階級別 未婚率の推移



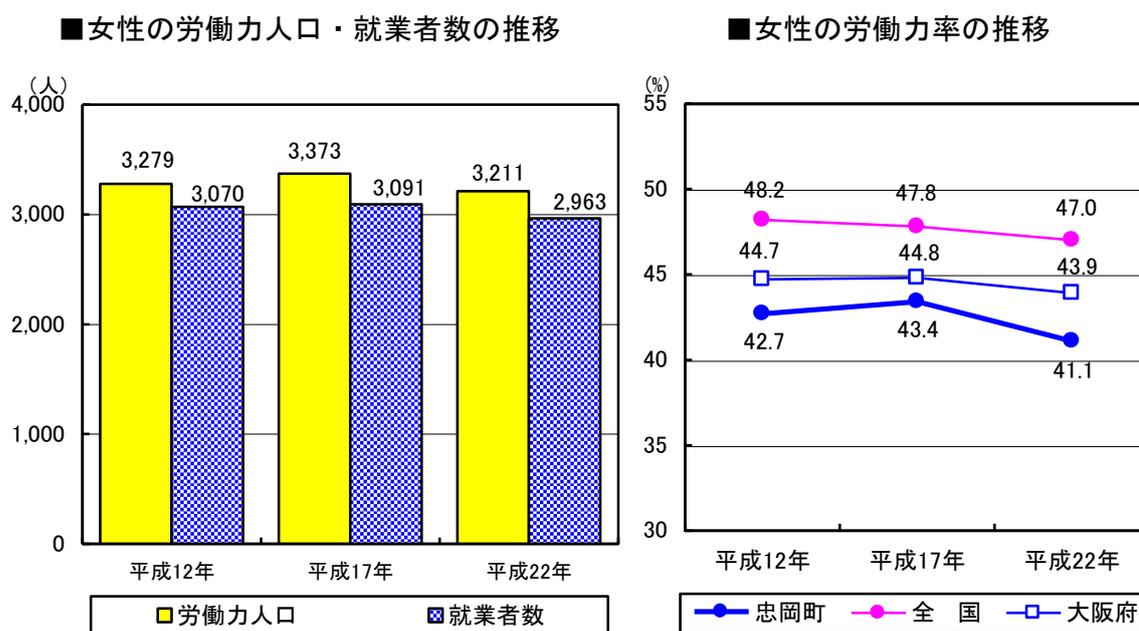
資料:各年国勢調査

### (3) 就業状況

#### ① 女性の労働力人口・就業者数の推移

平成12年以降の女性の労働力人口及び就業者数の推移を国勢調査で見ると、どちらも平成17年に増加したものの、平成22年とともに減少し、それぞれ3,211人、2,963人となっています。

また、15歳以上人口に占める労働力人口の割合（労働力率）は、平成17年に若干上昇しましたが、平成22年には低下し41.1%となっています。忠岡町の労働力率は、いずれの年も全国や大阪府水準より低くなっています。



資料: 各年国勢調査(10月1日現在)

注) 労働力率=(労働力人口/15歳以上人口)×100

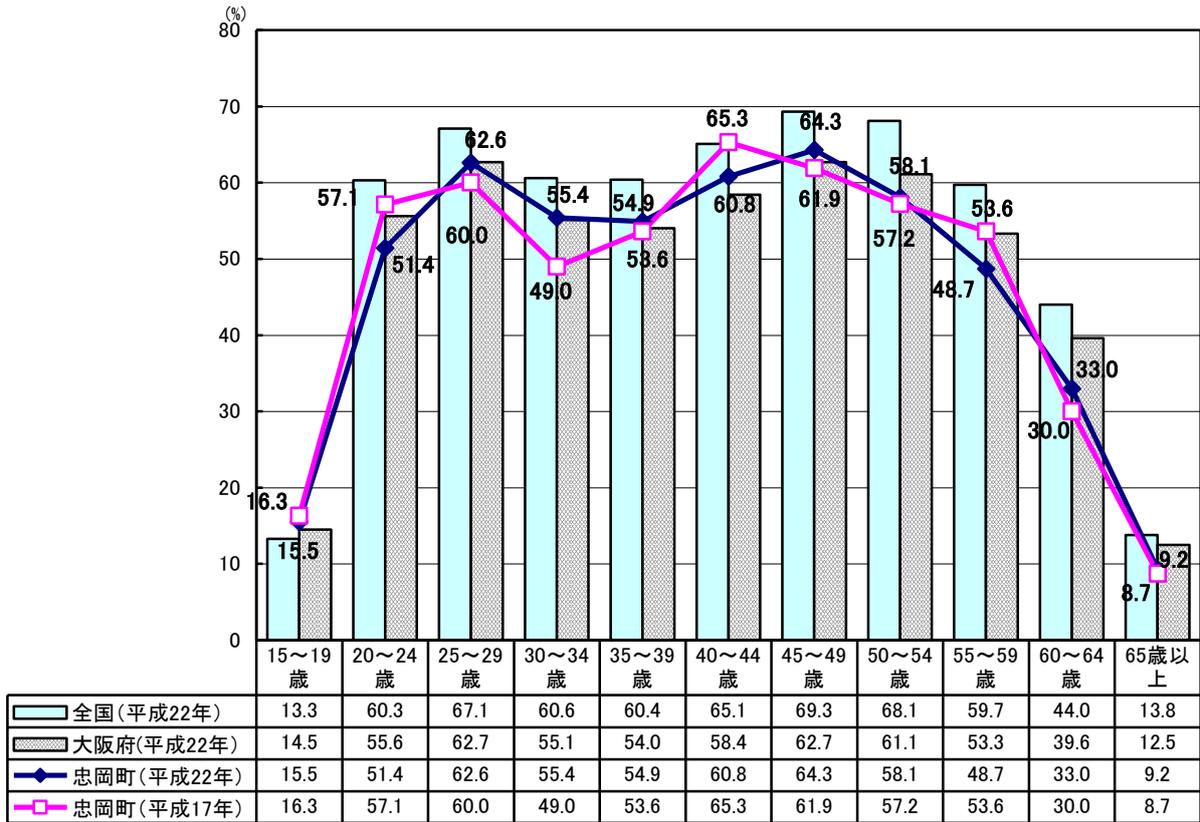
#### ② 男女の年齢5歳階級別就業率の推移

女性の年齢5歳階級別就業率について、平成17年と22年を比べると、20～29歳、30歳代、50歳前後、60歳代以上の各年齢層は上昇していますが、その他の年齢層では低下しています。特に30～34歳の上昇が6.4ポイントと高く、一方、20～24歳の低下が5.7ポイントと大きくなっています。

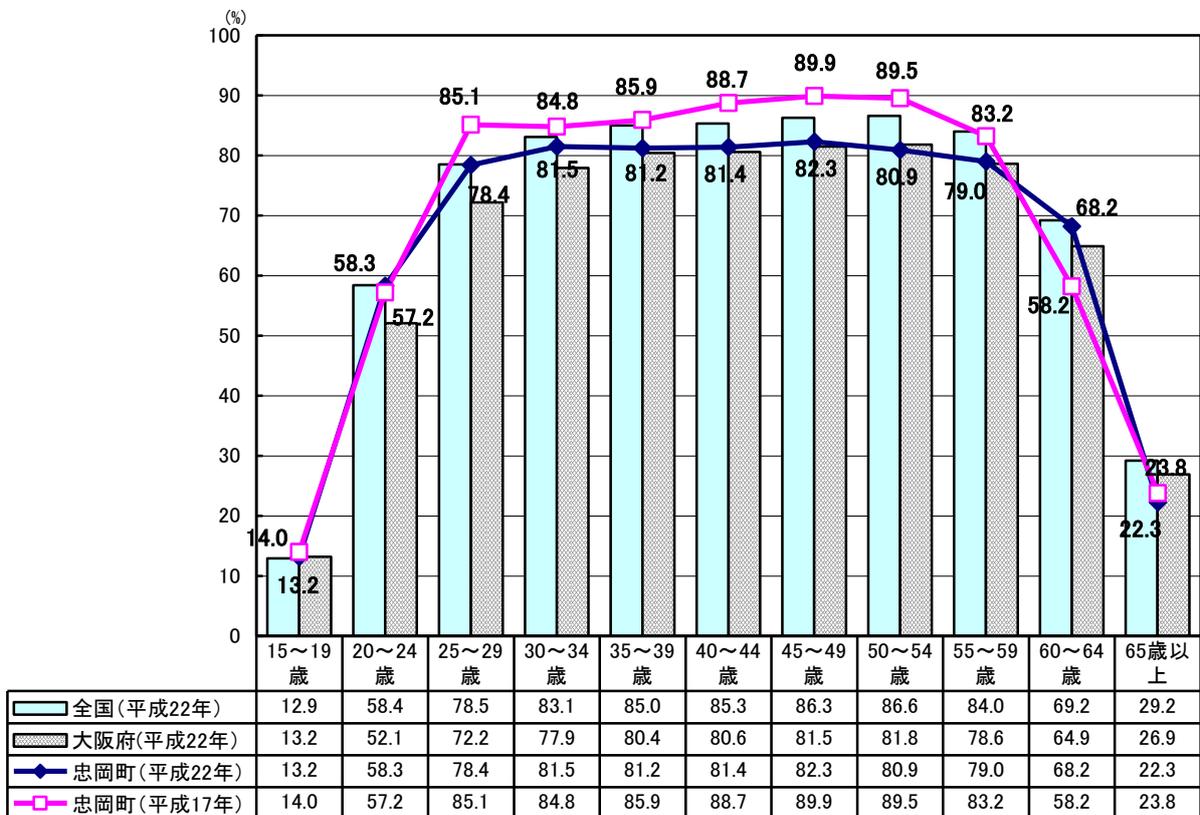
また、15～19歳は全国や大阪府よりも高く、20～24歳、50歳以上の各年齢層では全国や大阪府よりも低くなっています。

男性の場合、20～24歳、60～64歳以外の各年齢層で低下し、特に50～54歳では8.6ポイントも低下し、他にも45～49歳が7.6ポイント、40～44歳が7.3ポイント、25～29歳が6.7ポイントなど低下が大きく、20歳代後半から50歳代の就業率が90%を割っています。

■女性の年齢5歳階級別 就業率



■男性の年齢5歳階級別 就業率



資料: 国勢調査

#### (4) 支援を必要とする世帯の状況

##### ① ひとり親世帯等の推移

国勢調査からひとり親世帯の推移をみると、平成12年の96世帯が平成22年には150世帯と増加していますが、平成17年より若干減少しています。平成22年の内訳をみると、母子世帯が136世帯で全体の90.7%を占めます。

また、平成22年の母子世帯及び父子世帯率（一般世帯千世帯あたりの母子及び父子世帯数）は22.3で、大阪府の19.1や全国の16.3より高くなっています。

なお、平成22年は祖父母等他の世帯員がいる場合も含めた数値を公表していますが、それによると母子世帯は197世帯、父子世帯は31世帯、合計228世帯となります。

■ひとり親世帯の推移

項目 年次	総数			6歳未満親族の いる一般世帯			18歳未満親族の いる一般世帯			平成22年 母子・父子世帯率		
	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	忠岡町	大阪府	全国
合計	96	154	150	25	47	34	86	145	142	22.3	19.1	16.3
母子世帯	82	142	136	22	44	32	74	136	129	20.2	17.4	14.6
父子世帯	14	12	14	3	3	2	12	9	13	2.1	1.7	1.7

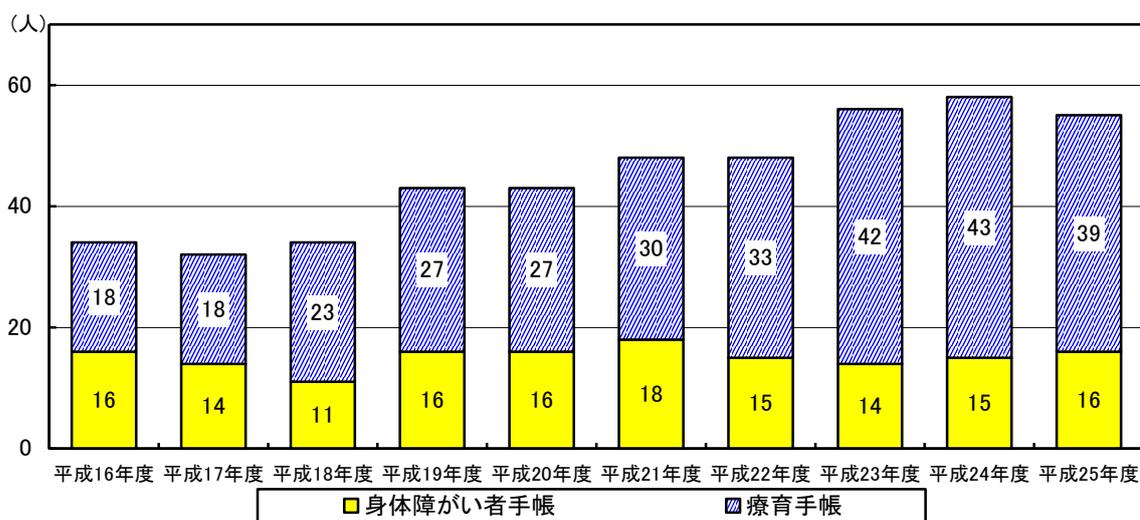
資料：各年国勢調査（10月1日現在）

##### ② 障がいのある子どもの推移

身体障がい者手帳所持の18歳未満の子どもは、平成18年度を除き、14人～18人で推移しています。

また、療育手帳所持の18歳未満の子どもは、わずかながら増加傾向にあり、平成25年度末には39人となっています。

■18歳未満の障がい者手帳所持者数の推移



資料：各年度末

## 2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要

本計画を策定するにあたり、その基礎資料として活用するため、忠岡町に居住する①0歳から小学校入学前の子どもがいる家庭、②小学生の子どもがいる家庭を対象に、ニーズ調査を実施しました。ここでは、その結果から特徴的な項目についてまとめています。

### ■調査対象者及び調査方法等

項目	就学前の子どもの保護者調査	小学生の保護者調査
調査対象者	町内在住の就学前の子どものいるすべての世帯（保護者回答）	町内在住の小学生のいるすべての世帯（保護者回答）
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幼稚園や保育所を通じて配布・回収</li> <li>●一部未就園児の世帯には郵送により配布・回収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小学校を通じて配布・回収</li> <li>●一部私立の小学生がいる世帯には郵送により配布・回収</li> </ul>
調査期間	平成25年11月22日（金）～平成25年12月5日（木）を基本とし、12月中まで回収	

### ■世帯数及び子どもの人数による回収状況

調査の種類	世帯数			前回調査
	配布数	有効回収数	有効回収率	回収率
就学前の子どもの保護者調査	720	494	68.6%	67.8%
小学生の保護者調査	846	575	68.0%	62.3%

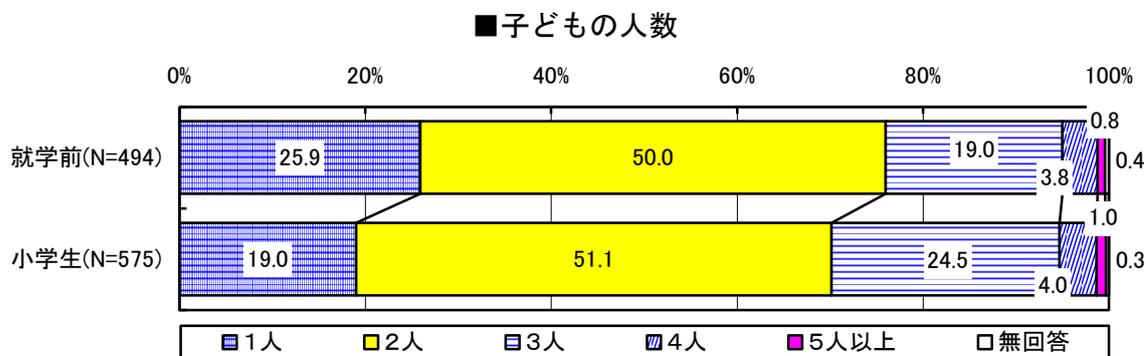
注) 前回調査とあるのは、平成21年5月に実施した「次世代育成支援後期行動計画策定のためのアンケート調査」のこと

### ■調査結果の表記に関する留意点

- ① 図表中のNとは、質問に対する無回答を含む回答者総数のことです。断りがない場合、原則として世帯数を表しますが、図表のタイトルに「子ども数による」とある場合は、各世帯の子ども数を合計した数となっています。
- ② 集計は、小数点第2位を四捨五入しています。したがって、数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- ③ 回答の比率（%）は、該当質問の回答者数を基数として算出しています。したがって、複数回答の場合はすべての比率を合計すると、100.0%を超えることがあります。
- ④ 分析本文中では、就学前の子どもの保護者調査の結果を「就学前」と表しています。同様に、小学生の保護者調査の結果を「小学生」としています。

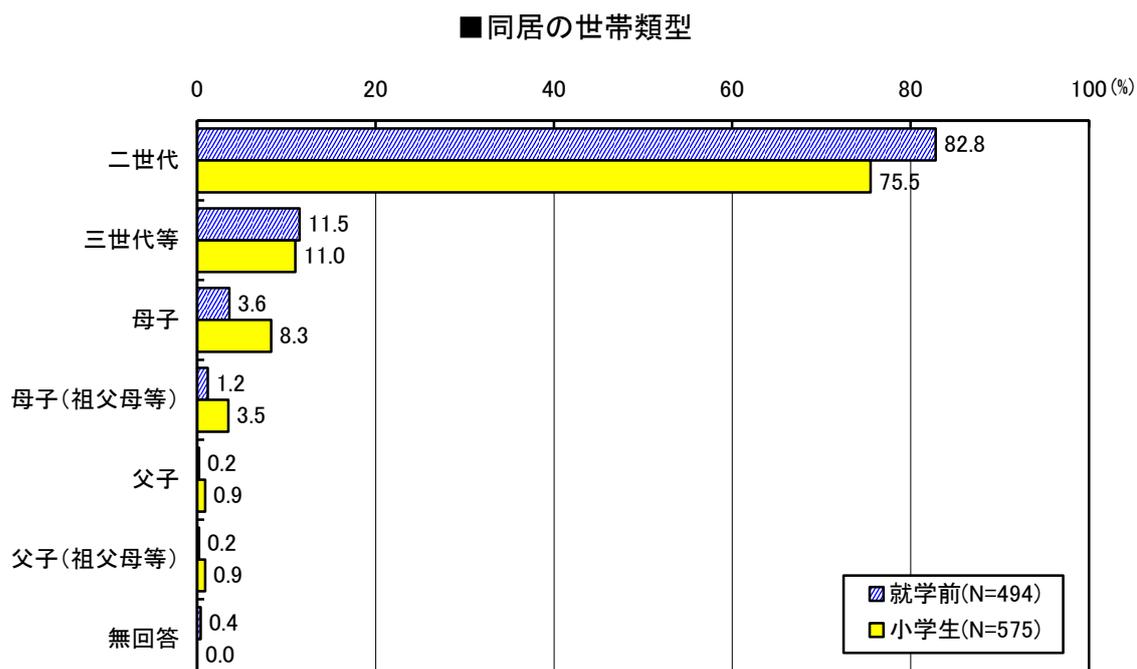
## ① 子どもの人数

- 子どもの人数は、就学前も小学生も世帯全体では、「2人」の率が最も高く、就学前が50.0%、小学生が51.1%となっています。次いで、就学前は「1人」(25.9%)が高く、小学生は、「3人」(24.5%)が高くなっています。



## ② 同居の世帯類型

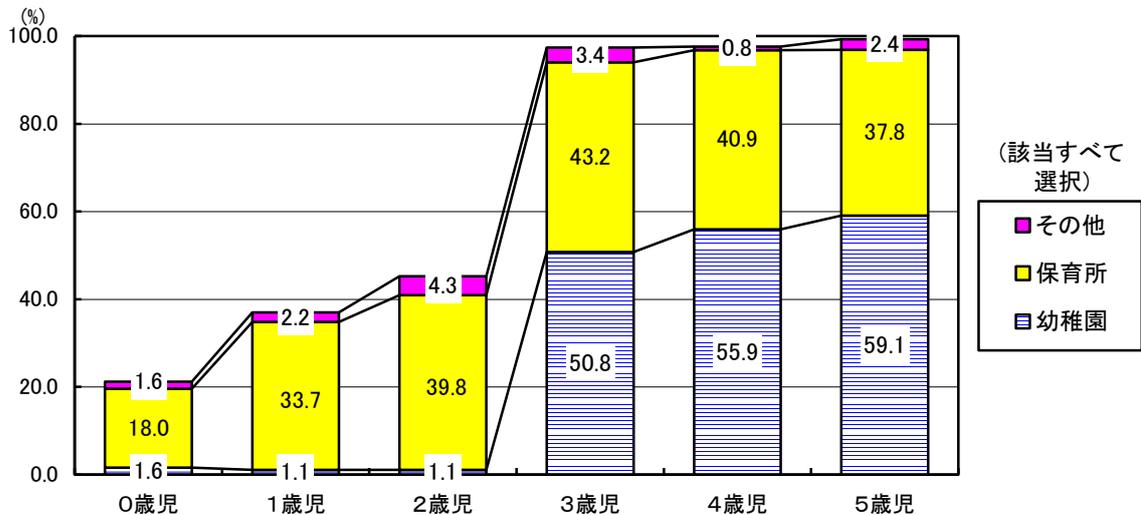
- 同居の世帯類型は、就学前も小学生も、両親と子ども等の「二世帯」の率が最も高く、就学前が82.8%、小学生が75.5%で、就学前のほうが高くなっています。
- 両親と子どもと祖父母（両方あるいはどちらか）等の「三世帯」や、両親と子どもと祖父母（両方あるいはどちらか）、曾祖父母（どちらか）等の「四世帯」を合わせた【三世帯等】は、就学前が11.5%、小学生が11.0%で同程度となっています。
- 「ひとり親」世帯は合わせて、就学前が5.2%、小学生が13.6%で、小学生のほうが高く、そのうち、「父子世帯」は、就学前が0.4%、小学生が1.8%で、母子世帯が大半を占めます。



### ③ 定期的な教育・保育事業の利用状況

- 幼稚園や保育所などを「利用している」率は、就学前の子ども数全体では70.0%となっています。年齢別の利用状況では、【保育所】の利用は0歳児が18.0%、1歳児が33.7%、2歳児が39.8%、3歳児が43.2%、4歳児が40.9%、5歳児が37.8%となっています。【幼稚園】は、3歳児が50.8%、4歳児が55.9%、5歳児が59.1%で、3歳児以上は幼稚園のほうが高くなっています（なお、0～2歳児にも幼稚園利用がわずかながらみられますが、記載ミスあるいは年齢により未就園児利用があると思われる）。

■子どもの年齢別 教育・保育事業の利用状況（子ども数による）

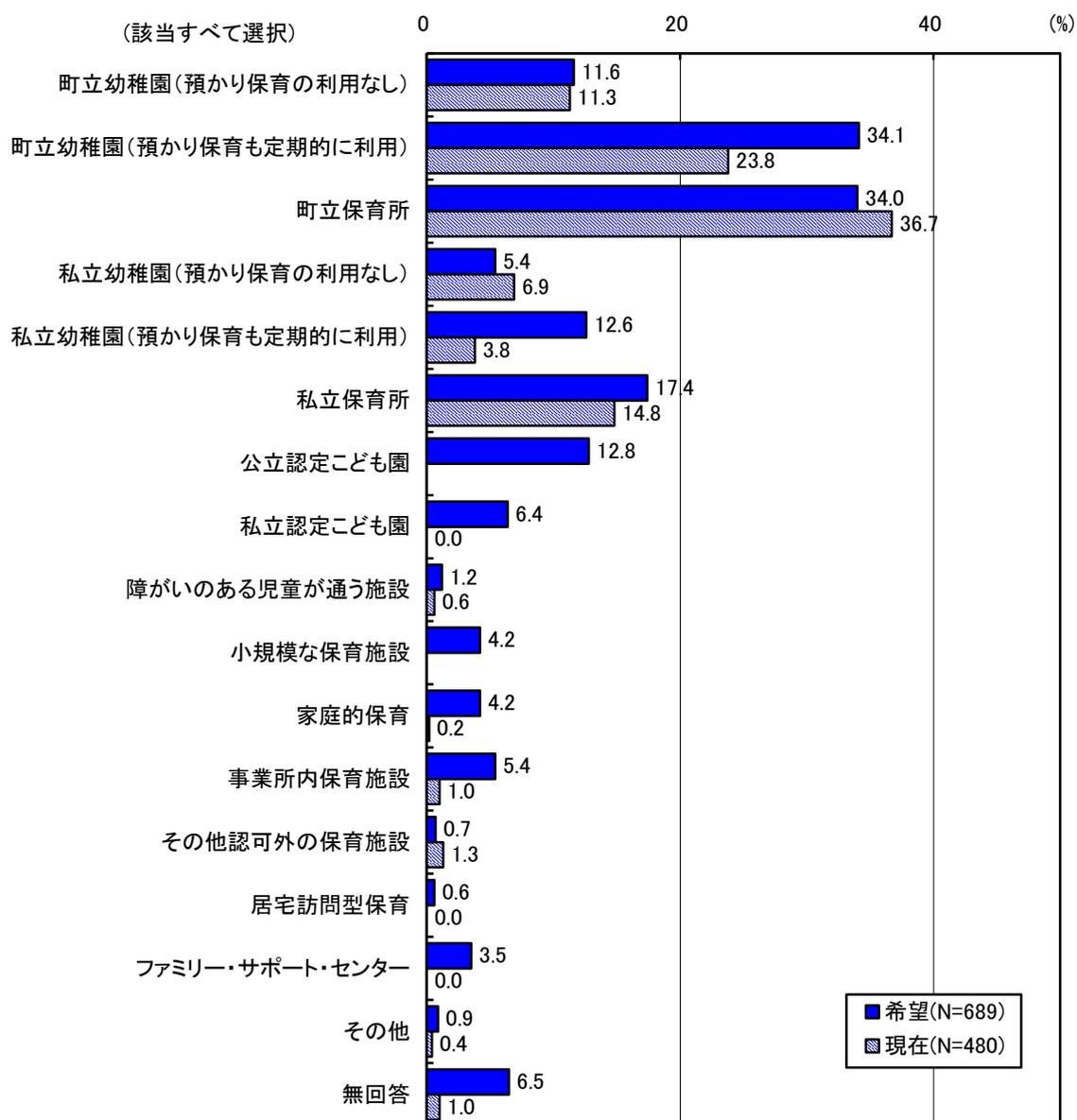


注) 重複利用も含む率。その他は、「私立認定こども園」「障がいのある児童が通う施設」「家庭的保育」「事業所内保育施設」「その他認可外保育施設」「居宅訪問型保育」「ファミリー・サポート・センター」「その他」の合算。また、各年齢で無回答は省略

### ④ 今後、定期的にご利用したい教育・保育事業

- 今後、定期的にご利用したいと考える教育・保育事業は、就学前の子ども数全体では「町立幼稚園（預かり保育も定期的にご利用）及び「町立保育所」がトップでそれぞれ34.1%、34.0%となっています。次いで「私立保育所」（17.4%）、「公立認定こども園」（12.8%）、「私立幼稚園（預かり保育も定期的にご利用）」（12.6%）、「町立幼稚園（預かり保育の利用なし）」（11.6%）などとなっています。
- 現在の利用に比べて特に高くなっているのは、「町立幼稚園（預かり保育も定期的にご利用）」や「私立幼稚園（預かり保育も定期的にご利用）」となっています。また、現在はない「公立認定こども園」や、現在町外にあっても利用がない「私立認定こども園」についてもそれぞれ12.8%、6.4%と高くなっています。

■今後、定期的に利用したい教育・保育事業／現在の利用状況との比較（子ども数による）



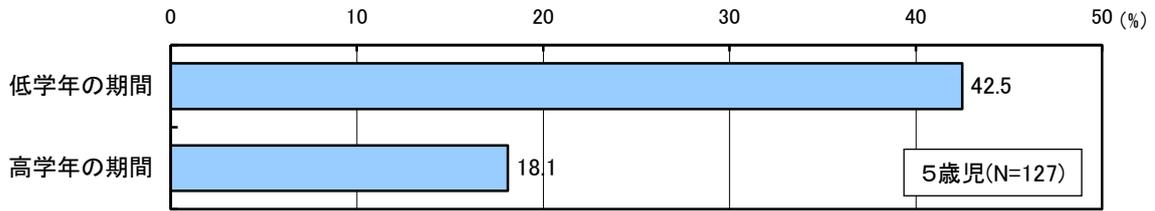
注)現在の利用率が表記されていない事業は、質問の選択肢がなかった項目

⑤ 留守家庭児童学級の利用状況と利用意向

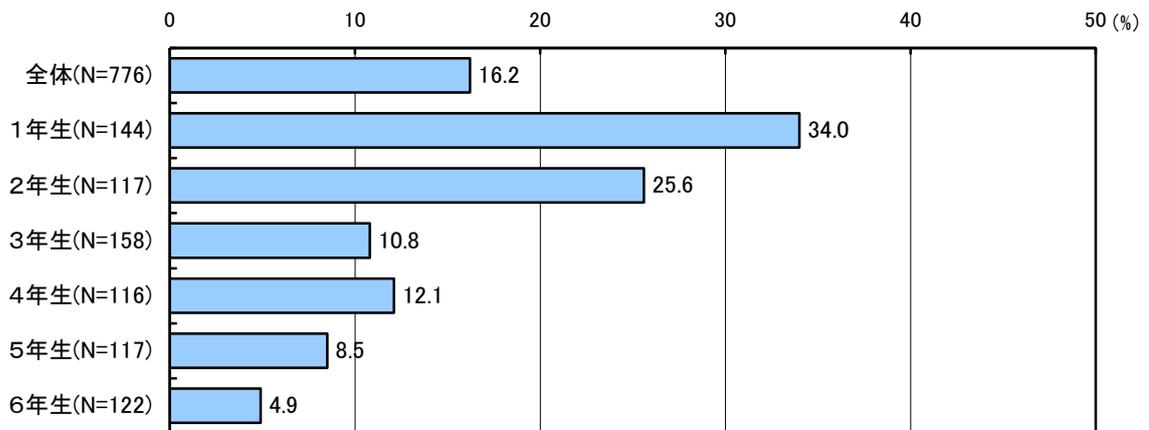
- 就学前の5歳児の放課後に過ごさせたい場所の中で、「留守家庭児童学級」の希望は低学年の期間が42.5%、高学年の期間が18.1%となっています。
- 小学生の「留守家庭児童学級」の利用率は、子ども数による全体では16.2%で、1年生が34.0%で最も高く、学年が上がるにしたがい低下し、6年生では4.9%（利用対象は5年生まで）となっています。
- 留守家庭児童学級に希望することとしては、「利用できる学年を6年生までにする」が39.1%でトップとなっています。
- 低学年の期間の平日の利用意向では、「利用したい」率は1年生が47.9%で最も高く、2年生が36.8%、3年生が23.4%となっています。

- 高学年の期間の利用意向では、「利用したい」率は4年生が15.5%で最も高く、長期休暇の利用希望率も4年生が39.7%で最も高くなっています。

■ 5歳児の留守家庭児童学級の利用意向

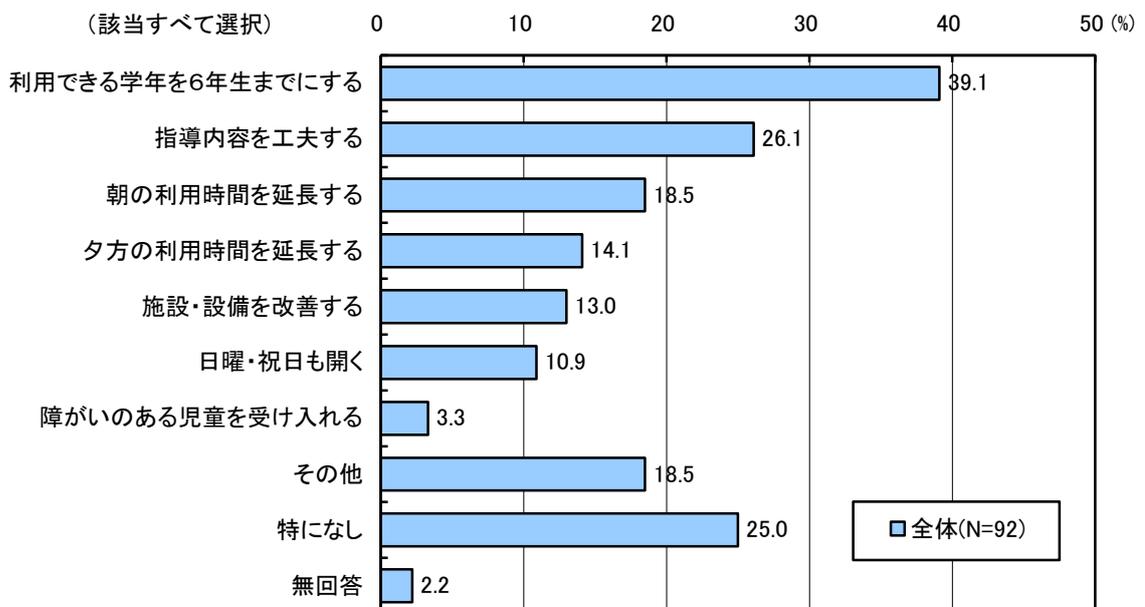


■ 子どもの学年別 留守家庭児童学級の利用率（子ども数による）

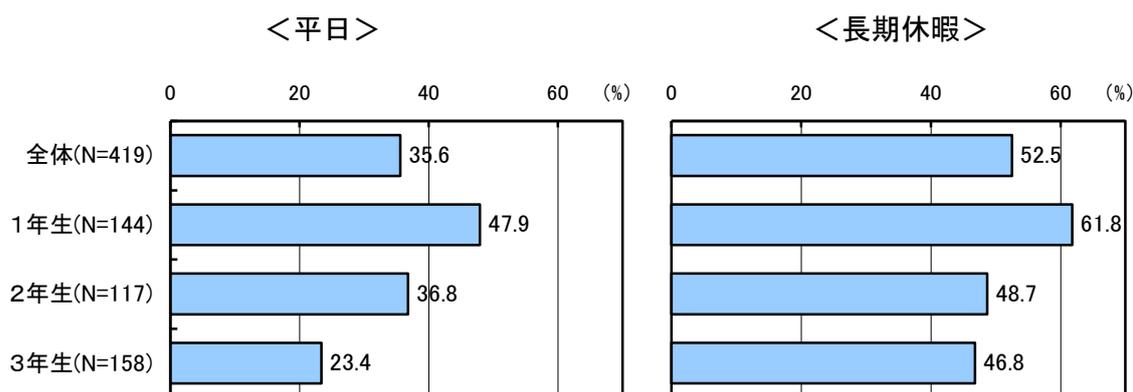


注) 留守家庭児童学級は基本的には5年生まで

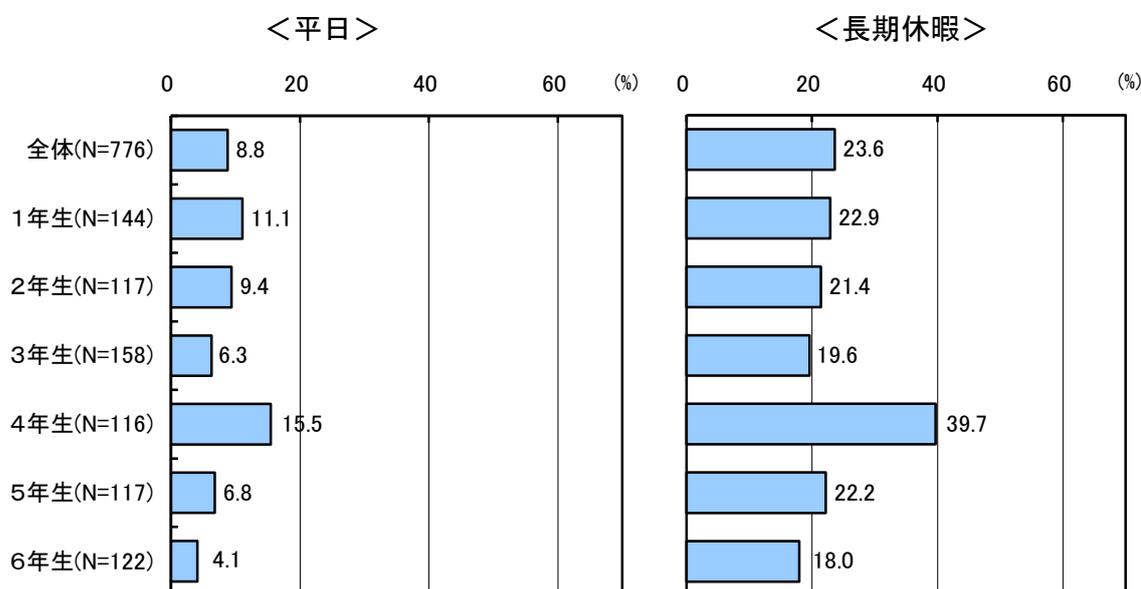
■ 留守家庭児童学級に希望すること



■ 留守家庭児童学級の低学年の期間の利用意向



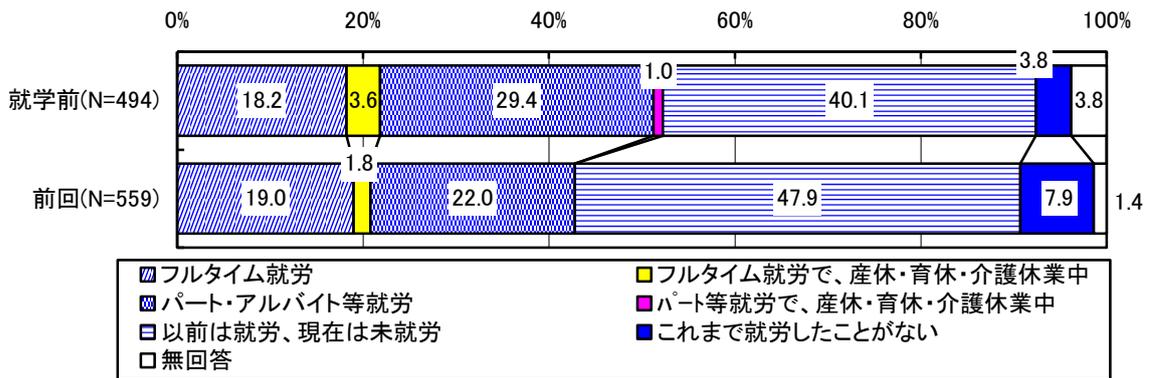
■ 留守家庭児童学級の高学年の期間の利用意向



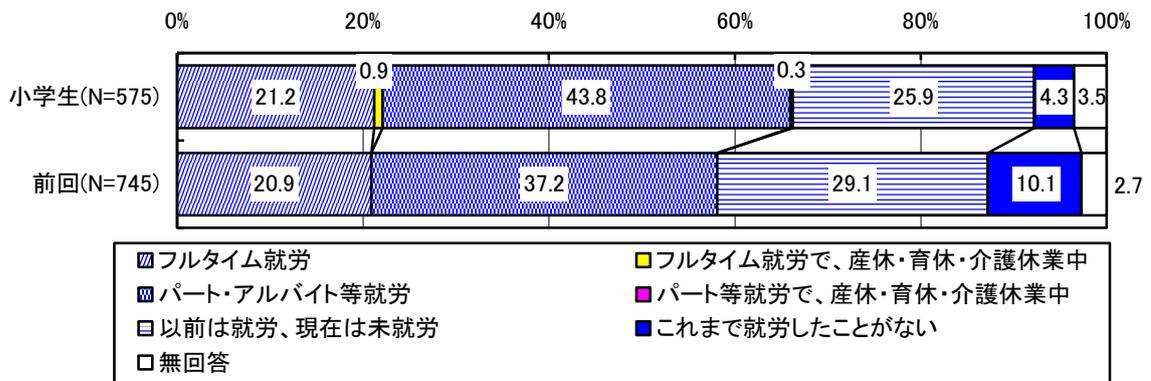
⑥ 母親の就労状況と家庭類型

- 就学前の母親の就労率は、「フルタイム就労」が18.2%、「フルタイム就労で、産休・育休・介護休業中」が3.6%で、合わせて【フルタイム就労】が21.8%で、前回調査の20.8%より微増しています。また、「パート・アルバイト等就労」が29.4%、「パート・アルバイト等就労で、産休・育休・介護休業中」が1.0%で、合わせて【パート・アルバイト等就労】が30.4%で、前回調査の22.0%より8.4ポイント高くなっています。また、【フルタイム就労】と【パート・アルバイト等就労】を合わせた就労率は52.2%となり、前回調査の42.8%より9.4ポイント高くなっています。
- 小学生の母親は、【フルタイム就労】が22.1%で、前回調査の20.9%より微増しています。また、【パート・アルバイト等就労】が44.1%で、前回調査の37.2%より6.9ポイント高くなっています。【フルタイム就労】と【パート・アルバイト等就労】を合わせた就労率は66.2%で、前回調査より8.1ポイント、就学前より14.0ポイント高くなっています。

■就学前の母親の就労状況／前回調査との比較

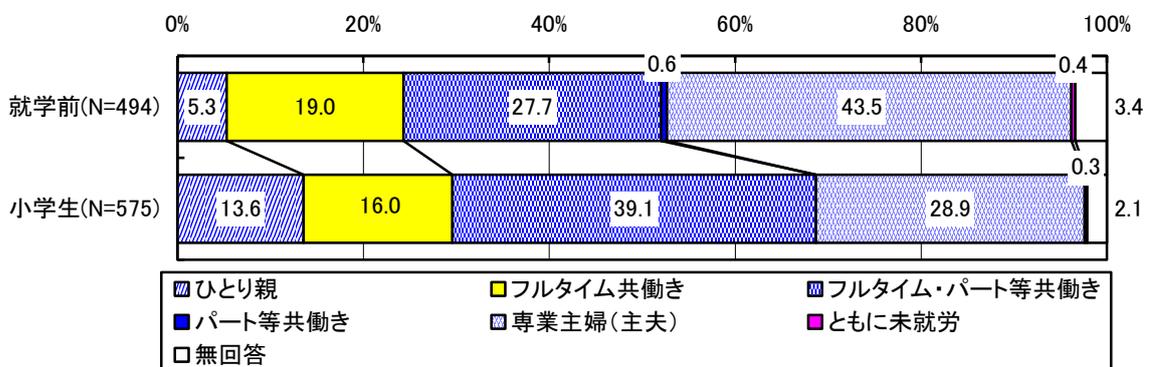


■小学生の母親の就労状況／前回調査との比較



- 母親と父親の就労状況から家庭類型をみると、就学前の場合、両親が「フルタイム共働き」は19.0%、「フルタイム・パート等共働き」が27.7%、「パート等共働き」が0.6%で、合わせて共働き率は47.3%と約半数になります。
- 小学生の場合、共働き率は55.1%で、就学前より7.8ポイント高くなっています。

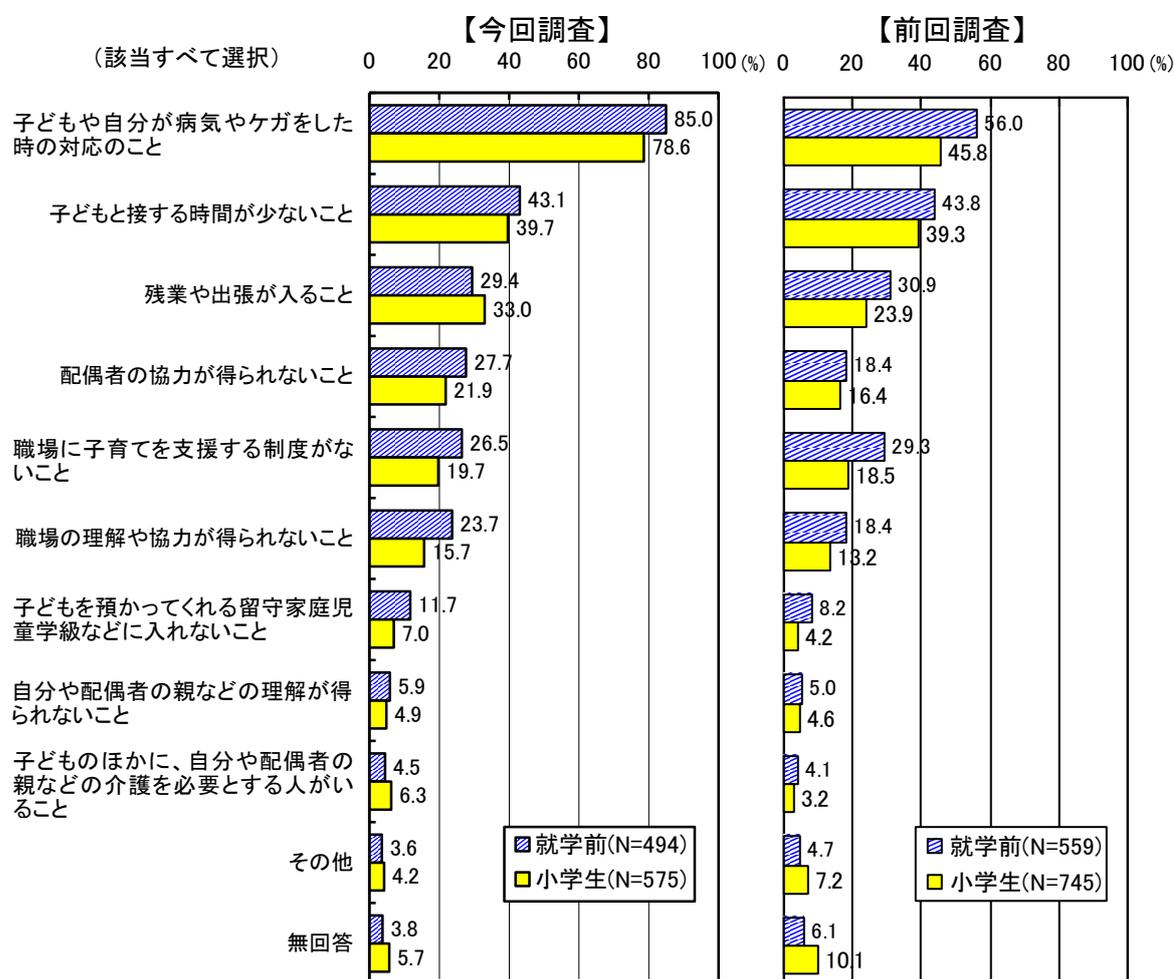
■父親と母親の就労状況による家庭類型



⑦ 仕事と子育てを両立する上で大変だと思うこと

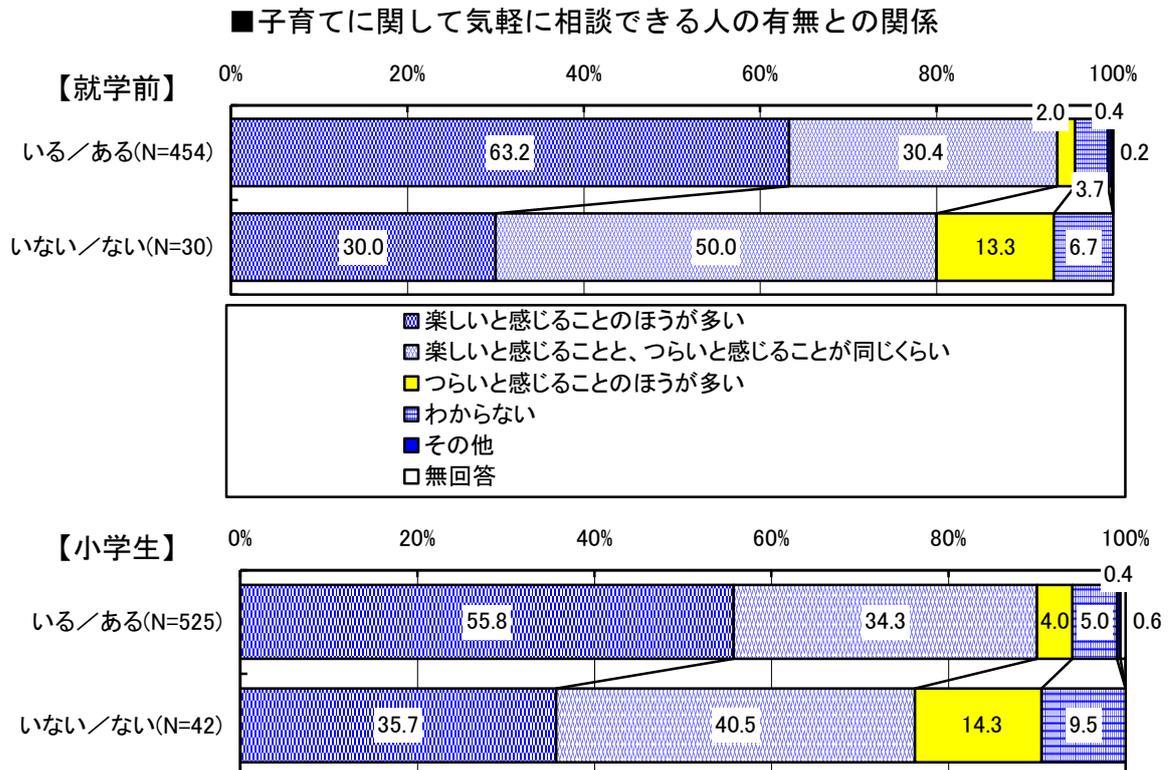
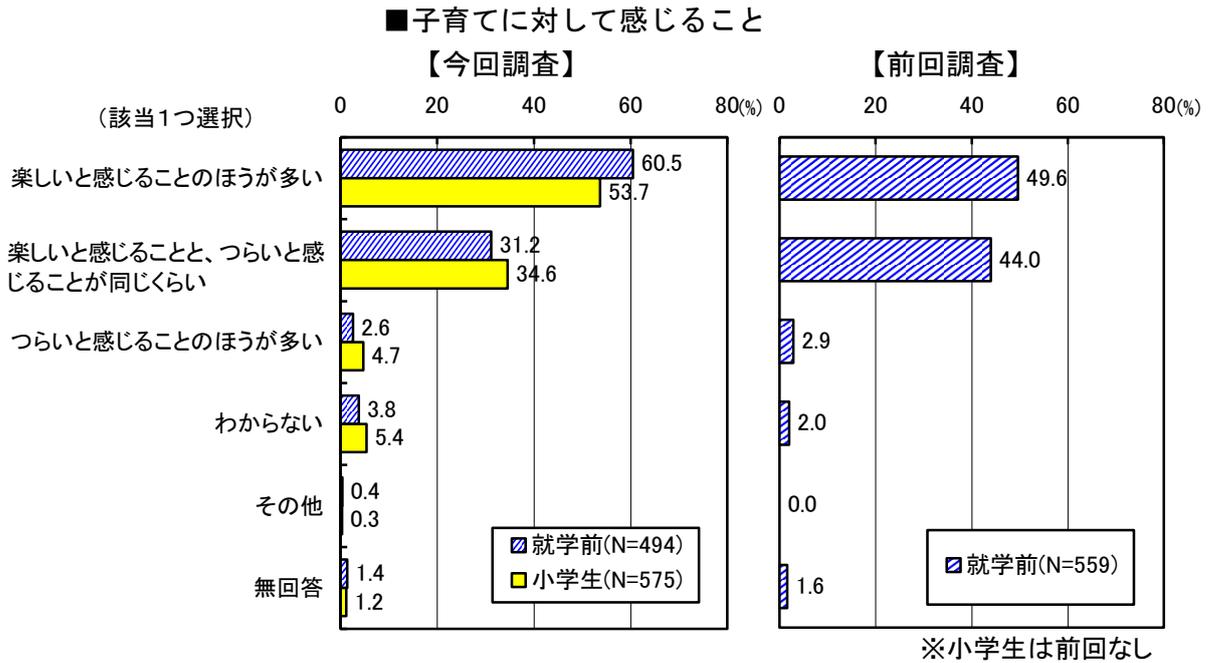
- 仕事と子育てを両立する上で大変だと思うことは、就学前の世帯全体では、「子どもや自分が病気やケガをした時の対応のこと」が85.0%でトップ、次いで「子どもと接する時間が少ないこと」(43.1%)、「残業や出張が入ること」(29.4%)などで、前回調査と同じ項目となっています。
- 小学生の場合も、「子どもや自分が病気やケガをした時の対応のこと」が78.6%でトップ、次いで「子どもと接する時間が少ないこと」(39.7%)、「残業や出張が入ること」(33.0%)などで、やはり前回調査と同じ項目となっています。
- 「配偶者の協力が得られないこと」や「職場の理解や協力が得られないこと」は、就学前も小学生も前回調査より高くなっています。

■ 仕事と子育てを両立する上で大変だと思うこと／前回調査との比較



⑧ 子育てに対して感じること

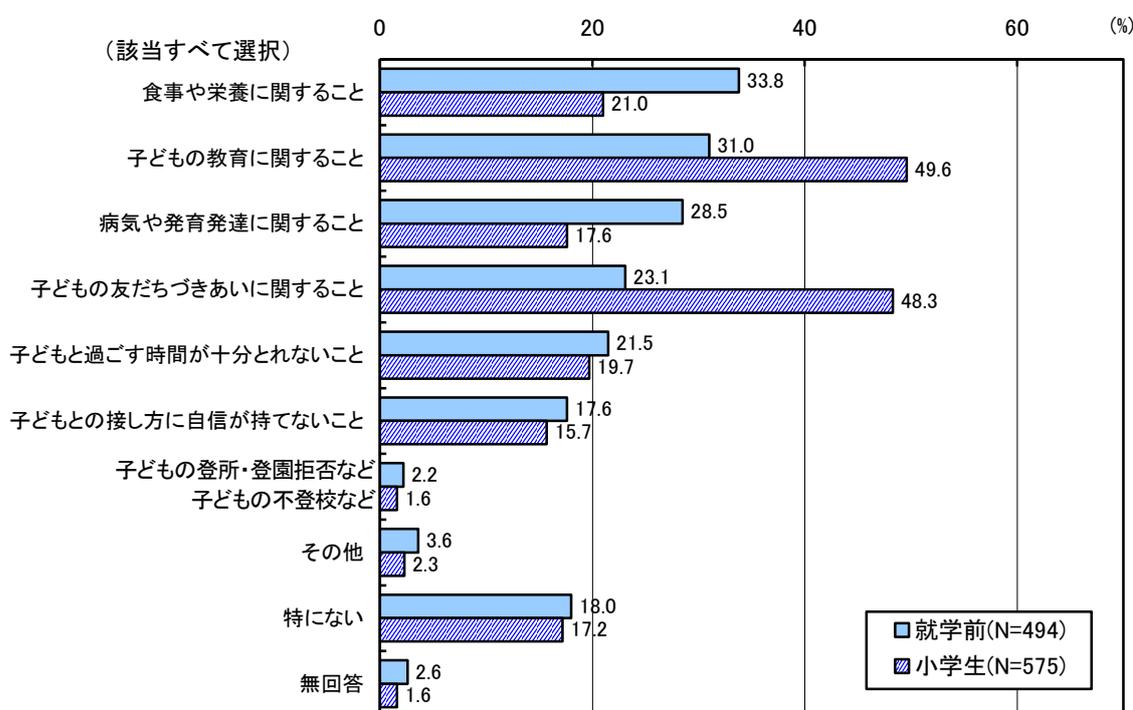
- 子育てが「楽しいと感じることのほうが多い」率は、就学前が60.5%、小学生が53.7%で、就学前のほうが高くなっています。就学前は、前回調査と比べて「楽しいと感じることのほうが多い」が10.9ポイント高くなっています。一方、「つらいと感じることのほうが多い」率は、就学前が2.6%、小学生が4.7%となっています。
- 「つらいと感じることのほうが多い」率は、子育てに関して気軽に相談できる人が「いない／ない」人のほうが高くなっています。



⑨ 子どものことで悩んでいることや気になること

- 子どものことで悩んでいることや気になることについて、就学前の世帯全体では、「食事や栄養に関すること」が33.8%でトップ、次いで「子どもの教育に関すること」(31.0%)、「病気や発育発達に関すること」(28.5%)、「子どもの友だちづきあいに関すること」(23.1%)、「子どもと過ごす時間が十分にとれないこと」(21.5%)などと続きます。
- 小学生は、「子どもの教育に関すること」が49.6%でトップ、次いで「子どもの友だちづきあいに関すること」(48.3%)、「食事や栄養に関すること」(21.0%)、「子どもと過ごす時間が十分にとれないこと」(19.7%)、「病気や発育発達に関すること」(17.6%)などと続きます。

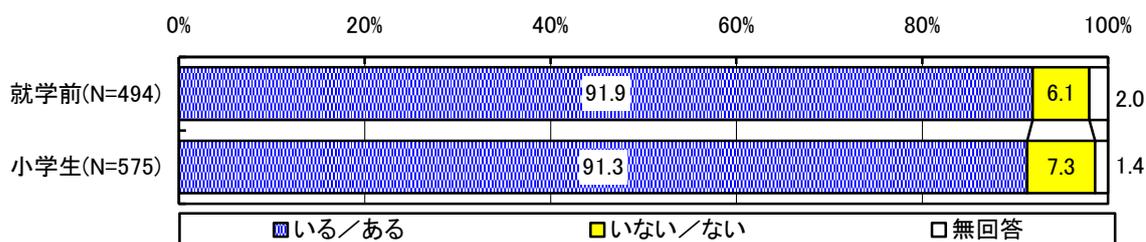
■子どものことで悩んでいることや気になること



⑩ 子育てに関して気軽に相談できる人の有無と相談先

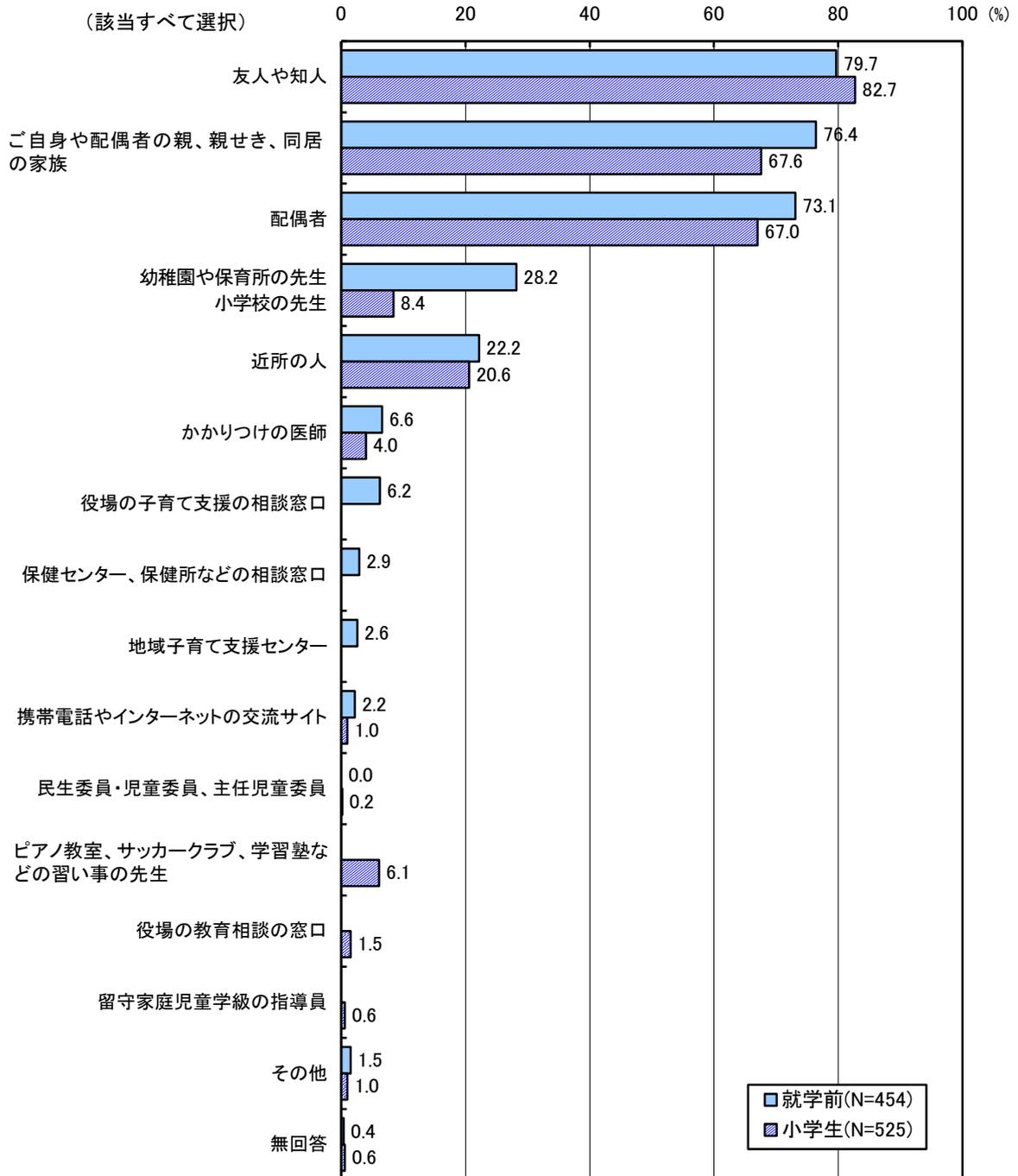
- 子育てに関して気軽に相談できる人や場所が「いない／ない」率は、就学前が6.1%、小学生が7.3%となっています。

■子育てに関して気軽に相談できる人の有無



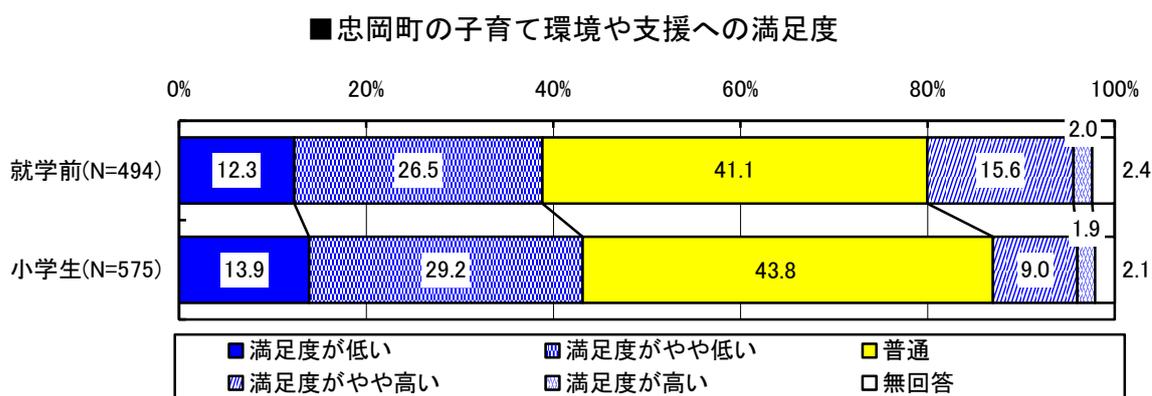
- 子育てに関して気軽に相談できる人や場所は、就学前も小学生も「友人や知人」「ご自身や配偶者の親、親せき、同居の家族」「配偶者」が多くなっています。また、「近所の人」が就学前も小学生もそれぞれ22.2%、20.6%となっています。

■ 子育てに関して気軽に相談できる人や場所



## ⑪ 忠岡町の子育て環境や支援への満足度

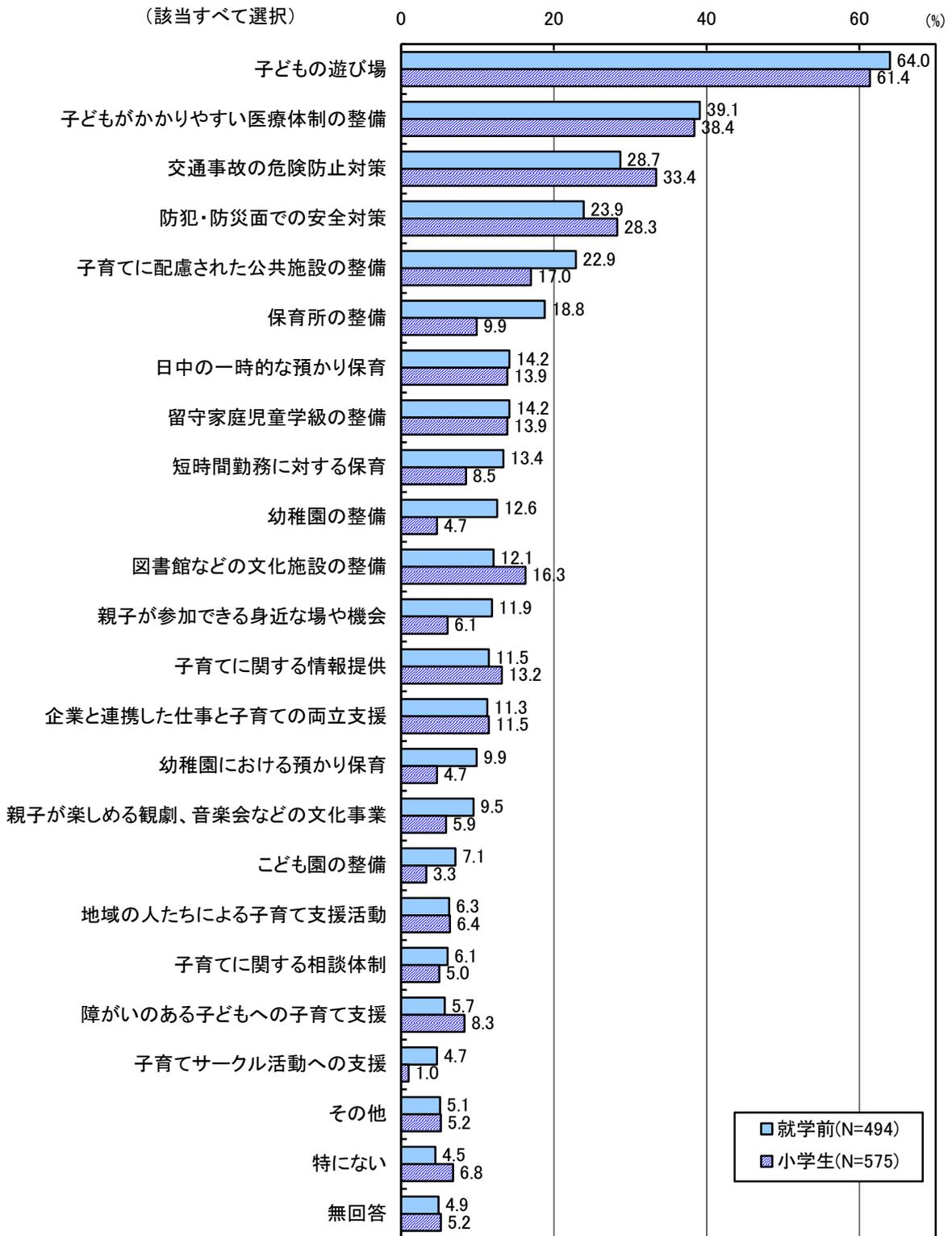
- 忠岡町の子育て環境や支援への満足度は、就学前の世帯全体では、「普通」が41.1%で最も高く、「満足度が低い」及び「満足度がやや低い」を合わせた【低い】が38.8%、「満足度がやや高い」及び「満足度が高い」を合わせた【高い】が17.6%で、満足度が【低い】ほうが【高い】を21.2ポイント上回っています。
- 小学生の世帯全体では、「普通」が43.8%で最も高く、就学前より若干高くなっています。満足度が【低い】は合わせて43.1%、一方、満足度が【高い】は合わせて10.9%で、【低い】が【高い】を32.2ポイント上回っています。就学前に比べて、満足度が【低い】が4.3ポイント高く、【高い】が6.7ポイント低くなっています。



## ⑫ 子育て環境や支援に関して充実してほしい点

- 子育て環境や支援に関して充実してほしい点は、就学前の世帯全体では、「子どもの遊び場」が64.0%でトップとなっています。次いで、「子どもがかかりやすい医療体制の整備」(39.1%)、「交通事故の危険防止対策」(28.7%)、「防犯・防災面での安全対策」(23.9%)、「子育てに配慮された公共施設の整備」(22.9%)、「保育所の整備」(18.8%)などと続き、遊び場や医療体制の整備とともに、安全分野の事業が上位に入っています。
- 小学生の世帯全体では、やはり「子どもの遊び場」がトップで、61.4%と就学前と大差なく60%を超えています。次いで、「子どもがかかりやすい医療体制の整備」(38.4%)、「交通事故の危険防止対策」(33.4%)、「防犯・防災面での安全対策」(28.3%)、「子育てに配慮された公共施設の整備」(17.0%)、「図書館などの文化施設の整備」(16.3%)、「日中の一時的な預かり保育」及び「留守家庭児童学級の整備」(各13.9%)などと続き、遊び場や医療体制の整備とともに、安全分野の事業が上位に入っています。

■子育て環境や支援に関して充実してほしい点



### 3 次世代育成支援後期行動計画における取組と評価

#### (1) 特定事業の目標事業量の達成状況

次世代育成支援対策推進法においては、特定事業に関する目標事業量の設定が定められていました。平成26年度の目標事業量に対する平成26年度の達成状況については、次表のとおりです。

「通常保育」の3歳以上児は、目標を上回る児童の利用がありましたが、3歳未満児は目標を下回る利用となっています。

また、計画策定当時の平成21年度には未実施で目標事業量を設定した「病後児保育」及び「ファミリー・サポート・センター事業」については、未実施となっています。

一方、「子育て短期支援事業（トワイライトステイ）」は、1か所の目標事業量に対して「子育て短期支援事業（ショートステイ）」と同様に、3か所の実施となっています。

■ 特定事業の目標事業量

事業名		指標	平成21年度 の実績	目標事業量 平成26年度	平成26年度 の実績
通常保育事業		3歳未満児	143人	177人	138人
		3歳以上児	246人	215人	222人
延長保育事業		か所数	3か所	3か所	3か所
夜間保育事業		か所数	0か所	0か所	0か所
休日保育事業		か所数	0か所	0か所	0か所
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)		か所数	1か所	1か所	3か所
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)		か所数	3か所	3か所	3か所
家庭的保育事業		人数		0人	0人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		か所数	2か所	2か所	2か所
		クラブ数	2クラブ	2クラブ	2クラブ
一時預かり事業		か所数	1か所	1か所	1か所
病児・病後児保育 事業	病児保育	か所数	0か所	0か所	0か所
	病後児保育	か所数	0か所	1か所	0か所
ファミリー・サポート・センター事業		か所数	0か所	1か所	0か所
地域子育て支援 拠点事業	センター型	か所数	1か所	1か所	1か所
	ひろば型	か所数	0か所	0か所	0か所

## (2) 基本方向別・施策目標別の取組状況

基本方向別・施策目標別に施策・事業の実施状況をみます。

### 基本方向「1 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり」

施策目標「(1) 母と子の健康づくり支援」では、24の施策・事業について、「計画通りに実行」は18件、「一部、実行」は3件、「未実施」が3件となっています。「一部、実行」では、「お母さんの勉強室」のように、参加人数の減少に伴い、座学中心になっていた事業内容を平成25年度から変更し、親子での遊びや運動を主とした内容に変更し、事業名も「ママとこどものわんぱくタイム」に変更したものがあります。

「未実施」は、いずれも「思春期からの健康づくり支援」で、「喫煙・飲酒防止対策の推進」や「薬物乱用防止対策の推進」「性や生命の尊重に基づく性教育の推進」で、今後は内容等について関係課と検討が必要となっています。

施策目標「(2) 子育てに関する意識啓発及び相談・情報提供体制の充実」では、13の施策・事業について、「計画通りに実行」は9件、「一部、実行」は3件、「未実施」が1件となっています。「一部、実行」では、「お母さんの勉強室」の再掲以外として、「幼稚園や保育所での子育て相談の充実」の地域子育て支援センターであるチューリップ保育園での相談対応以外の、他の幼稚園や保育所での相談対応の充実が実行できていないこと、「地域での子育て出前講座の開催」の地区福祉委員会等身近な地域での子育て相談等についての開催が実行できていないことがあります。

「未実施」は、「子育ての楽しさ・大切さ意識の醸成」で、「子育ての楽しさや喜びのPR」となっています。

施策目標「(3) 仕事と生活の調和\*の推進」では、13の施策・事業について、「計画通りに実行」は8件、「一部、実行」は3件、「未実施」が2件となっています。「一部、実行」では、「ワーク・ライフ・バランス\*についての啓発」や「育児休業\*制度等の周知や利用促進」で、「育児休業制度等の周知や利用促進」では就職フェアの実施に際し、平成26年度において堺マザーズハローワーク\*の協力のもと、子育て中の母親支援等を目的とした相談コーナーを新設しています。

「未実施」は、「労働時間短縮に向けた啓発」及び「病児・病後児保育事業の検討」で、「労働時間短縮に向けた啓発」では仕事と家庭・地域生活の調和に向けた取組の先進事例の調査・研究が不十分であることが課題として挙げられ、「病児・病後児保育事業の検討」では、町内外での医療体制の確保が課題となります。

### 基本方向「2 子どもの生きる力\*を育み、健やかな成長を支える環境づくり」

施策目標「(1) 心身を健やかに育む子育て環境の充実」では、24の施策・事業について、「計画通りに実行」は19件、「一部、実行」は2件、「未実施」が3件となっています。

「一部、実行」において、「ふるさと教育の推進」では、歴史や文化に詳しい地域住民の確保が、「体験的な学習の推進」でも地域の様々な資源を生かした活動でのボランティアの確保がそれぞれ課題となっています。

「未実施」は、いずれも「家庭や地域の教育力・社会力\*の向上」で、「人材育成事業」や「家庭教育の充実」「地域での世代間交流」で、ボランティア活動の担い手不足や地域リーダーの育成のための財源の確保等が課題となっています。

施策目標「(2) 子どもの人権の尊重」では、11の施策・事業についてすべてが、「計画通りに実行」となっています。

### 基本方向「3 子どもを安心して育てることができる環境づくり」

施策目標「(1) 地域における子育て支援」では、19の施策・事業について、「計画通りに実行」は15件、「一部、実行」は2件、「未実施」が2件となっています。「一部、実行」では、「ボランティアグループの育成支援及び啓発」でボランティア活動の担い手不足が課題となっており、「私立幼稚園就園費助成事業」について一部の助成となっています。

「未実施」は、「子育てサークルの育成・支援」や「ファミリー・サポート・センター事業」となっています。「子育てサークルの育成・支援」では、育成・支援のための体制づくりが、「ファミリー・サポート・センター事業」では社会福祉協議会等との連携などを通じた、ボランティア活動の担い手の確保が課題となっています。

施策目標「(2) 援助の必要な家庭への支援」では、15の施策・事業について、「計画通りに実行」は13件、「一部、実行」は1件、「未実施」が1件となっています。「一部、実行」では、「子育て関連情報の外国語版の提供」について、希望者に外国語の母子手帳の交付や予防接種の予診票の配布を行っています。

「未実施」は、「乳幼児健診等母子保健事業への外国人通訳の配置」で、人材の確保が困難な状況です。

施策目標「(3) 安全・安心な環境づくり」では、17の施策・事業について、「計画通りに実行」は12件、「一部、実行」は3件、「未実施」が2件となっています。「一部、実行」では、「児童遊園等の安全確保」については、樹木の剪定などの維持管理を実施し、「大阪府福祉のまちづくり条例の普及」については、対象建築物に対しては実施、「交通安全施設等整備事業の推進」については、道路区画線の更新などを実施しています。

「未実施」は、いずれも基本施策「良質な居住環境の確保」で、「バリアフリー基本構想に基づく事業の推進」と「公共施設のバリアフリー化の推進」です。「バリアフリー基本構想に基づく事業の推進」では、バリアフリー基本計画が未策定のため、事業計画自体が未定となっています。

## 4 子ども・子育て支援の主要な課題

忠岡町の子ども・子育て支援の主要な課題として、次の点が挙げられます。

### ○教育・保育事業及び教育・保育内容の充実

子育て世帯に対するニーズ調査結果から、母親の就労率の上昇や今後の就労意向が高いことなどから、保育ニーズへの対応を図る必要があります。

また、子ども・子育て支援法の趣旨にもあるように、幼稚園や保育所の利用状況に関わりなく、就学前の子どもの教育・保育の内容の充実を図る必要があります。幼保一体化の推進をめざすことも必要です。

さらに、核家族化やコミュニティ意識の希薄化などが進む中で、子どもの社会性や生きる力<sup>\*</sup>を育み、伸ばすため、地域と一体となって子どもと関わり、体験教育をはじめ学校等教育の充実を図ることが必要です。

### ○支援を必要とする子どもや家庭への対応の充実

全国的にも児童虐待<sup>\*</sup>や子どもの貧困<sup>\*</sup>問題など、養護が必要な子どもが増加していますが、忠岡町においてもこのような子どもや家庭への対応の充実が必要です。

また、全国的にも発達障がい<sup>\*</sup>のある子どもの増加がみられますが、忠岡町においては療育手帳を持つ子どもが増加傾向にあります。発達障がい把握するとともに、障がいのある子どもが障がいのない子どもと等しく教育・保育を受けられるように、また、一人ひとりの可能性を伸ばしていけるように、対応の充実を図る必要があります。

### ○ひとり親家庭の増加への対応

忠岡町においては、人口あたりのひとり親家庭率が大阪府や全国水準よりも高く、ひとり親家庭の経済的自立や子育て支援を推進することは、子どもの貧困問題の解消にとっても重要なことから、総合的な対策の充実が必要です。

また、国においては、ひとり親家庭に関する法律の改正もあり、母子家庭だけではなく、父子家庭に対する支援の拡充が法律にもうたわれ、こうした国の動向にも対応する必要があります。

### ○子ども・子育てを見守り、支援する地域づくり

子ども・子育て支援は、行政だけではなく、社会全体で取り組むことが求められ、子どもや子育て家庭の保護者が地域や家庭で孤立することがないようにすることが重要です。しかしながら、忠岡町ではボランティア活動が一部の人に限られ、なかなか広がらないことから、地域の様々な関係機関や団体、企業等が一体となって、忠岡町の子どもと子育て家庭を見守り、支援する地域づくりを進める必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

「第5次忠岡町総合計画」では、4つの基本理念の1つに「人が輝くまちづくり」があり、将来像を「みんなでつくろう 夢・希望・感動あふれるまち ～日本一小さなまち・忠岡の挑戦～」としています。

「忠岡町次世代育成支援後期行動計画」の基本理念は、計画が10年間の時限立法に基づくものであったことから、前期計画の基本理念を踏襲して、「みんなで子育て、子ども輝く 忠岡」としています。

今回策定の「忠岡町子ども・子育て応援プラン2015」では、親子を取り巻く環境の変化や多様なニーズを踏まえた質の高い教育・保育事業を推進するとともに、次世代育成支援対策を引き継ぐ計画でもあることから、次代を担う子どもたち一人ひとりが未来に向かい、夢と希望を持って、心身ともに健やかに成長できるように支援していくことが重要です。

また、子育ては本来、子どもに対して限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝するとともに、日々成長する子どもの姿に感動しながら、親もともに成長していくという、大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みといえます。保護者が子育ての悩みや不安ばかりを持つのではなく、子育ての楽しさや喜びを実感し、子どもと向き合い、親も子もともに成長できるよう、支援していくことも必要です。

さらに、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、親子の成長を見守り、支援できるよう、家庭、幼稚園、保育所、学校、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子どもの育ちや子育て家庭への支援の意義を理解し、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協力して行われることが必要です。

このような認識のもと、忠岡町では子育て\*・親育ち\*をまちぐるみで支援することをめざし、基本理念を次のように設定します。

**みんなで子育て、**

**親も子も地域も 笑顔輝く忠岡**

## 2 計画の基本的な視点

子ども・子育て支援の取組を進めるにあたって。次の5点を基本的視点とします。

### ① 子どもの最善の利益の確保

子ども・子育て支援は、子どもの最善の利益が実現される社会をめざすことを基本に、子どもの生きる権利の保障や健やかに発達・育つよう、教育・保育内容を充実するとともに、人権侵害である虐待やいじめ、ドメスティック・バイオレンス\*（以下、DVという。）被害などを受けないよう、また、障がいの有無や国籍等に関わらず等しく教育・保育が受けられるよう、子どもの人権の尊重を重視します。

### ② 忠岡の次代を担う人づくり

将来、子どもが自立して家庭を持ち、楽しく子育てができるよう、また、地域社会の一員として、その次の世代の子どもたちを支えることができるよう、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行うため、長期的な視野を持つとともに、忠岡の未来を託す人づくりを重視します。

### ③ 親子の育ちの見守りと相互の育ち合いの地域づくり

地域社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を支援するため、地域社会を構成する多様な主体が連携・協働し、子どもをまちの宝として大切に育てる意識づくりや大人も子どもも互いに学び、育ち合う環境づくりを重視します。

### ④ 多様な子育て支援ニーズへの対応

母親の就労をはじめ、子どもの教育・保育事業についての多様なニーズや、子どもの貧困\*など社会的養護を必要とする子どもの増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な教育・保育事業や地域子育て支援事業の取組や質を確保するとともに、養護家庭に対する自立支援等を重視します。

### ⑤ 子育てと仕事・地域生活の調和の推進

親が子育てを楽しみながら子どもとともにいきいきとした生活を送ることができるよう、また、父親も子どもと向き合い子どもの成長を喜びとして実感できるよう、さらに、地域社会とのつながりの中で親も子どもも成長できるよう、仕事と家庭生活、地域生活との調和の実現など、ゆとりある家庭づくりを重視します。

### 3 計画の基本目標

基本理念の実現をめざし、3つの基本目標を設定し、子ども・子育て支援施策を推進します。

#### 基本目標1 子どもの人権の尊重と未来を担う人づくり

一人ひとりの子どもの人権が尊重され、すべての子どもが相互に認め合い、生命を大切にすることができるまちづくりを進めます。

また、子どもが次代の担い手として、自らの人生の主演として夢と希望を持ち、心豊かにたくましく育つことができるよう、就学前の教育・保育、学校教育の充実に取り組むとともに、子育て基盤としての家庭づくりや地域づくりを進めます。

#### 基本目標2 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり

生涯にわたって親子がともに健康で暮らすことができるよう、母子保健対策をはじめ、保護者の健康づくり等の対策を進めます。

また、働く母親のみならず、すべての子育て家庭で親子がともに笑顔で暮らせるよう、男女がゆとりある職業生活を送れるようにするとともに、家庭生活や地域生活との調和を図れるよう、ゆとりある家庭環境づくりを進めます。

さらに、子育て家庭の多様なニーズに対応し、就学前の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの計画的な達成に向けての取組を進めるとともに、質の確保を図ります。

#### 基本目標3 子どもを安心して育てることができる環境づくり

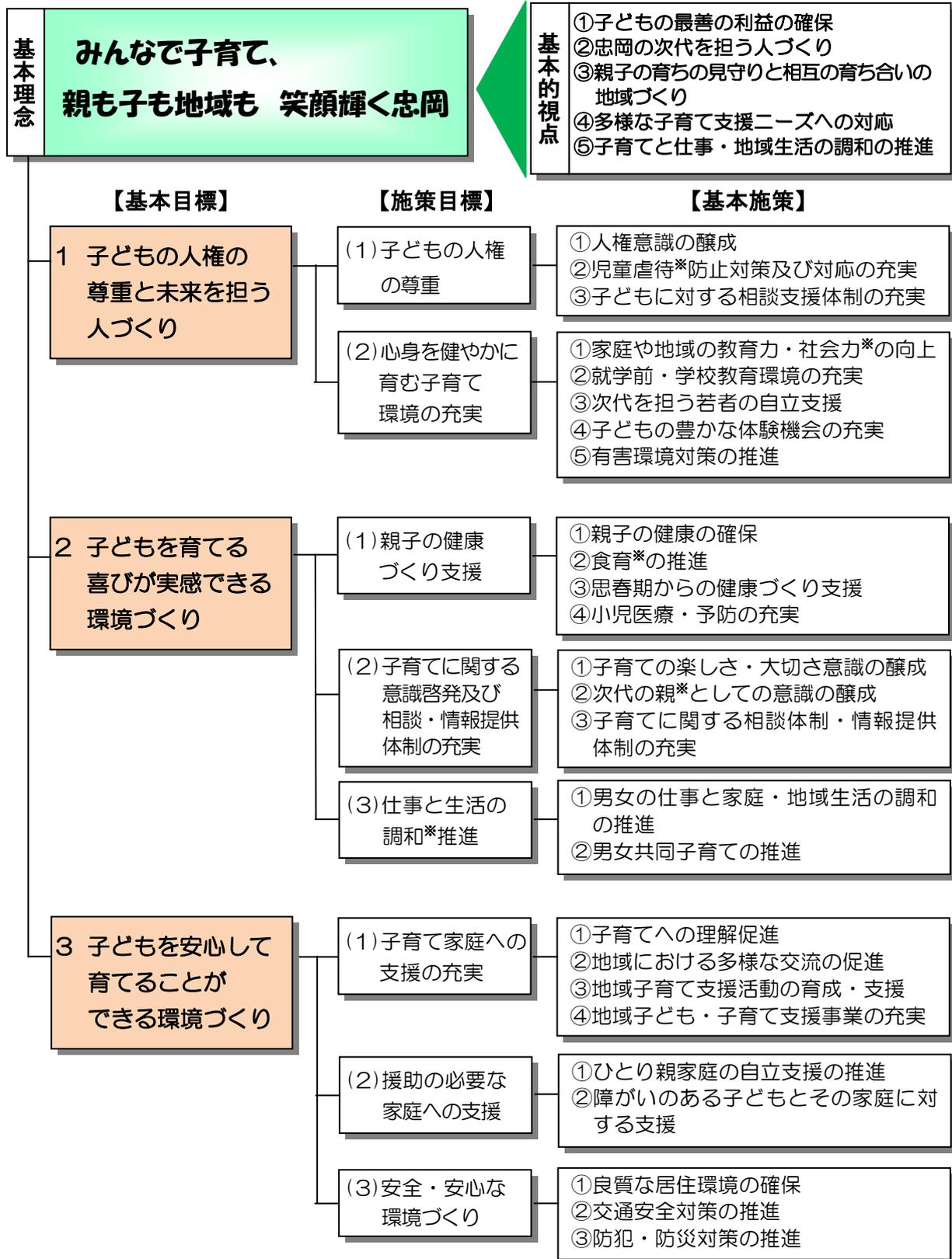
地域社会全体で親子の育ちを見守り、支援するため、子育ての社会的意義について啓発するとともに、地域団体や地域住民等と連携し、子どもと子育て家庭を見守り、ふれあい、支援する地域づくりを進めます。

また、援護を必要とする家庭に対する支援を充実するとともに、いつでも子育てのことを相談できるよう、相談や情報提供の充実を図ります。

さらに、子どもや子育て家庭が暮らしやすい生活環境の整備を進めます。

## 4 計画の施策体系

本計画の具体的な施策・事業の展開を図るため、施策の体系を次のように設定します。



## 第4章 総合的な施策の展開

### 基本目標1 子どもの人権の尊重と未来を担う人づくり

#### 施策目標(1) 子どもの人権の尊重

##### 【現況と課題】

- 幼稚園の教育方針や保育所の保育指針に基づき、子ども一人ひとりの人権を十分尊重するとともに、集団の中での命の大切さ、お互いを思いやる心が持てるような仲間づくりを進めています。子どもに対する人権教育・保育を推進するとともに、保護者や住民に対して子どもの人権問題についての理解を深めるための啓発・教育が必要です。
- 近年、児童相談所における児童虐待\*の相談対応件数が全国的に増加する中、死亡に至る重篤な事案も後を絶たないなど、深刻な状況となっています。「大阪府子どもを虐待から守る条例」が平成23年2月1日から施行され、児童虐待の防止等に関する法律に定める「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」に加え、「経済的虐待」が新たに児童虐待と定義づけられました。
- 大阪府の養護相談のうち、虐待対応件数は増加を続け、平成25年度には6,509件で、そのうち、身体的虐待が1,966件、性的虐待が195件、心理的虐待が2,433件、ネグレクトが1,915件となっています。
- 虐待を発見した時の通告義務や通告先について、住民に対する周知の徹底を図ることや、幼稚園、保育所、小・中学校、病院等における発見・把握と適切な対応、乳幼児健診未受診者のフォロー、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業などによる把握とフォローが必要です。
- 不登校など集団への不適応状態にある児童・生徒は、本人、家庭、学校等、複合的な要因で大きな課題を抱えています。きめ細かな相談・支援などの対応が必要です。
- いじめは学ぶ権利や生きる権利を奪う人権侵害です。今日、児童・生徒が、携帯電話のメールやインターネットを利用する機会が急増し、それに伴い、SNS\*などへの書き込みや有害サイトへのアクセスなどにより、犯罪に巻き込まれる事件や悪質な事象が急激に増えています。このようなことにも適切に対応する必要があります。

##### 【施策の方向】

子どもの人権に関する問題について、住民の理解や意識を高めるための啓発・教育を推進するとともに、虐待やDV\*、いじめなどの問題と併せて人権意識の高揚を図ります。

また、虐待やDV、いじめなどに関する相談や対応など、関係課や関係機関等と連携し、一人ひとりの状況にきめ細かに対応していきます。

さらに、心の問題を抱える子どもやその保護者に対して、身近に相談できる機会や専門的な相談など、職員の資質の向上とともに、相談体制の充実を図ります。

## 【主要な取組】

## 基本施策① 人権意識の醸成

◇子どもの人権問題に関する啓発・教育の推進 人権広報課

子どもに対する虐待やいじめなど、様々な子どもの人権に関する問題や「児童の権利に関する条約」の内容、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）などについて、住民の理解を深めるための啓発・教育を進めます。

◇幼稚園や保育所、小・中学校における人権教育の推進 子育て支援課・学校教育課

保育所の保育指針や幼稚園、小・中学校の教育方針に基づき、子どもの発達段階に応じて子ども一人ひとりの人権を十分尊重するとともに、集団の中で命の大切さ、お互いを思いやる心が持てるような仲間づくりを進めていきます。

## 基本施策② 児童虐待\*防止対策及び対応の充実

◇児童虐待の通告義務や通告先についての周知 子育て支援課

「児童虐待防止法」や通告義務等に対する住民の理解を深めるため、広報紙やパンフレット等の媒体を活用して周知します。

◇要保護児童対策地域協議会\*の連携の強化 子育て支援課

関係機関や団体等が当該児童等に関する情報、考え方を共有し、要保護児童の適切な保護や保護者への対応を図るため、連携の強化を図ります。

◇幼稚園や保育所、小・中学校での把握 子育て支援課・学校教育課

幼稚園や保育所での生活や小・中学校での不登校、長期欠席、問題行動などの背景に虐待がないか、保育士や教職員一人ひとりが平素から保育・教育活動や家庭訪問等を通して、児童や家庭への関わりを深めます。

◇乳幼児健診、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等を通じた把握 保健センター

乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業、子どもの養育困難家庭に対する訪問事業等を通じて、子どもに対する虐待リスクを抱えた家庭がないかどうかを把握するとともに、子育ての不安や悩みを抱えた保護者に対する相談など家庭への関わりを深めます。

◇関係課や子ども家庭センター等関係機関との連携による迅速な対応 子育て支援課

虐待と見られる事例があった際には、関係課や子ども家庭センター等関係機関との連携により、一時保護等の確な対応に努めます。その際、児童の安全の確認・確保に努めるとともに、保護者への心のケアなどを支援します。

◇DV\*防止に向けた啓発 人権広報課

子どもの目の前でDVなど、間接的な被害を防止するため、DV等に関する内容の普及や広報などの啓発活動に努めます。

◇DV相談、DV被害者の一時保護等の推進 人権広報課

DVに関する相談や、状況に応じて関係課や子ども家庭センター等関係機関との連携により、被害者及びその子どもの一時保護等の対応を行います。

### 基本施策③ 子どもに対する相談支援体制の充実

#### ◇子どもが相談できる窓口についての周知 子育て支援課・学校教育課

家庭をはじめ関係機関や関係課との連携を強化し、不登校をはじめいじめなど、子ども一人ひとりの心の問題に対応できる相談・指導体制の充実に努めるとともに、子どもに対する相談窓口の周知を進めます。

#### ◇問題を抱える児童・生徒等に対する学生ボランティアによる支援 学校教育課

不登校等問題を抱える児童・生徒等に対し、大学生等ボランティアにより、話しを聞いたり学習支援等を行います。

## 施策目標(2) 心身を健やかに育む子育て環境の充実

### 【現況と課題】

- 育児不安や児童虐待\*が増加している原因の1つとして、子どもとの接し方がわからないなど、家庭での教育力の低下が指摘されています。
- 次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長するためには、第一義的責任を有する家庭の子育て力や教育力を向上させるとともに、子育て\*や親育ち\*を見守り、支援する地域の教育力・社会力\*が必要です。
- 子どもが思いやりの心や社会性を身に付け、心身ともにたくましく、人生の困難に立ち向かって切り拓いていける力を培えるよう、幼稚園と保育所、小・中学校、地域、家庭等との連携を図り、「人との関わり」や「共生の視点」を大切にした学校等教育の推進が必要です。
- すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じて、子ども・子育て支援給付を保障することが必要です。
- 質の高い教育・保育事業を提供するため、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との連携のための取組の促進や、幼稚園教諭及び保育士等に対する研修の充実が必要です。
- 青年層をはじめ男性の各年齢層の就業率が低下していますが、結婚の促進のためにも、また、子育て家庭の経済的基盤の向上を図るためにも、小さい頃からの職業観や労働観の育成が必要です。
- 子どもを対象とした犯罪の増加や非行の低年齢化などの面からも、すべての子どもにとって、放課後や休日に安全に遊べる場所や機会の確保が必要です。
- 少子化や核家族化、地域社会での近隣のつきあいの減少など、社会環境が変化している中で、従来は子どもが地域で様々な体験をする中で自然に身につけていたコミュニケーション能力\*や集団の中での行動規範などについて、低下が指摘されています。そのため、地域における体験活動や交流の場として、スポーツや自然学習、キャンプなどの野外活動の場が求められています。

## 【施策の方向】

子育ての基盤である家庭や子育て\*・親育ち\*を見守り、支援する地域の教育力・社会力\*の向上を図るとともに、引き続き「生きる力\*」を育むという今までと変わらない基本理念に基づき、就学前教育や義務教育9年間を見通した連続性のある教育内容の充実を図ります。

また、未来を担う親の育成の観点に立つとともに、社会性やコミュニケーション能力\*、豊かな情操、創造力などを培い、健全な育成を図るため、地域住民や地域団体との連携による多様な体験機会の提供や有害環境対策を進めます。

## 【主要な取組】

## 基本施策① 家庭や地域の教育力・社会力の向上

## ◇保護者の学びの支援（子育て講座、男女共同子育て講座、父親教室等） 関係課

保健センターや子育て支援課、学校教育課、生涯学習課など子育てに関する関係課が連携し、家庭の役割を認識するとともに子育てについての知識等を深められるよう、啓発や学習機会の提供に努めます。

## ◇親の子育てに関する相談・サポート体制の充実 関係課

保健センターや子育て支援課、学校教育課、生涯学習課など子育てに関する関係課により、子育てに関する不安や悩みの軽減を図るため、様々な相談等の対応の充実に努めます。

## ◇ふるさと教育の推進 学校教育課

子どもたちが地域の歴史や文化、自然、産業など、ふるさとへの関心と愛着を持てるよう、地域住民や関係団体等との連携を図り、ふるさと教育を推進します。

## ◇老人クラブ活動等地域団体による子育て支援活動の支援 関係課

忠岡町社会福祉協議会と連携し、老人クラブと幼稚園、保育所、小・中学校等の子どもたちとの交流や地域での子育てサロンの開催等の活動を促進します。

## 基本施策② 就学前・学校教育環境の充実

## ◇総合的な幼児教育の推進 子育て支援課・学校教育課

幼稚園と保育所、小・中学校、地域、家庭等との連携を図り、生きる力の育成とともに、「人との関わり」や「共生の視点」を大切にされた保育内容となるよう努めます。

## ◇就学前から読書に親しむ活動の推進 子育て支援課・学校教育課・生涯学習課

子どもの豊かな情操を育むとともに、社会性や子どもの意欲・集中力を高められるよう、就学前の時期から読書に親しむ機会の提供の充実を図るとともに、読書に親しむことの重要性について啓発し、家庭での取組を促進します。

## ◇学習意欲の向上と学習習慣の確立 学校教育課

子どもの確かな学力の定着を図るため、少人数指導をはじめ指導方法の工夫により、学習意欲の向上と学習習慣の確立を図ります。

## ◇活用する力の育成 学校教育課

子どもたちが社会に出てたくましく生きることができるよう、思考力や判断力、表現力など、知識・技能の習得とともに活用する力の育成を進めます。

- ◇道徳教育の推進 学校教育課  
 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身につけられるよう、道徳教育を推進します。
- ◇読書活動の推進 学校教育課  
 各学校において、読書活動の推進に努め、図書館利用を啓発していきます。
- ◇キャリア教育\*の推進 学校教育課・産業振興課  
 子どもたちが働くことの意義を学び、自分の進路設計の機会とできるよう、職場体験学習を推進します。また、職業能力や技術の向上のため、技術講習等を自費で受講した場合には補助金を交付しています。
- ◇情報教育の推進 学校教育課  
 子どもたちの発達段階に応じて、正しい情報活用能力と健全な情報モラル\*の育成に取り組みます。
- ◇国際理解教育の推進 人権広報課  
 国際感覚を持った人材の育成や住民との交流を深めるため、友好都市であるオーストラリア・ピットウォーター市と中学生の派遣や受け入れを行います。
- ◇環境教育の推進 学校教育課  
 次代を担う子どもたちが環境についての関心を高め実践できるよう、環境教育を推進します。
- ◇学校の組織力と教職員の資質向上 学校教育課  
 児童・生徒の教育の質を高められるよう、小・中学校の組織力を高めるとともに、教職員の研修等により資質の向上を図ります。
- ◇魅力ある学校づくりの推進 学校教育課  
 地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、児童・生徒の実態に応じて特色ある教育活動を展開し、一人ひとりを大切にする学校づくりを推進します。
- ◇保育・教育施設、設備の整備・充実 子育て支援課・学校教育課  
 子どもたちが安全かつ快適に過ごせるよう、保育・教育施設や設備の整備・充実に努めます。

### 基本施策③ 次代を担う若者の自立支援

- ◇発達段階に応じた系統的なキャリア教育の推進 学校教育課・産業振興課  
 若者のニート\*問題などに対応するため、働くことや職業人としての明確な意識と自覚、自信が持てるように、関係機関や中学校等との連携のもとにキャリア教育の充実に努めます。
- ◇進路指導相談体制の充実 学校教育課・産業振興課  
 中学校の進路相談や若者の就職等に関する相談について、関係課や関係機関等と連携し、相談対応の充実に努めます。
- ◇OSAKAしごとフィールド（サポートステーション）等の周知 産業振興課  
 若者の就職活動のアドバイスやカウンセリング等を行うOSAKAしごとフィールド等関係機関についての周知を図ります。

## 基本施策④ 子どもの豊かな体験機会の充実

◇スポーツ少年団活動や子ども会活動等子ども関係団体の活動の促進 生涯学習課

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、また、社会性を身につけられるよう、各種スポーツ少年団の活動や異年齢の子どもとの交流、世代間交流などの活動を促進します。

◇スポーツ大会の開催 生涯学習課

子どもをはじめ住民の体力や運動能力の向上とともに、相互の交流や親睦を深めるため、各種大会の開催や参加支援を行います。

◇児童館活動の推進 生涯学習課

保護者同士、親子同士、子ども同士などが交流する機会の提供や各種教室の開催などを行う児童館活動を推進します。

◇放課後子ども教室\*の推進 生涯学習課

地域住民の参画により地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせて教育支援活動を行うことにより、教育コミュニティづくりを推進します。また、児童館活動や放課後児童健全育成事業と併せて、国の放課後子ども総合プラン\*に基づく内容となるよう検討します。

◇地域団体等との連携による地域での多様な体験機会の提供 関係課

子どもたち一人ひとりが心豊かにたくましく育つことができるよう、地域住民や団体、事業所等と連携し、多様な学習・体験機会の提供や交流、スポーツ・レクリエーション活動などを進めます。

## 基本施策⑤ 有害環境対策の推進

◇有害環境の浄化等の活動促進 生涯学習課

関係機関及び忠岡町青少年指導員協議会等との連携により、有害図書をはじめ有害環境の浄化等の活動を促進します。

◇夜間パトロールの強化 生涯学習課

関係機関及び忠岡町青少年指導員協議会等との連携により、青少年の非行を防止するため、夜間パトロールの強化を図ります。

◇有害情報への対応 関係課

青少年をインターネット等の有害サイトによる被害や有害情報環境から守るため、違法・有害な情報を選択的に排除できるフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）についての説明や、出会い系サイトなどで子どもが被害にあわないための利用上の注意など、学校や家庭での教育・指導を進めます。

◇学校における児童・生徒指導の推進 学校教育課

児童・生徒の非行防止や有害情報等の被害にあわないよう、小・中学校での指導や相談対応の充実を図ります。

## 基本目標2 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり

### 施策目標(1) 親子の健康づくり支援

#### 【現況と課題】

- 母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査の受診について説明を行っていますが、喫煙等が子どもに与える影響や妊婦自身の健康管理についての説明も併せて行うことが必要です。
- 保健師及び助産師により、新生児または2か月児とその母親に対して、全戸訪問事業を実施し、子どもの発達・発育の確認、育児支援を行っていますが、今後も訪問を通じて支援が必要な家庭については経過観察や支援を行い、母親の育児不安等の軽減を図る必要があります。
- 不妊治療に関しては、平成25年度から町制度において不妊治療の助成事業を開始しています。
- 保護者の健康の保持・増進が家庭の安定にもつながることから、母子保健対策のみならず父親の健康づくり、特に生活習慣病\*の予防が重要です。
- 晩婚化や晩産化に伴い、ハイリスク妊産婦や新生児に対してのフォローの充実が必要です。
- 食生活の乱れや思春期やせ、肥満など、心の健康問題の広がりに対して、食事の大切さについての理解を深めるとともに、望ましい生活習慣の習得をめざした取組が必要です。
- 食育\*については、平成26年度に食育推進計画を策定したことから、今後計画に沿った食育推進事業を進めていく必要があります。
- 精神的に不安定で、かつ身体的に著しく成長する思春期の健康を脅かす飲酒や喫煙、薬物使用、性の問題などについて、保護者が理解を深めるための啓発や教育が必要です。
- 子どもの急病や事故に適切に対応できるように、かかりつけ医を持つことの啓発やちょっとした家庭内事故対応知識の普及、初期救急体制の周知が必要です。

#### 【施策の方向】

心身の変化が著しい妊娠・出産期を、母としての自覚を持ち、健康な生活を送ることができるよう、また、安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子育てできるように、妊娠期からの継続した支援の充実を図ります。

また、保護者が健康を保持・増進できるようにするため、生活習慣病の予防など、若い時から適切な食事・運動・睡眠等についての啓発を進めます。

さらに、家庭における食生活の大切さや乳幼児期からの望ましい食習慣の定着のための啓発を進めるとともに、家庭、学校、地域などが連携して未成年の喫煙・飲酒、薬物乱用、性などに関する正しい知識の普及を図ります。

妊婦が安全で快適な出産ができるように、妊娠・出産期の健康づくりや注意点などについての知識の普及や情報の提供を図るとともに、子どもの健康管理に関してかかりつけ医を持つことの大切さの啓発や、小児救急診療体制についての周知を図ります。

## 【主要な取組】

## 基本施策① 親子の健康の確保

- ◇母子健康手帳の交付と活用の促進 保健センター  
 母子健康手帳の交付を通して、母親・父親が保護者としての自覚を持てるよう、また、母子の一貫した健康管理と健康の保持・増進に役立てられるよう、活用について啓発します。さらに、母子健康手帳交付時に、禁煙等の健康管理についての啓発も同時に行います。
- ◇妊婦健康診査の受診促進 保健センター  
 妊娠高血圧症候群や貧血の早期発見など、妊婦と胎児の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査について受診の促進を図ります。
- ◇マタニティクラブ、ベビマクラブへの参加促進 保健センター  
 妊娠期の健康の保持・増進を図るため、これからママ、パパになる人のための学習機会の提供を行います。また、生後2か月～4か月の乳児とその母親を対象に、ベビーマッサージを通して親子の絆や子どもを愛おしく思う心の形成を促すとともに、相談や親同士の情報交換による不安の軽減を図ります。
- ◇乳児家庭全戸訪問事業の推進 保健センター  
 育児に対する悩みや不安の軽減と母子の健康管理に対する相談や指導等を行うため、助産師、保健師により、2か月頃の乳児のいる家庭すべてに対して訪問を行います。
- ◇乳幼児健康診査の推進、乳幼児健診未受診者への対策強化 保健センター  
 1か月児、4か月児、9～11か月児、1歳6か月児、2歳6か月児（歯科のみ）、3歳6か月児健診を実施し、経過観察が必要と認められた乳幼児、保護者に対して必要な支援を行います。
- ◇体重測定日の周知 保健センター  
 乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診等を通じて体重測定の実施の周知を図り、参加を促進します。また、計測後、保健センターを子どもの遊び場として、親同士の交流を深める機会として提供します。
- ◇ママとこどものわんぱくタイムの開催 保健センター  
 就学前の子どもと保護者が遊びや体操など、家庭ではできないふれあいの機会を提供します。
- ◇小・中学校の定期健康診断の実施 教育総務課  
 児童・生徒の生活習慣病\*の予防を図るとともに、心身の健康の保持・増進を図るため、小・中学校における健康診断を進めるとともに、医療機関や家庭等と連携し結果のフォローの充実に努めます。
- ◇不妊治療対策の推進 保健センター  
 大阪府の不妊治療の啓発に努めるとともに、平成25年度から町制度において実施している不妊治療の助成事業について周知し利用を促進します。
- ◇保護者の健康づくりの推進 保健センター  
 保護者自身が生涯にわたる健康の保持・増進に関心を持ち、適切な食生活や睡眠・運動・禁煙等や定期的な健康診査の受診により、生活習慣病の予防を図ることの重要性について啓発していきます。

## 基本施策② 食育\*の推進

- ◇離乳食講習会の開催 保健センター  
4か月児健診、離乳食講習会を通じて、引き続き、乳児期の食育推進に努めます。
- ◇保護者向けの栄養教室や親子クッキング等の調理指導の開催 保健センター  
保護者向けの栄養教室や親子クッキング等の調理指導を開催し、健全な食生活の啓発に努めます。
- ◇幼稚園、保育所、小・中学校における食育の推進 子育て支援課・学校教育課  
幼稚園、保育所等とも連携し、栄養指導、食育推進を図るとともに、保育所や小学校における給食を通じた食育教育とともに、中学校での給食の導入、食育の推進を図ります。
- ◇栄養や食事に関する相談・指導 保健センター  
管理栄養士により、健診日以外でも、体重測定日等の事業の開催時、また電話相談等、随時食事についての相談に対応します。

## 基本施策③ 思春期からの健康づくり支援

- ◇喫煙・飲酒防止、薬物乱用防止対策の推進 学校教育課・保健センター  
子どもを喫煙や飲酒、薬物乱用による健康被害から守るため、保健センターや警察などの関係機関の協力を得ながら、喫煙や薬物乱用などの防止のための教育を推進します。
- ◇学校における性や生命の尊重に基づく性教育の推進 学校教育課  
子どもたちの性に関する正しい知識の習得のための教育を推進するとともに、十代の自殺などの健康課題に対応し、心の健康などについて理解を深めます。
- ◇保護者からの相談対応の充実 学校教育課・保健センター  
学校等との連携を図り、思春期における心身や性の悩み、不安の解消のため、相談体制の充実を図ります。

## 基本施策④ 小児医療・予防の充実

- ◇保健医療福祉マップの作成、医療機関情報の提供 保健センター  
子どもの身体や病気に関し、日頃から気軽に相談できる「かかりつけ医」の必要性について泉大津市医師会等と連携して普及啓発を行うとともに、保健医療福祉マップの作成、医療機関情報の提供を行います。
- ◇小児救急体制の整備と周知の徹底 保健センター  
泉大津市医師会、泉州2次医療圏の市町等と協力し、泉州北部小児初期救急広域センター、小児救急輪番体制の整備と周知に努めます。
- ◇小児救急電話相談についての周知 保健センター  
相談する人がいない場合や、症状がよくわからないなどの場合、電話での相談に応じる小児救急電話相談について周知を図ります。
- ◇予防接種の個別通知と未接種者への勧奨 保健センター  
予防接種の個別通知、未接種者への勧奨を行い、接種率の向上に努めます。
- ◇家庭内事故予防についての啓発 保健センター  
乳幼児健康診査時に、事故予防についての冊子を配布し、啓発に努めます。

## 施策目標(2) 子育てに関する意識啓発及び相談・情報提供体制の充実

### 【現況と課題】

- 就学前保護者が、子育てについて「楽しいと感じることのほうが多い」率は、平成21年5月に実施した「次世代育成支援対策後期行動計画策定のためのアンケート調査」より、およそ10ポイント上昇しています。この率がさらに上昇するように、様々な機会を通じて子育て支援を充実する必要があります。
- 「つらいと感じることのほうが多い」率は、就学前の保護者も小学生の保護者も、子育てに関して気軽に相談できる人が「いない／ない」人のほうが高く、身近な地域での子育て仲間づくりや近所づきあいの促進などが必要です。
- 子育てに関する相談は、地域子育て支援センター（民間のチューリップ保育園への委託）や保健センター、子育て支援課、児童館等関係課の窓口での対応を図っていますが、公立の幼稚園や保育所での相談対応の充実を図ることも必要です。
- 子育てに関する情報については、ホームページや広報「ただおか」に掲載しています。今後も引き続き、情報提供の充実を図っていく必要があります。特に、子ども・子育て支援新制度や事業について、周知を徹底する必要があります。

### 【施策の方向】

次代の親\*となる子どもたちが、子育てに対して不安感や負担感を持つのではなく、生命の大切さや成長の喜び、子育ての楽しさなどの感情を持つことができるよう、幼稚園や保育所、学校、地域との連携により、小・中学生などが直接乳幼児とふれあう機会づくりに取り組みます。

また、子どもに関する様々な問題や子育てについての悩み、不安を軽減・解消できるように、関係機関や団体等との連携を強化し、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な相談・指導の充実を図ります。

さらに、関係機関や関係団体等と連携し、子育てに関するサービスや講座等の情報、子育て支援団体・サークル等の情報提供を進めます。

### 【主要な取組】

#### 基本施策① 子育ての楽しさ・大切さ意識の醸成

##### ◇地域子育て支援拠点事業の推進

子育て支援課

地域子育て支援センターを通じて、親子や保護者同士の交流、子育てに関する相談、情報の提供等子育て支援の充実に努めます。

##### ◇子育ての楽しさのPR

子育て支援課・保健センター

様々な機会を通じて、子育ての楽しさのPRに努めます。

## 基本施策② 次代の親\*としての意識の醸成

◇中学校における保育実習等乳幼児とのふれあい体験の充実 学校教育課・子育て支援課  
幼稚園や保育所における中学生の職場体験学習の受入れを通じて、乳幼児とのふれあいの機会の提供を行います。

◇中学生の幼稚園や保育所でのボランティア活動の促進 学校教育課・子育て支援課  
中学生が幼稚園や保育所での絵本の読み聞かせなど、様々なボランティア活動の促進を図ります。

## 基本施策③ 子育てに関する相談体制・情報提供体制の充実

◇子育てガイドブックの作成 子育て支援課  
子育てに関する関係課の事業等を盛り込んだ、子育てガイドブックの作成について検討します。

◇ホームページの充実、広報「ただおか」の充実 子育て支援課  
子育て関連情報について、ホームページの各月の行事カレンダーへ掲載するとともに、広報「ただおか」への掲載や子育て関連行事等についても掲載し、情報提供を図ります。

◇母子保健事業を通じての乳幼児相談、発達相談等 保健センター  
乳幼児健診や事業、教室開催時やその他随時、保護者からの育児・発達等に関する相談を受けるとともに、泉大津市医師会や保健所、専門機関と連携し、対応の充実を図ります。また、必要に応じて支援を行います。

◇乳児家庭全戸訪問事業の推進（再掲） 保健センター  
育児に対する悩みや不安の軽減と母子の健康管理に対する相談や指導等を行うため、助産師、保健師により、生後2か月頃の乳児のいる家庭すべてに対して訪問を行います。

◇DV\*相談（再掲） 人権広報課  
DVに関する相談に応じ、内容により関係課や子ども家庭センター等関係機関との連携により、対応の充実を図ります。

◇地域子育て支援センターにおける相談の推進 子育て支援課  
子育てあるいは子どもの保育・教育に関する不安や悩みに対応するため、地域子育て支援センターにおける相談対応とともに、関係課の連携による対応の充実を図ります。

◇幼稚園や保育所での子育て相談の充実 子育て支援課  
子育てあるいは子どもの教育・保育等に関する不安や悩みに対応するため、地域子育て支援センター以外の幼稚園や保育所での相談対応の充実に努めます。

### 施策目標(3) 仕事と生活の調和\*推進

#### 【現況と課題】

- 仕事と生活の調和の推進には、企業をはじめ社会全体での働き方の見直しやゆとりある生活のためのシステムづくりが不可欠で、国をあげての取組が必要です。
- 仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業に対する認定制度・認定マーク（くるみん）及び新たに創設された特例認定制度・特例認定マーク（プラチナくるみん（仮称））に関して住民に広く周知を進めます。

※くるみんとは、仕事と子育ての両立を積極的に取り組んでいる企業で、定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣から認定を受けている企業のことです。くるみんマークは平成19年にスタートし、「男性の育児休業\*取得1人以上」「残業削減の取組」など複数の基準を満たした企業を厚労相が認定し、建物を取得したり増改築したりした際に減価償却の優遇制度が適用されます。商品や広告にマークを付けて子育て支援に熱心な企業としてアピールすることができます。平成26年5月末現在、1,867社が取得しています。

※厚生労働省は、従業員の子育て支援に熱心に取り組む最高クラスの企業を認定する「プラチナくるみん」（仮称）マークを平成27年4月から導入します。「男性の育児休業取得率13%以上」「出産後1年の女性在职率90%以上」「女性の育休取得率が75%以上」など、現行の「くるみん」マークよりも基準を厳格化する分、税制面でさらに優遇する方針です。

- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果から、母親の就労率が就学前及び小学生とも上昇しています。今後、多様な就労形態や働きながら幼稚園に預けたい教育ニーズへの対応を図るため、保育・教育内容の幼保一体化の推進や認定こども園の検討も必要です。
- 子ども・子育て支援新制度では、保育所の入所に関して育児休業中の兄弟姉妹の預かりや求職中、教育中なども預けられることから、新制度や忠岡町における基準などを周知する必要があります。
- 父親が子育てに参加できるようにするためには、働き方の見直しと父親の子育てや家事などへの参加についての理解を深めるための啓発が必要です。

#### 【施策の方向】

すべての人が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現し、安心して子育てや地域活動などに参加できるよう、企業に対して育児・介護休業制度の普及・定着を促進するとともに、労働条件の改善や働き方の見直しについて啓発に努めます。

また、仕事と生活の調和に取り組んでいる企業に関する紹介などを行い、住民の関心を高めます。

女性の就労率の高まりに伴い保育所利用者が増加していますが、保護者の子育てと職業生活との両立を支援するため、あるいは就労形態の多様化に対応するため、保育事業の充実に努めるとともに、地域子ども・子育て支援事業の充実に努めます。

さらに、子育てや家事などの家庭生活を男女がともに担っていくため、「男性が家庭生活に関わることは特別なことではない」という意識を、男性のみならず女性を含む住民や企業など社会全体に浸透させるための啓発を推進します。

## 【主要な取組】

### 基本施策① 男女の仕事と家庭・地域生活の調和の推進

- ◇仕事と生活の調和\*についての住民に対する支援 産業振興課  
近隣市及び関係機関と合同で開催する就職情報フェア及びセミナー事業を通じ、就労支援に努めます。
- ◇仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の紹介 産業振興課  
従業員の働きやすい環境づくりのため、労働環境等の改善を積極的に進めている企業について、大阪府との連携により紹介に努めます。
- ◇待機児童の解消 子育て支援課  
0歳児保育等の待機児童が発生しないよう、ニーズの把握に努めるとともに、認定こども園の導入・検討などを進めます（第5章参照）。
- ◇一時預かり事業の推進 子育て支援課  
保護者の傷病や緊急時の用事等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難な乳幼児に対応する一時預かり事業を推進します（第5章参照）。
- ◇子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業） 子育て支援課  
保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった時や、出張等で家庭において夜間の保育ができない場合など、近隣市の児童養護施設などで預かる事業を活用し、その家庭の支援を行います（第5章参照）。
- ◇放課後児童健全育成事業 教育総務課  
小学生で、放課後帰宅しても保護者及び同居の親族の就労または疾病等により、留守等になる家庭の子どもたちを対象に、放課後あるいは長期休業中の居場所を提供し、健全育成を図ります。また、今後の利用ニーズ等を見ながら体制の強化について検討します（第5章参照）。
- ◇産前・産後休業、育児休業\*中の保護者に対する情報提供や相談支援 子育て支援課  
産前・産後休業や育児休業中の保護者が、職場復帰時に保育所等をスムーズに利用できるよう、情報提供や相談支援を図ります。
- ◇入園・入所手続きの簡素化 子育て支援課  
子ども・子育て支援制度の開始に伴い、幼稚園や保育所等の各種手続きが変更されることに伴い、保護者がスムーズに手続き等を行えるよう、新制度に関する情報の提供とともに、手続きの簡素化を図ります。
- ◇教育・保育内容における幼保一体化の推進や認定こども園の検討 子育て支援課  
就業している保護者の教育ニーズや働き方の多様化など、多様なニーズに対応するため、教育・保育内容における幼稚園と保育所の一体化を進めるとともに、認定こども園の導入について検討します。

### 基本施策② 男女共同子育ての推進

- ◇家庭における男女共同参画の推進 人権広報課  
家庭の実情に合った家事分担等について、父親のみならず子どもも含め家族による話し合いを促進します。また、広報等による男性の家事参加等に関する啓発を進めます。
- ◇父親の子育て学習支援 関係課  
子育て期の父親などが育児や料理、介護などが必要になった時にも困ることなく行えるよう、知識や技術習得のための教室の開催に努めます。

## 基本目標3 子どもを安心して育てることができる環境づくり

### 施策目標(1) 子育て家庭への支援の充実

#### 【現況と課題】

- 親子が地域とのつながりの中で、ともに人間として、また、社会を担う一員として成長し合えるように、子育て支援が社会にとって重要であることの理解を深められるように啓発が必要です。
- 異年齢の子どもの集団遊びの減少や核家族化の進行等により、子どもの社会性やコミュニケーション能力\*の低下が指摘されていますが、身近な地域で高齢者と子どもの世代間や異年齢の子ども同士、子育て仲間同士など、多様な交流を通じて社会性やコミュニケーション能力等を身につけることが必要です。
- ファミリー・サポート・センターをはじめ、子どもの居場所づくりなど、子育て支援ボランティアの育成・確保が大きな課題です。

#### 【施策の方向】

子育て家庭の保護者が子育ての悩みや不安を抱えたまま、地域の中で孤立することがないように、子育て\*や親育ち\*を地域社会が見守り支援することの重要性を広く普及するとともに、親子が多様な交流の中で社会性を身に付け、幅広い視野を持つ大人として成長できるよう、様々な交流を促進します。

また、地域住民や地域団体による子育て支援活動を促進するとともに、多様な子育て支援ニーズに対応できるよう、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

#### 【主要な取組】

##### 基本施策① 子育てへの理解促進

◇子育てを地域ぐるみで応援する気運の醸成 子育て支援課  
ホームページや広報「ただおか」などを活用して、子育て支援の気運の醸成を図っていきます。

##### 基本施策② 地域における多様な交流の促進

◇世代間交流の促進 子育て支援課・いきがい支援課・学校教育課・生涯学習課  
幼稚園や保育所、小・中学校、総合福祉センター等、様々な場や機会を通じて世代間交流を促進します。

◇園庭開放による子育て交流の促進 子育て支援課  
年間を通じて園庭開放を実施することにより、親子の仲間づくりや幼児の望ましい発達などを支援します。

◇幼稚園と保育所の交流 子育て支援課・学校教育課  
小学校生活へ円滑に移行するため、幼・保・小交流をはじめ幼・保等地域の他の施設との交流を深めます。

### 基本施策③ 地域子育て支援活動の育成・支援

- ◇子育てサークルの育成・支援 子育て支援課  
子育て中の親子が子育て情報の交換や交流を通して孤立感や負担感を少しでも軽減できるよう、地域の自主的な子育てサークルの育成・支援に努めます。
- ◇民生委員・児童委員等の保健センター事業への参加・協力 いきがい支援課・保健センター  
民生委員・児童委員の協力を得て、親が安心して保健センター事業に参加でき、経験豊富な年長者の助言や保育を受けられるよう、機会の提供を進めます。
- ◇里親育成事業の推進 子育て支援課  
岸和田子ども家庭センターからの里親募集記事等を広報「ただおか」に掲載するとともに、パンフレットを窓口に設置し住民に周知し、募集します。
- ◇子育て支援ボランティアの育成・支援 子育て支援課・いきがい支援課  
忠岡町社会福祉協議会と連携し、地域での子育てサロンの開催や子育て支援ボランティアの育成に努めます。
- ◇ファミリー・サポート・センター事業について、関係機関等との検討 子育て支援課  
地域密着型の子育て支援事業として、子育てを援助してほしい人と子育てを援助したい人が会員となり、お互いに子育てを助け合う事業について、実施に向けて引き続き検討します。

### 基本施策④ 地域子ども・子育て支援事業の充実（第5章参照）

- ◇延長（時間外）保育事業の推進 子育て支援課  
働く保護者を支援するため、町内保育所での延長（時間外）保育を実施します。
- ◇放課後児童健全育成事業の推進（再掲） 教育総務課  
小学生で、放課後帰宅しても保護者及び同居の親族の就労または疾病等により、留守等になる家庭の子どもたちを対象に、放課後あるいは長期休業中の居場所を提供し、健全育成を図ります。また、今後の利用ニーズ等を見ながら体制の強化について検討します。
- ◇子育て短期支援事業の推進（再掲） 子育て支援課  
保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった時や、出張等で家庭において夜間の保育ができない場合など、近隣市の児童養護施設などで預かる事業を活用し、その家庭の支援を行います。
- ◇地域子育て支援拠点事業の推進（再掲） 子育て支援課  
地域子育て支援センターを通じて、母娘や保護者同士の交流、子育てに関する相談、情報の提供等子育て支援の充実に努めます。
- ◇一時預かり事業の推進（再掲） 子育て支援課  
保護者の傷病や緊急時の用事等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難な乳幼児に対応する一時預かり事業を推進します。
- ◇利用者支援事業の推進 子育て支援課  
保護者等からの相談に応じ、子育て支援事業など必要な情報の提供や助言等を行う事業を推進します。

## 施策目標(2) 援助の必要な家庭への支援

### 【現況と課題】

- 忠岡町では、ひとり親家庭の世帯率（一般世帯千世帯あたりの率）が大阪府や全国水準より高く、保護者の経済的自立を促進することが必要です。
- 国では、「改正次世代育成支援対策推進法\*」の中に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」及び「児童扶養手当法」等の改正事項も盛り込まれ、その改正ポイントは、ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、子どもの貧困\*対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化するものです。その中には、父子家庭に対する支援の拡充が盛り込まれています。父子家庭に対する支援の充実が法的にもうたわれていることから、相談等支援の充実が必要です。
- 子どもの貧困が社会的な問題となっていますが、大人が1人の世帯は特に経済的な困難を抱える率が高いことから、ひとり親対策と併せて経済的支援とともに、自立支援を促進することが必要です。また、全体的に男性の就業率が低下していますが、ニート\*や不特定就労などの問題と併せ、社会全体での青年層をはじめ働きざかり世代の就業の場の安定確保が必要です。
- 乳幼児健診において発達障がい\*の早期発見に努め、幼稚園、保育所に心理士及び保健師が巡回相談を行い、学校からの相談にも対応しています。発達障がいへの相談、対応は増加傾向にあるため、今後も継続して早期発見、支援を行うことが必要です。
- 発達障がいについては、適切な情報の周知や、家族が適切な子育てが行えるよう、家族への支援など、専門機関等と連携を密にし、支援体制の整備を行うことが必要です。

### 【施策の方向】

ひとり親家庭が経済的な基盤を確保し、安心して子育てができるよう、情報提供などを通じて就業による自立を支援するとともに、子育て・生活支援の強化や子どもへの相談・学習支援を図ります。

また、父子家庭に対する相談や就業支援等、支援の拡大を図ります。

さらに、心身に障がいのある子どもや発達の遅れがある子どもとその保護者が、安心して子育てや生活ができるよう、育児・教育の支援・訓練とともに、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の提供などを推進します。

### 【主要な取組】

#### 基本施策① ひとり親家庭の自立支援の推進

##### ◇相談対応の充実

子育て支援課

ひとり親家庭が抱えている様々な問題・悩みなどを解決するため、適切な助言及び情報提供をするなど相談対応の充実に努めます。

◇就労等自立支援の推進 子育て支援課・産業振興課

看護師や介護福祉士などの資格の取得や就業に結びつく可能性の高い講座を受講するひとり親に対し、経済的負担の軽減と自立の促進を図るため、高等技能訓練促進費等給付金事業や自立支援教育訓練給付金の支給等について周知し、利用の促進を図ります。また、職業能力や技術の向上のため、技術講習等を自費で受講した場合には補助金を交付しています。

◇経済的支援 子育て支援課

ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭医療制度、児童扶養手当制度、生活保護制度などの事業について周知し、利用の促進を図ります。

◇子どもへの相談・学習支援 学校教育課・子育て支援課

ひとり親家庭の子どもの健全育成や福祉の向上を図るため、相談対応の充実を図るとともに、大学生ボランティアなどによる学習支援を図ります。

◇保育所優先入所の推進 子育て支援課

ひとり親家庭の子どもが保育所を利用するに際しては、配慮を行います。

◇子育て短期支援事業の利用促進 子育て支援課

ひとり親家庭の子どもが保護者の就労の関係で、夜間などに保育が必要になった場合に利用できるよう、子育て短期支援事業の周知を行うとともに、利用を促進します。

◇養育支援訪問事業の推進 保健センター

ひとり親家庭などで特に支援が必要な家庭に対し、保健師などが訪問し、子育てに関するアドバイスなどを行います。

## 基本施策② 障がいのある子どもとその家庭に対する支援

◇障がいの早期発見 保健センター・子育て支援課・学校教育課

幼稚園や保育所、小・中学校との連携を図り、発達に遅れなどのある子どもの早期発見や早期対応に努めます。

◇障がいについての理解啓発の推進 学校教育課・いきがい支援課

住民に対し、障がいのある子どもに対する正しい理解と認識を深めるとともに、障がいのある幼児・児童・生徒がともに学び、ともに育つ場と機会の拡充を積極的に進め、相互理解を促進します。

◇発達障がい\*の早期発見・早期対応 子育て支援課・学校教育課

発達障がいの早期発見・早期対応ができるよう、保育士や教職員等の研修の充実を図ります。

◇障がいのある子どもの教育・保育の充実 子育て支援課・学校教育課

集団教育・保育の中で障がいのある子どもがのびのびと生活できるよう、幼稚園や保育所での教育・保育の充実を図ります。また、障がいのある幼児・児童・生徒の人権を尊重し、一人ひとりの可能性を伸ばしていくため、今後も支援学級\*の整備・充実を図るとともに、教職員の専門的知識や指導技術の向上及び指導方法の工夫改善に努めます。

◇障がいのある児童・生徒の就学相談 学校教育課・保健センター

障がいのある児童・生徒の就学相談について広報等により周知するとともに、保健センターと連携し、障がいのある子どもの把握に努め、早期から就学相談を行い、保護者の不安の軽減に努めます。

- ◇支援学級\*の整備・充実 学校教育課  
障がいのある幼児・児童・生徒の人権を尊重し、一人ひとりの可能性を伸ばしていくため、今後も支援学級の整備・充実を図るとともに、教職員の専門的知識や指導技術の向上及び指導方法の工夫改善に努めます。
- ◇忠岡町支援教育リーディングスタッフ巡回相談の充実 学校教育課  
専門性の高い支援学級担任をリーディングスタッフとして選任し、学校園を巡回する中で個別ケースの相談や支援方法について助言します。今後もスタッフの育成を図るとともに、指導方法等の向上に努めます。
- ◇個別の指導計画や教育支援計画の作成と取組 関係課  
ライフステージ\*に応じた切れ目のない総合的な支援を行うために、乳幼児期・学齢期・成人期までの一貫した支援体制の構築に向け、支援をつなぐ「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成し、それらを効果的に活用し、支援を充実させていくために、保護者、関係機関、医療機関等と連携を図ります。
- ◇きめ細かな相談・支援 関係課  
乳幼児期、小学生期、中学生期などのライフステージに応じて、関係課や関係機関等と連携し、本人や保護者の相談にきめ細かな対応を図ります。
- ◇障がい福祉サービスの提供 いきがい支援課  
訪問系サービスをはじめ日中活動系サービスの利用に際し、計画相談支援事業所の相談支援専門員が支援計画を立て、計画に基づきサービスを提供します。
- ◇放課後等デイサービスの提供 いきがい支援課  
学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後等に生活能力向上のための訓練などを提供することにより、障がいのある子どもの自立の促進と放課後の居場所の提供を行います。
- ◇地域支援事業の推進 いきがい支援課  
障がいの種類などに応じた生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付や移動支援、日中一時支援事業等を提供します。
- ◇経済的支援 子育て支援課・いきがい支援課  
特別児童扶養手当や障がい児福祉手当、重度障がい者介護手当など、障がいのある児童の福祉の増進を図ることを目的に、経済的支援に努めます。

## 施策目標(3) 安全・安心な環境づくり

### 【現況と課題】

- 住宅の耐震化については、耐震診断は進んでいるものの、耐震設計や耐震改修が進んでいないため、耐震補助制度について周知を図ることが必要です。
- 乳児連れの保護者が外出先で授乳やオムツ交換が気軽にできるよう、公共施設や民間の公益施設などへのオムツ交換台等の設置を促進することが必要です。
- 全国的にも自転車が原因となる交通事故が増加していることから、引き続き歩行者・自転車の安全の確保や事故防止を図ることが必要です。
- 子どもの連れ去りを含め、子どもを取り巻く環境が変化していることから、地域での顔の見える関係を築き、見守り活動の促進とともに犯罪防止につなげていくことが必要です。
- 幼稚園や保育所、小・中学校において、安全計画に基づき避難訓練を定期的を実施するとともに、学級活動や教科指導を通して防災意識の醸成を図っています。今後も、大規模地震などの災害時に混乱しないよう、避難訓練や防災教育を推進することが必要です。

### 【施策の方向】

気軽に子ども連れで外出できるよう、利便性や安全性、快適性に富んだ、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザイン\*の視点に立った施設づくりや道路整備に努めます。

また、子どもを犯罪や交通事故、災害時の被害等から守るため、地域住民や関係団体、関係機関等と連携して見守り活動や交通安全教室、防災訓練などに取り組みます。

### 【主要な取組】

#### 基本施策① 良質な居住環境の確保

◇耐震補助制度の周知等住宅の耐震化の促進 建設課

引き続き耐震補助金制度の周知を図り、住宅の耐震化を促進します。

◇大阪府福祉のまちづくり条例に基づく公共施設等のバリアフリー化の推進 関係課

乳児のいる保護者が外出先でも安心しておむつ替え等ができるよう、公共施設のオムツ交換台等の設置に努めます。また、不特定多数の方が利用する民間の建築物について、大阪府福祉のまちづくり条例等の普及と、誰もが利用しやすい、移動しやすいまちづくりの推進への誘導に努めます。

#### 基本施策② 交通安全対策の推進

◇交通安全施設等整備の計画的な推進 建設課

引き続き歩行者・自転車のルール遵守を啓発していくとともに、安全確保・事故防止を図っていきます。

◇地域住民、地域団体等との連携による交通安全教室の開催 建設課

警察や交通安全協会等と連携し、幼稚園、保育所、小学校の子どもに対し、交通ルールの遵守や歩行訓練などの交通安全教室を実施していくとともに、交通マナーなどの啓発を行います。

### 基本施策③ 防犯・防災対策の推進

- ◇あいさつ運動の推進による顔の見える関係の構築 関係課  
 地域における犯罪被害を防止するため、地域住民や関係団体、幼稚園や保育所、小・中学校などが連携し、全町的にあいさつ運動を促進します。
- ◇地域住民、地域団体等による登下校時の子どもの見守り活動の促進 関係課  
 PTAや忠岡町防犯委員会等と連携し、小学校児童の下校時の見守り活動や年末夜警などの防犯活動を促進します。
- ◇子ども110番の家\*の普及 自治防災課・生涯学習課  
 PTAや自治会の協力者の家の前に「子ども110番の家」の旗を掲げ、子どもを取り巻く犯罪の抑止に努めます。
- ◇幼稚園や保育所、小・中学校における防犯対策の推進 子育て支援課・学校教育課  
 教職員や保育士の防犯訓練の実施や危機管理能力の向上を図るための研修を行います。
- ◇幼稚園や保育所、小・中学校における防災教育の推進 子育て支援課・学校教育課  
 地震などの災害時に混乱しないように、幼稚園や保育所、小・中学校での避難訓練など防災教育を実施します。
- ◇地域における避難訓練等防災教育の推進 自治防災課  
 障がいのある子どもや障がいのある保護者のいる家庭などが、地震などの災害時に混乱することなく避難できるよう、また、安否確認が行えるよう、避難訓練をはじめ地域での自主防災活動を促進します。

## 第5章 事業量の目標

### 1 子ども・子育て支援事業計画について

「子ども・子育て支援法」第61条第1項の規定により、市町村は、「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされています。

また、同条第2項において、計画に記載すべき事項が定められています。その内容は以下のとおりです。

#### ■子ども・子育て支援事業計画に記載すべき事項

##### ① 幼稚園や保育所、認定こども園などに関する需給計画

幼稚園や保育所、認定こども園について、計画期間の5か年度それぞれに、「利用量の見込み」と、その量の見込みに見合う幼稚園や保育所などの定員（供給）を確保していくための計画（確保方策）を定めます。

##### ② 延長（時間外）保育事業等地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

延長（時間外）保育事業をはじめ、地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みと確保方策を定めます。地域子ども・子育て支援事業は、以下の事業をいいます。

- |                                       |                                    |
|---------------------------------------|------------------------------------|
| 1) 延長（時間外）保育事業                        | 8) 利用者支援事業                         |
| 2) 放課後児童健全育成事業                        | 9) 妊婦健康診査事業                        |
| 3) 子育て短期支援事業                          | 10) 乳児家庭全戸訪問事業                     |
| 4) 地域子育て支援拠点事業                        | 11) 養育支援訪問事業                       |
| 5) 一時預かり事業                            | 12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業               |
| 6) 病児・病後児保育事業                         | 13) 多様な主体が本制度に参入すること<br>を促進するための事業 |
| 7) 子育て援助活動支援事業<br>（ファミリー・サポート・センター事業） |                                    |

##### ③ 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容

認定こども園の普及に係る基本的な考え方などを定めます。

## 2 子ども人口の推計

事業量の目標を設定するため、基礎となる将来の子ども人口の推計を行いました。

### ■子ども人口の推計方法について

#### ① 推計方法：コーホート変化率法

「コーホート」とは、ある年（期間）に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで、将来人口を推計する方法をいいます。コーホート法による人口推計の主な方法としては、「変化率法」と「要因法」があります。

コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法のことです。

#### ② 基準年：平成26年

#### ③ データ：平成20年～平成26年の3月末現在の小学校区別（忠岡小・東忠岡小）、性・年齢1歳階級別人口

#### ④ 合計特殊出生率\*：国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月の推計（中位）に用いた仮定値を参考に、実際の町の出生数で補正し、女性の15～49歳の出生率を設定しました。

小学校区別にも、全町と同様に15歳から49歳までの女性子ども比を仮定値として算出し設定しました。

#### ⑤ 男女児性比：平成20年～平成26年の0歳児の平均性比を用いて配分しました。

町全体及び各小学校区の子ども人口の推計結果は次頁以降のとおりですが、忠岡町の人口は年120人程度の減少を続け、目標年度の平成31年度には17,239人と推計されます。

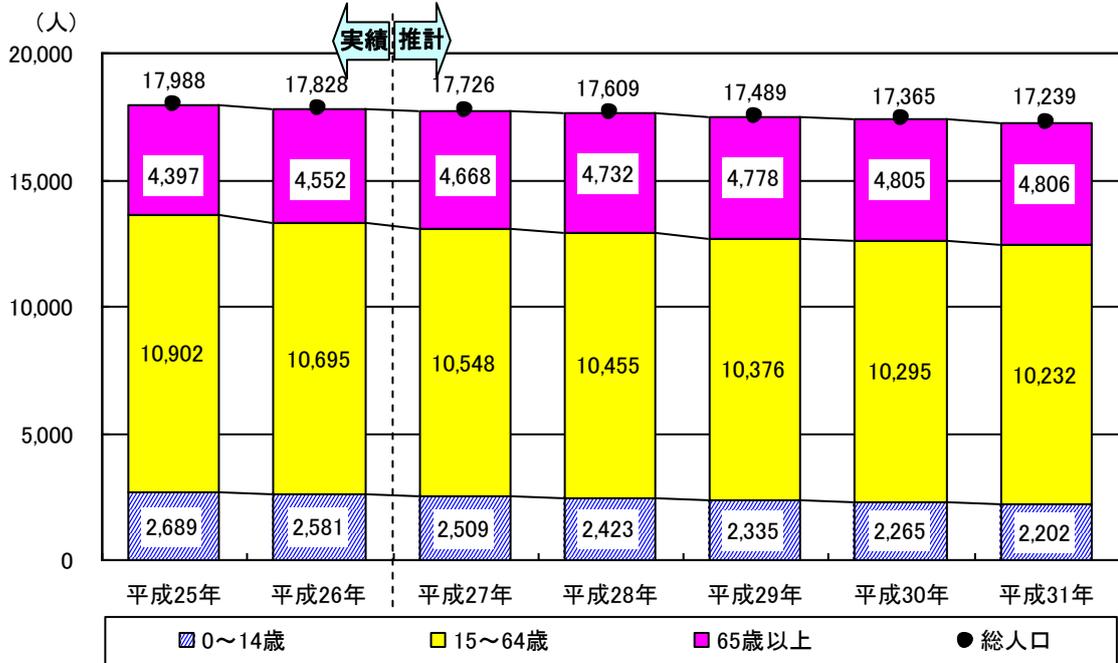
0～14歳の年少人口は、年75人程度の減少を続け、平成31年度には2,202人と推計されます。15～64歳の生産年齢人口は、年90人程度の減少を続け、平成31年度には10,232人と推計されます。一方、65歳以上の高齢者人口は、年50人程度の増加を続け、平成31年度には4,806人と推計されます。平成31年度の年少人口率は12.8%に対し、高齢者人口率は27.9%と見込まれます。

0～17歳の子ども人口総数は、年80人程度減少し、平成31年度には2,761人と推計されます。3歳刻みの年齢別人口は、どの年齢層もおおむね減少を続けますが、3～5歳がおよそ20%減で最も減少率が高く、15～17歳がおよそ5%減で最も減少率が低くなっています。

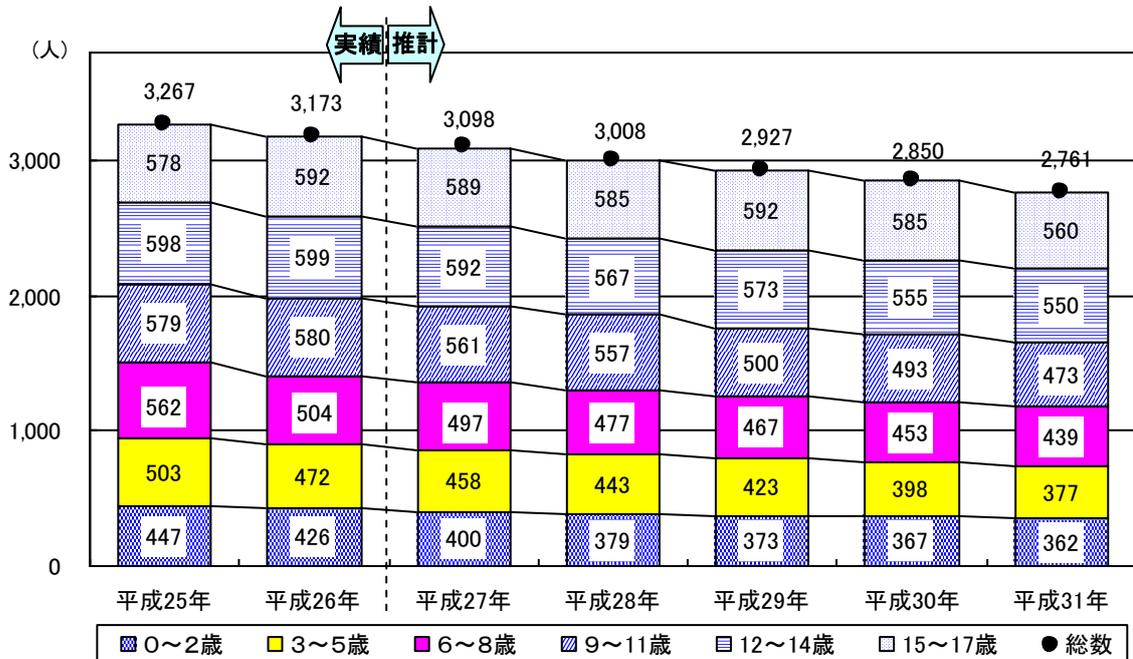
小学校区別の子ども人口では、平成26年度の町全体の子ども人口に占める割合は、東忠岡小学校区が65.8%、忠岡小学校区が34.2%となっていますが、平成31年度には東忠岡小学校区が65.4%、忠岡小学校区が34.6%と見込まれます。

両小学校区は、どの年齢層もおおむね減少を続けますが、平成26年度から31年度の減少率には小学校区で違いがあります。忠岡小学校区は9～11歳の小学校高学年の減少率がおよそ30%で最も大きく、東忠岡小学校区は3～5歳の減少率がおよそ30%で最も大きくなっています。

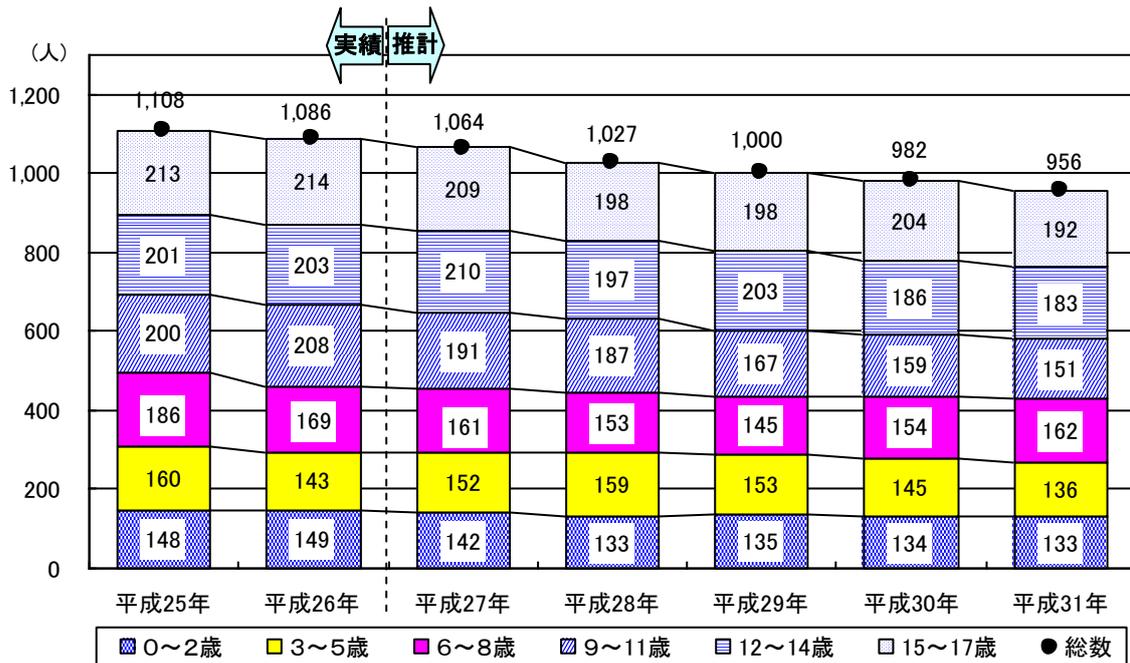
■町全体 総人口・年齢3区分別人口推計



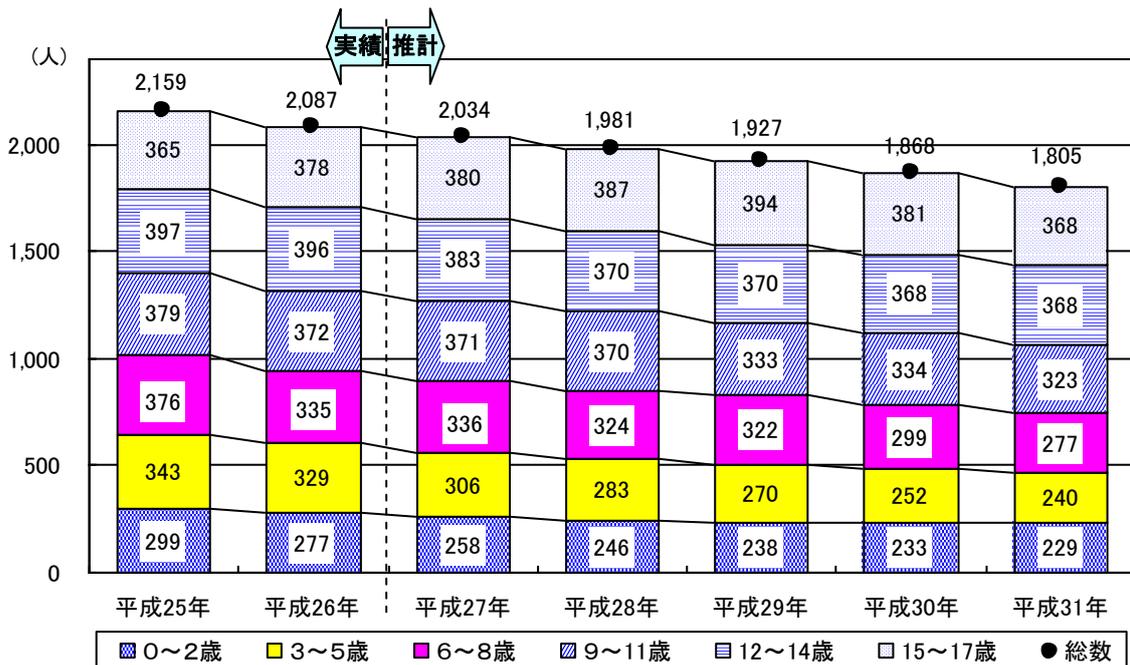
■町全体 子ども人口（0～17歳）の推計



■忠岡小学校区 子ども人口（0～17歳）の推計



■東忠岡小学校区 子ども人口（0～17歳）の推計



### 3 教育・保育提供区域の設定

#### ① 教育・保育提供区域の定義

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です（子ども・子育て支援法第61条第2項）。

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲となる教育・保育提供区域では、運用にあたり、次の事項が定められています。

#### ■教育・保育提供区域の運用に関して、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に定める事項

##### 1 教育・保育提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本

ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと（13事業のうち、11事業）の設定」も可能となっています。

##### 2 教育・保育提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準

各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならないとされています（\*）。



\* ①社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

##### 3 施設や事業の利用は、提供区域内での利用が原則

ただし、区域外の施設・事業の利用も可能となっています。

② 忠岡町における教育・保育提供区域の設定

忠岡町は、東西約5km、南北約1km、面積3.97km<sup>2</sup>のコンパクトな町となっており、幼稚園が2か所、保育所が3か所（うち、私立1か所）、小学校が2校、中学校が1校で、高齢者の保健福祉・介護保険事業計画では1つの日常生活圏域となっています。

このような中で、認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を設定するにあたり、次のことを重視します。

1) 供給過多、あるいは供給過少にも柔軟に対応できること

区域を設定した場合、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合以外は、基準等の条件を満たす申請が提供されると、認可することになるため、他の区域が供給過多であっても新たに認可することになるので、資源の有効活用が妨げられることは避けるようにします。

2) 子ども同士、親同士の交流機会の増加につながるようにすること

既存の地域特性や上記の観点も踏まえ、忠岡町では教育・保育提供区域について、次のとおり設定します。

- ① 認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域など、基本となる提供区域は、「町全域」の1区域とします。
- ② 地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域は、次表のとおりとします。

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

11事業	提供区域	考え方
<b>延長（時間外）保育事業</b> 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の保育の実施	町内全域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、町内全域とします。
<b>放課後児童健全育成事業</b> 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供	小学校区	現状どおり、各小学校区を基本として実施します。
<b>子育て短期支援事業</b> 保護者が疾病等の理由により、家庭において児童の養育が困難になった場合に、児童養育施設等において養育・保護を行う	町内全域	現状どおり、町内全域とします。
<b>地域子育て支援拠点事業</b> 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、相談、情報の提供や助言等を行う	町内全域	利用状況等を踏まえ、町内全域とします。
<b>一時預かり事業</b> 幼稚園や保育所において一時的に乳幼児を預かり、必要な保護を実施	町内全域	教育・保育施設での利用を含むため、町内全域とします。

11事業	提供区域	考え方
<b>病児・病後児保育事業</b> 病児または病後児について、病院や保育所等の専用スペース等で一時的に保育を実施	町内全域	町内全域とします（現在未実施）。
<b>子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）</b> 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整等を行う	町内全域	町内全域とします（現在未実施）。
<b>利用者支援事業</b> 子どもまたはその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行う	町内全域	教育・保育施設の活動の一環として、町内全域とします。
<b>妊婦健康診査事業</b> 妊婦が定期的に行う健診費用を助成	町内全域	現状どおり、町内全域とします。
<b>乳児家庭全戸訪問事業</b> 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握や情報提供等を行う	町内全域	現状どおり、町内全域とします。
<b>養育支援訪問事業</b> 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等を行う	町内全域	現状どおり、町内全域とします。

## 4 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

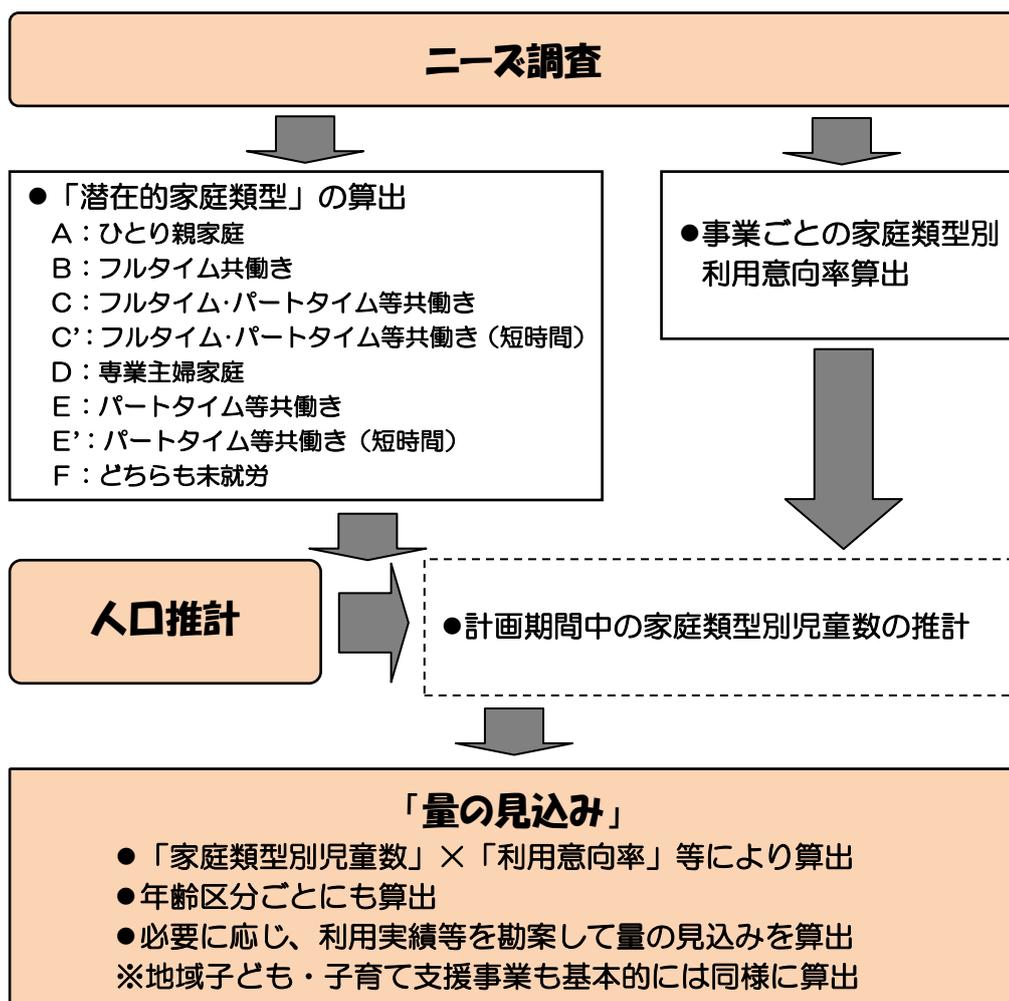
### (1) 乳幼児期の教育・保育

#### ① 教育・保育の量の見込み設定の考え方

教育・保育の量の見込み設定については、次の点を基本とします。

- 1) ニーズ調査結果から、就労状況等世帯の状況と就労意向、教育・保育事業の利用状況や利用意向を踏まえ、国の算出マニュアルに基づくニーズ量を基本としますが、保護者の就労現況や育児休業<sup>\*</sup>の取得状況、利用実績等を踏まえ、量の見込みを設定します。
- 2) 一方で、育児休業満了時には希望する教育・保育施設が円滑に利用できるようにするとともに、保護者の就労による保育が必要な条件のみならず、育児休業中の兄弟姉妹の預かり、保護者の学習、求職中の預かり等も踏まえた量の見込みを設定します。

#### ■量の見込み設定のフロー



## ② 教育の実施 幼稚園・認定こども園（幼稚園部）

### 【現況】

対 象：就学前児童（1号認定/3～5歳、2号認定/3～5歳）  
 施 設 数：2か所（すべて公立）  
 定 員 数：3歳児各50人、4・5歳児は特に定めなし

### ■幼稚園の利用状況

項 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
在園児童数(人)	227	205	206	188	179	
内訳(人)	3歳	57	67	60	53	58
	4歳	69	69	74	65	56
	5歳	101	69	72	70	65

資料：各年5月現在

### ■町外施設の利用状況（平成26年度）

項 目	未 満 児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
幼稚園児数(人)		8	19	15	42



### ■幼稚園・認定こども園（幼稚園部）の量の見込みと確保方策

認定区分(年齢)	実績	計画期間				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定(3～5歳)(人)	221	188	182	174	164	155
2号認定(3～5歳)(人)		32	31	30	29	27
合計		220	213	204	193	182
確保方策(人)		576	575	575	575	575
1号認定(3～5歳)(人)		544	543	543	543	543
2号認定(3～5歳)(人)		32	32	32	32	32

注)平成26年度実績は10月1日現在

### 【提供体制】

○幼稚園の定員数は、従来490人の受入れが可能な容量を有していることから、量の見込みについて十分現状の施設で受入れ可能となっています。

○忠岡町では、民間の保育園1か所を除き、幼稚園2か所、保育所2か所が公立となっています。また、町外幼稚園の利用者が多いことなどから、母親の就労ニーズ、教育ニーズ等を踏まえ、幼稚園の認定こども園化について、保育所も含めて検討します。

## ③ 保育の実施 保育所・認定こども園（保育所部）

## 【現況】

対 象：就学前児童（3号認定/0～2歳、2号認定/3～5歳）

施 設 数：3か所（うち、公立2か所、民間1か所）

定 員 数：公立270人、民間95人

## ■ 保育所の利用状況

項 目		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入所児童数 (人)	公立	288	282	254	245	249
	民間	109	103	107	109	111
	計	397	385	361	354	360
内訳(人)	0歳	26	16	24	24	23
	1歳	50	58	44	49	60
	2歳	69	67	67	53	55
	3歳	78	75	74	76	66
	4歳	88	82	70	77	75
	5歳	86	87	82	75	81
障がい児保育	実施か所(所)	3	3	3	3	3
	児童数(人)	1	1	2	3	1

資料：各年4月1日現在

## ■ 町外施設の利用状況（平成26年度）

項 目	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保育所児数(人)	0	0	0	0	0	0	0

## ■ 年齢別 待機児童数（平成26年度）

項 目	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
4月	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0



■保育所・認定こども園（保育所部）の量の見込みと確保方策

認定区分(年齢)	実績	計画期間				
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
3号認定(0歳)(人)	31	26	26	25	25	25
3号認定(1・2歳)(人)	117	87	81	79	78	76
2号認定(3～5歳)(人)	225	234	227	215	203	193
合計	373	347	334	319	306	294
確保方策(人)		350	348	346	346	346
3号認定(0歳)(人)		31	31	31	31	31
3号認定(1・2歳)(人)		117	119	119	119	119
2号認定(3～5歳)(人)		202	198	196	196	196

注)平成26年度実績は10月1日現在

【提供体制】

- 保育所の定員数は、従来、公立270人、民間95人の受入れが可能な容量を有していることから、見込みについて十分現状の施設で受入れ可能となっています。
- 忠岡町では、公立保育所2か所と、民間の保育園1か所で受入れています。保護者の教育ニーズの高まりや保護者の就業などの家庭状況等に関わらず、幼児期の学校教育・保育を受けることができる認定こども園について、メリット・デメリット、運営体制等も含めて検討します。

④ 地域型保育事業の認可に関する需給調整の考え方

教育・保育提供区域において教育・保育事業の供給が不足している場合、当該区域に認可基準を満たす地域型保育事業所の設置申請に対しては、原則、認可することとなっています（児童福祉法第34条の15第5項）。

忠岡町では、この原則に則り、本計画に定める教育・保育提供区域の量の見込みに基づき、地域型保育事業の認可にあたっての需給調整を行います。申請された教育・保育提供区域において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員総数が、計画で定める量の見込みに既に達しているか、申請された地域型保育事業所の設置によって量の見込みを超える場合、地域型保育事業の認可をしないことがあります。

⑤ 教育・保育の一体的提供の推進

教育・保育の提供にあたっては、家庭での教育とともに、人格形成の基礎となる乳幼児期の教育・保育の重要性を踏まえ、質の高い教育・保育サービスの提供に、関係機関等と連携して取り組みます。

- 幼稚園と保育所、小・中学校との連携の推進
- 幼稚園教諭と保育士の合同研修の推進
- 認定こども園の設置に関する検討

## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

### ① 延長（時間外）保育事業

<b>【現況】</b>	
対象：	2号認定（3～5歳）、及び3号認定（0～2歳）の乳幼児
内容：	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等において保育を行います。
保育時間：	公立保育所 午前7時半～19時半 民間保育園 午前7時～19時

#### ■延長（時間外）保育の利用状況

項目		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
忠岡保育所 (人)	0歳	0	0	0	4	1
	1・2歳	13	9	4	3	1
	3～5歳	23	16	14	20	4
	計	36	25	18	27	6
東忠岡保育 所(人)	0歳	1	3	4	3	2
	1・2歳	13	13	12	13	10
	3～5歳	30	27	25	28	26
	計	44	43	41	44	38
チューリップ 保育園(人)	0歳	5	4	9	5	7
	1・2歳	17	25	23	17	22
	3～5歳	39	39	39	32	37
	計	61	68	71	54	66

資料：年間実利用者数（平成26年度は10月まで）



#### ■延長（時間外）保育事業の量の見込み（利用実人数）

項目	実績	計画期間				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用実人数(人)	110	228	216	204	204	192
確保方策		365	365	365	365	365

注)平成26年度実績は10月末現在

<b>【提供体制】</b>	
○保育標準時間については1日11時間、保育短時間については1日8時間を超える利用について、延長（時間外）保育事業が適用されます。きめ細かく延長（時間外）保育のニーズに対応できるよう体制の強化を図ります。	

② 放課後児童健全育成事業

<b>【現況】</b>	
対象	小学1年生～5年生
内容	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に児童クラブで生活指導及び適切な遊びを通して、児童の安全と心身の健全な育成を図ります。
利用時間	平日は下校時～17時、延長保育は17時～18時 土曜日・学校休業日は午前8時半～17時、土曜日は延長なし

■放課後児童健全育成事業の利用状況

項目		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
在籍者数 (人)	忠岡小	51	57	53	53	50
	東忠岡小	63	66	67	70	70
	計	114	123	120	123	120

資料：各年4月1日現在

■学年別 放課後児童健全育成事業の利用状況（平成26年度）

学年	忠岡小学校	東忠岡小学校
1年生(人)	20	22
2年生(人)	16	32
3年生(人)	10	15
4年生(人)	2	1
5年生(人)	2	0
合計	50	70



■放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策

項目	実績	計画期間				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1～3年生(人)	111	90	86	84	82	79
4～6年生(人)	5	44	44	39	39	37
合計	116	134	130	123	121	116
確保方策 登録児童数(人)	120	134	130	123	121	116
施設数(か所)	2	2	2	2	2	2

注)平成26年度実績は10月1日現在

<b>【提供体制】</b>
○見込量に対して、現体制での提供は可能ですが、今後、児童数の動向や利用ニーズを見ながら、体制の強化について検討します。

### ③ 子育て短期支援事業

<b>【現況】</b>	
対象	0～12歳
内容	<p>ショートステイ事業・・・保護者の疾病・出産・看護・事故等で子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設等において一定期間（おおむね1週間）預かり、養育・保護を行う事業</p> <p>トワイライトステイ事業・・・ひとり親などの保護者が仕事等により平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、児童福祉施設等において生活援助を行う事業</p> <p>契約施設：岸和田学園（児童養護施設）、和泉乳児院（乳児院）、和泉幼児院（児童養護施設）</p>

#### ■子育て短期支援事業の利用状況

項目		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人)	ショートステイ	2	2	1	1	0
	トワイライトステイ	0	0	0	0	0

注)平成26年度は見込



#### ■子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策

項目	実績	計画期間				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ショートステイ(人日)	0	12	11	11	11	10
トワイライトステイ(人日)	0	0	0	0	0	0
確保方策 ショートステイ(人日)		21	21	21	21	21
トワイライトステイ(人日)		90	90	90	90	90
施設数(か所)	3	3	3	3	3	3

#### 【提供体制】

- 量の見込みに対して、現在の3施設との契約で十分対応できるものと考えます。
- 本事業は、一時預かり事業と類似の事業ですが、児童養護施設において実施するなど、児童の一時的な保護という側面が強い事業です。
- 短期入所生活援助事業（ショートステイ）・夜間養護等事業（トワイライトステイ）を活用して、要保護児童等に対する支援が的確にできるように努めます。
- 広報・ホームページ等を活用し、本事業の周知に努めます。

④ 地域子育て支援拠点事業

<b>【現況】</b>	
対 象	：就学前児童（0～5歳）及びその保護者
内 容	：忠岡町では、民間のチューリップ保育園に委託して、就学前の子どもとその保護者を対象に、様々な行事や育児相談、サークル活動の支援、交流等を実施

■地域子育て支援拠点事業の利用状況

項 目		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者状況	相談(件数)	145	144	143	146	146
	参加者数(延人)	3,228	3,940	3,777	3,015	3,015

注)平成26年度は見込



■地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

項 目	実績	計画期間				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用回数(人回)	3,015	2,995	2,985	2,975	2,965	2,956
確保方策 施設数(か所)	1	1	1	1	1	1

<b>【提供体制】</b>	
○既存の子育て支援拠点（地域子育て支援センター・児童館等）を活用し、在家庭児童の保護者に対して、子育て情報の提供や交流の場の提供、子育て相談等を行います。	
○認定こども園では、子育て支援事業（子育て広場などの事業）の実施が義務づけられているため、認定こども園の設置に際しては、地域子育て支援拠点事業について既存の施設との分担等検討を行います。	

⑤ 一時預かり事業

【現況】

対象：1号認定及び2号認定（3～5歳）、その他0～5歳の乳幼児  
 内容：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。  
 実施施設：公立幼稚園では、在園児を対象に保育終了後に預かり保育を実施

■一時預かり事業の利用状況

項目		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用状況 (人日)	預かり保育		1,618	3,392	4,366	4,366
	預かり保育以外	2,610	3,855	4,372	4,442	4,442

注)平成26年度は見込



■幼稚園における預かり保育の量の見込みと確保方策

項目	実績	計画期間				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定(人日)		1,258	1,218	1,160	1,094	1,036
2号認定(人日)		3,072	2,972	2,830	2,670	2,528
合計	4,366	4,330	4,190	3,990	3,764	3,564
確保方策 延べ人数(人日)		13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
施設数(か所)	2	2	2	2	2	2

■幼稚園における在園児対象の預かり保育以外の量の見込みと確保方策

項目	実績	計画期間				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延べ人数(人日)	1,613	1,497	1,411	1,413	1,409	1,411
確保方策 延べ人数(人日)		1,587	1,501	1,503	1,499	1,501
施設数(か所)	1	1	1	1	1	1

【提供体制】

○幼稚園での預かり保育や在園児の一時預かり等の今後の利用ニーズを見極めながら、既存施設での受入れの対応を図ります。  
 ○認定こども園の検討と併せて、未就園児の一時預かり等についても検討を行います。

⑥ 病児・病後児保育事業

【提供体制】

○病後児保育事業は、病気等の急変による緊急対応に備えるため、医療機関に委託して実施するものですが、忠岡町では現在実施していません。今後も実施の予定はありませんが、近隣の利用動向や実施医療機関等の状況も把握しながら、検討を行います。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【提供体制】

○利用会員と援助会員による住民同士の会員組織による子育て支援ですが、忠岡町では現在実施していません。今後も実施の予定はありませんが、利用料金や実施体制等、忠岡町の実態に即して可能かどうか、関係機関等も含めて検討を行います。

⑧ 利用者支援事業

【現況】

対 象：就学前児童（0～5歳）をもつ保護者  
内 容：類似事業として、地域子育て支援拠点事業として、地域子育て支援センターを民間のチューリップ保育園に委託して開設しています。



■利用者支援事業の確保方策

項目	実績	計画期間				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策 施設数(か所)	1	1	1	1	1	1

【提供体制】

○利用者が多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じます。  
○なお、認定こども園の検討と併せて、利用者支援事業についても再検討します。

## ⑨ 妊婦健康診査事業

### 【現況】

対象：妊娠届出者

内容：妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査用受診券等を発行します。

助成額 合計85,790円

- ・妊婦健康診査受診券（初回：8,000円、2～14回目：3,500円）
- ・HTLV-1抗体検査受診券（1回あたり2,290円）
- ・クラミジア検査受診券（1回あたり2,100円）
- ・超音波検査受診券（1回あたり5,300円を3枚）
- ・妊婦健康診査補助券（1枚あたり2,000円を6枚）

\* 妊婦健康診査受診券14枚のいずれかと同時に使用すること。

\* 1回に最大6枚まで使用できます。

### ■妊婦健康診査事業の量の見込みと確保方策

項目	実績	計画期間				
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
見込量(確保方策)(人回)	1,612	1,504	1,480	1,444	1,432	1,420

### 【提供体制】

○妊婦健康診査に関する公費負担を引き続き行い、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ることができるように支援します。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

**【現況】**  
 対象：生後4か月までの乳児  
 内容：生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

■乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

項目	実績	計画期間				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込量(確保方策)(人)	127	126	124	121	120	119

**【提供体制】**  
 ○育児相談や子育てに関する情報提供のみならず、家庭の養育環境を把握することも本事業の目的であり、訪問の結果、支援が必要な家庭には養育支援訪問事業につなげるなど、継続的な支援に努めます。  
 ○母子手帳交付時に、本事業の周知に努めます。

⑪ 養育支援訪問事業

**【現況】**  
 対象：養育の支援が特に必要な家庭  
 内容：養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

■養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

項目	実績	計画期間				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込量(確保方策)(人)	7	7	7	7	6	6

**【提供体制】**  
 ○乳児家庭全戸訪問事業をはじめ、母子保健事業、要保護児童対策地域協議会\*など、様々な経路を通じて、本事業による支援を必要としている対象家庭の把握と訪問相談に努めます。

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本計画の推進については、子どもに関わる総合的な計画でもあることや、子育ての社会化の中で、行政が地域住民や地域団体、関係機関や関係団体、社会福祉協議会や民間保育園、企業、ボランティアグループ等との連携・協働の取組が不可欠です。

とりわけ、子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれないように見守ることや、災害時の避難支援、また、子どもが次代の親\*として、忠岡の未来の担い手として、地域の歴史や文化を良く知り、引き継ぐとともに、社会性やコミュニケーション能力\*、たくましく生きる力\*などを培うことができるよう支援するためには、子どもにとって身近な地域での多様な交流や体験機会の提供などの取組が期待されます。

また、保護者が子育ての不安や悩みを抱えたまま、地域の中で孤立することがないように、身近な相談相手や情報提供先として、保護者に寄り添い支援することが期待されます。

さらに、仕事と生活の調和\*の推進にあたっては、企業の役割が大きいことから、少子高齢社会にあって男女がともに心も体も健康でゆとりを持って職業生活とともに、子育てや地域生活が行えるよう、子育て支援の職場環境づくりや制度・システムの改善を進めていくことが期待されます。

忠岡町においては、地域社会を構成する様々な主体と一体となって、本計画の実現に向けて取り組んでいきます。

### 2 計画の点検・評価・改善

本計画（Plan）を総合的・効果的に推進するため、毎年、関係課による計画の実施（Do）状況の把握・点検（Check）を行うとともに、忠岡町子ども・子育て会議での報告・審議を行います。社会情勢の変化や審議の状況により、見直し・改善（Action）を行います。

## 資料編

## 1 計画の策定経過

## ■「忠岡町子ども・子育て応援プラン2015」策定の経過

年月日	項目	内容
平成25年 10月16日	忠岡町子ども・子育て会議（第1回）	1. 子ども・子育て支援新制度、事業計画について 2. 忠岡町子ども・子育て支援事業計画策定にあたってのニーズ調査について 3. その他
11月22日 ～12月5日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査	①就学前子ども保護者調査 町内在住の就学前の子どものいるすべての世帯 配布数：720件 回収数：494件 回収率：68.6% 幼稚園や保育所を通じて配布・回収、一部未就園児の世帯には郵送により配布・回収 ②小学生保護者調査 町内在住の小学生のいるすべての世帯 配布数：846件 回収数：575件 回収率：68.0% 小学校を通じて配布・回収、一部私立の小学生のいる世帯には郵送により配布・回収
平成26年 3月18日	忠岡町子ども・子育て会議（第2回）	1. 忠岡町子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要について 2. 国の子ども・子育て会議等の検討状況について 3. その他
8月20日	忠岡町子ども・子育て会議（第3回）	1. 忠岡町子ども・子育て支援事業計画（骨子案/計画構成）について 2. 子ども・子育て支援新制度に係るニーズ量の見込みについて 3. 子ども・子育て支援新制度における基準条例の制定について 4. 忠岡町子ども・子育て会議条例の一部改正について 5. その他
10月	忠岡町次世代育成支援後期行動計画に関する施策・事業調査	関係課に対して、次世代育成支援後期行動計画の目標事業量の達成状況や施策・事業の進捗状況を把握するため、シート調査を実施
平成26年 11月14日	忠岡町子ども・子育て会議（第4回）	1. 忠岡町子ども・子育て応援プラン2015（素案）について 2. その他
12月24日 ～平成27年 1月23日	パブリックコメントの実施	○忠岡町子ども・子育て応援プラン2015（素案）に対するパブリックコメントの募集
3月10日	忠岡町子ども・子育て会議（第5回）	1. 忠岡町子ども・子育て応援プラン2015（素案）に対するパブリックコメントについて 2. 忠岡町子ども・子育て応援プラン2015（案）について 3. その他

## 忠岡町子ども・子育て会議条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、忠岡町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 子育て会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) その他目的達成に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 児童の健全育成を目的とする団体の代表
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 子育て会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、子育て会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (事務局)

第6条 子育て会議の事務局は、児童福祉担当課に置く。

### (その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、子育て会議で協議の上、定めるものとする。

### 附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第12号抄）

### (施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月16日条例第23号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

## 忠岡町子ども・子育て会議委員名簿

(順不同、敬称略)

氏名	所属	備考
奥田 ヒサ子	忠岡町民生委員児童委員協議会会長	会長
藤田 四郎	忠岡地区福祉委員会委員長	副会長
高見 晃市	東忠岡地区福祉委員会委員長	副会長
川崎 貴子 小島 ゆかり	忠岡町民生委員児童委員協議会主任児童委員	平成25年度 平成26年度
内藤 芳雄	大阪府私立幼稚園連盟(南海支部)	
岡澤 和彦 漆原 秀平	町立小学校PTA会長(忠岡町立忠岡小学校PTA会長)	平成25年度 平成26年度
前田 仁子 谷野 陽子	町立幼稚園PTA会長(忠岡町立忠岡幼稚園PTA会長)	平成25年度 平成26年度
島田 達也	町立保育所保護者会会長(忠岡町立忠岡保育所保護者会会長)	平成25年度
野島 淑代	町立保育所保護者会会長(忠岡町立東忠岡保育所保護者会会長)	平成26年度
萬野 義則	忠岡町健康福祉部長	
山野 幸太郎	忠岡町教育委員会教育次長兼教育総務課長	平成25年度
長屋 孝之	忠岡町教育委員会教育部長兼教育総務課長	平成26年度
大谷 忠	忠岡町教育委員会理事兼学校教育課長	
小路 浩子	忠岡町健康福祉部保険課保健センター係主幹	平成26年度
富本 正昭	町立小学校長(忠岡町立東忠岡小学校長)	
木下 浩美	町立幼稚園長(忠岡町立東忠岡幼稚園長)	
正木 薫	町立保育所長(忠岡町立忠岡保育所長)	

## ■事務局

氏名	所属	備考
武田 順子	忠岡町健康福祉部すこやか推進課長 忠岡町教育委員会教育部子育て支援課長	平成25年度 平成26年度
二重 幸生	忠岡町健康福祉部すこやか推進課児童係主幹 忠岡町教育委員会教育部子育て支援課主幹	平成25年度 平成26年度
小路 浩子	忠岡町健康福祉部すこやか推進課保健センター係主幹	平成25年度
橋本 牧子	忠岡町教育委員会教育総務課主査	平成25年度
古川 雅博	忠岡町教育委員会教育総務課主事 忠岡町教育委員会教育部子育て支援課主事	平成25年度 平成26年度
道齋 佑典	忠岡町教育委員会教育部教育総務課主事	平成26年度

## 2 用語の説明

### (1) 子ども・子育て支援新制度に関する用語

用語	定義
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国・自治体・学校法人・社会福祉法人に限られる（株式会社の参入は不可）。（認定こども園法第2条） ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育のこと。
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。（子ども・子育て支援法第7条）
教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のこと。（子ども・子育て支援法第7条）
施設型給付費	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）における教育・保育に要した費用。（子ども・子育て支援法第11条）
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（子ども・子育て支援法第27条）
地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（子ども・子育て支援法第7条）
地域型保育給付費	家庭的保育等（地域型保育事業）に要した費用。（子ども・子育て支援法第11条）
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のこと。（子ども・子育て支援法第29・43条）
家庭的保育（保育ママ）	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的な雰囲気のもとで保育を行います。（子ども・子育て支援法第7条）

用語	定義
小規模保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行います。(子ども・子育て支援法第7条)
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、障がい・疾患等で個別のケアが必要な場合や施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅で1対1で保育を行います。(子ども・子育て支援法第7条)
事業所内保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育します。(子ども・子育て支援法第7条)
保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(子ども・子育て支援法第19条)</p> <p><b>【認定区分】</b></p> <p>1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども</p> <p>2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）</p> <p>3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）</p>
「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(子ども・子育て支援法第31条)</p> <p>※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。</p>
地域子ども・子育て支援事業	放課後児童健全育成事業、延長（時間外）保育事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、妊婦健康診査事業、養育支援訪問事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業。(子ども・子育て支援法第59条)
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業。

## (2) その他の用語

### ア行

#### 【生きる力】

文部科学省では、平成14年度から実施してきた学習指導要領で「生きる力」を育むことを理念にしていますが、平成22年度からの小・中学校及び特別支援学校の新学習指導要領では、子どもたちの「生きる力」をより一層育むことをめざし、「生きる力」とは知・徳・体のバランスのとれた力とし、それぞれの意味を次のように規定しています。

知（確かな学力）：基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

徳（豊かな人間性）：自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心等

体（健康・体力）：たくましく生きるための健康や体力

#### 【育児休業、育児・介護休業法】

正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といい、仕事と育児の両立を支援するため、平成4年に施行されましたが、30人以下の事業所は適用外となっていました。1歳未満の子どもを養育する勤労者は、男女を問わず休業できます。男性は、配偶者が専業主婦の場合や産後休業中の場合も、産後8週間までは育児休業を取得でき、育児休業取得を理由とした解雇や不利な取り扱いなどは禁止されています。休業期間中の賃金保障はありませんが、平成7年4月より雇用保険から休業前賃金の25%、平成13年1月から40%相当が支給されています。また休業期間中の社会保険料は免除されました。

平成7年の法改正で全事業所に適用となり、介護休業も追加され、「育児・介護休業法」となり、平成11年から施行されました。平成14年には、小学校就業前の子どもの病気のための看護休暇制度なども盛り込まれました。

平成21年6月に成立した「改正育児・介護休業法」は、子育て期間中の働き方の見直しや父親も子育てに関わることができる働き方の実現、仕事と介護の両立支援、実効性の確保などを主な改正点としています。父親も子育てに関わることができる働き方では、父親の育児休業を促進するための「パパ・ママ育休プラス」制度が盛り込まれました。

#### 【1.57ショック】

1人の女性が生涯に産む子どもの数である「合計特殊出生率」が、それまでの最低記録の1966年（丙午（ひのえうま））を下回る史上最低（当時）となったことを指します。

#### 【SNS】

Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略で、インターネット上で、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

#### 【親育ち】

子どもを育てることを通して、親自らも育っていくということを強調した言葉。

**力行****【改正次世代育成支援対策推進法】**

平成26年4月23日に公布された「改正次世代育成支援対策推進法」の主な改正事項は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、次世代育成支援対策推進法の有効期限を平成37年3月31日まで10年間延長することや、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金調整の見直し等となっています。

**【キャリア教育】**

望ましい職業観や職業に関する知識を身に付けさせ、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育のことです。

**【合計特殊出生率】**

15歳から49歳の女性の年齢別出生率の合計のことで、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当します。

**【子育て】**

子ども自身が自ら育つことを指すとともに、子どもの発達段階において児童健全育成の分野を指す表現としても用いられます。

**【子どもの貧困】**

子どもの貧困とは、等価可処分所得の中央値の50%以下の所得で暮らす相対的貧困の17歳以下の子どもの存在及び生活状況をいい、一般的な水準の半分にも満たない水準で暮らしている子どもたちがどれだけいるのかということを目指しています。厚生労働省の調査では、平成24年の「子どもの貧困率」は16.3%となっており、約6人に1人が貧困状態といわれています。

平成25年6月26日に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としています。また、この法律に基づき、平成26年8月29日には「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されています。

**【子ども110番の家】**

昼間、在宅している店や住宅に、子どもが犯罪等で助けを求めてきた際に、犯人または不審者から逃れるための緊急避難及び警察への通報を行う施設として、住民の協力を得て設置しています。

**【コミュニケーション能力】**

自分の伝えたい内容を相手の反応から言葉を選びつつ正確に受取られるように工夫して発信することのできる力と、相手から発せられた表現を正確に受取るとともに、その奥にある思いや考えを解釈し、反応しながら受取ることのできる力のことをいいます。

## サ行

### 【支援学級】

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のことをいいます。

### 【事業主の特例認定制度の創設】

現行法では、行動計画を策定・届出し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。今回の改正は、このくるみん認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する新たな認定（特例認定）制度が創設されます。認定企業になると、建物等の割増償却を受けられる税制上の優遇措置（くるみん税制）の適用を受けることができます。特例認定を受けた場合、行動計画の策定・届出に代わり、次世代育成支援対策の実施状況を公表していただくこととなります。

### 【仕事と生活の調和】

誰もが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランスともいう。）のとれた働き方ができる社会を実現することは、国民一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようにする観点から、また、わが国の社会経済の長期的安定を実現する観点から、重要な課題となっています。このため、平成19年12月、関係閣僚、経済界・労働界・地方の代表等の合意のもと、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、めざすべき社会の姿や、企業・労働者・国・地方公共団体が果たすべき役割等が具体的に示されました。憲章は、国民的な取組の大きな方向性を示すもので、いま何故、仕事と生活の調和が必要か、それが実現した社会の姿、関係者が果たすべき役割をわかりやすく示しています。行動指針は、企業や労働者の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を示すもので、社会全体の目標として年齢階層別就業率、年次有給休暇取得率、第1子出産前後の女性の就業継続率など、14の数値目標を設定しています。

### 【次世代育成支援対策推進法】

平成15年7月に成立・公布されました。日本における急速な少子化の進行と家庭や地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるため、国が定める指針に即して自治体や企業が行動計画を策定し、10年間の集中的・計画的な取組を推進することとされました。平成20年の法改正では、国の指針における基本的視点に「仕事と生活の調和の実現の視点」が追加されたほか、行動計画を策定しなければならない企業の対象範囲が拡大されました。

### 【次代の親】

平成15年に公布された「次世代育成支援対策推進法」では、市町村行動計画の策定を義務づけていましたが、その策定指針において示された8つの基本的視点の1つに「次代の親づくりの視点」があり、その内容は、「子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要である。」としています。

**【児童虐待】**

平成12年5月に公布、11月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」では、児童虐待の定義を児童に対する①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト（放置、保護の怠慢）、④心理的虐待を加えること、としています。同法は平成16年4月に改正され、①保護者以外の同居人による虐待行為も保護者のネグレクトの一類型として含まれること、②児童の目の前でドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人など身近な人から受ける暴力）が行われること等、児童への被害が間接的なものについても含まれること、と見直し拡大されました。

さらに、平成20年4月改正法においては、①地方公共団体は重大な被害を受けた虐待事例の分析を行うこと、②市町村に対し通告児童の安全確認を行うことが義務化されたこと、③地方公共団体の機関は、市町村長、児童相談所長から児童虐待に係る児童、保護者の情報提供を求められた時は情報提供ができることが規定されました。

**【情報モラル】**

情報社会において、適正な活動を行うための基になる考え方と態度のことをいいます。

**【食育基本法、食育】**

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的に、平成17年6月10日に成立し、7月15日に施行されました。食育基本法の中では、「食育」を次のように位置づけています。

- ① 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。
- ② 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

**【生活習慣病】**

食生活や運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気のこと（がん、脳血管疾患、心疾患等）で、従来は加齢に着目して行政用語として用いられてきた「成人病」を、生活習慣という要素に着目してとらえ直し、「生活習慣病」という呼称を用いるようになったものです。成人病対策が二次予防といわれる早期発見・早期治療を重視したのに対して、生活習慣病対策は若年からの生活習慣改善のための動機づけや自発的な取組の一次予防を重視したものになっています。

**夕行****【地域の教育力・社会力】**

地域の教育力とは、行政をはじめ家庭、学校、地域団体、NPO・ボランティア等地域の様々な主体が、資源を活用するとともに、連携・協力により、子どもたちが学び、遊び、体験等を通して、社会性や規範、体力、コミュニケーション能力等を育てられるよう取り組む活動等のことです。

社会力とは、人と人がつながり、社会をつくる力、あるいは社会に関わる力のことをいい、その力を身につけることができるよう、地域での多様な人と人との交流やともに取り組む活動等の機会を提供することが必要です。

## 【DV（ドメスティック・バイオレンス）】

夫婦や恋人など親密な関係にある、またはあった男女間における暴力ですが、圧倒的に女性が被害者になることが多いため、一般的には男性からの暴力という意味で使われています。単に殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇や無視、行動の制限などの心理的な苦痛を与えることの精神的暴力、望まない性的な行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的に圧迫する行為も含まれます。

## ナ行

### 【ニート】

Not in Employment Education or Training の略。職に就いておらず、学校等の教育機関に所属せず、就労に向けた具体的な活動をしていない15～34歳の未婚の人をいいます。平成17年以降の労働経済白書では、学籍はあるが、実際は学校へ行っていない人及び既婚者で家事をしていない人が追加されました。

## ハ行

### 【発達障がい】

発達障害者支援法上の定義では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」としています。

自閉症：「言葉の発達の遅れ」「コミュニケーションの障がい」「対人関係・社会性の障がい」「パターン化した行動、こだわり」などの特徴を持つ障がい。自閉症の人の半数以上は知的障がいを伴いますが、知能に遅れがない高機能自閉症の人もいます。

アスペルガー症候群：広い意味での自閉症に含まれる一つのタイプで、「コミュニケーションの障がい」「対人関係・社会性の障がい」「パターン化した行動、興味・関心のかたよみ」があります。

注意欠陥多動性障がい：「集中できない（不注意）」「じっとしていられない（多動・多弁）」「考えるよりも先に動く（衝動的な行動）」などを特徴とする発達障がい。

学習障がい：全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示す様々な状態をいいます。

### 【パブリックコメント】

行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続きのことです。

### 【フィルタリング】

インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判別し、選択的に排除する機能のこと。

### 【放課後子ども教室】

地域の多様な人々の参画を得て、子どもたちとともに行う学習やスポーツ・文化活動等の取組のことで、具体的な活動内容は地域によって様々で、各地域で決めます。

## 【放課後子ども総合プラン】

保育所を利用する共働き家庭等の児童の小学校就学後にも、安全・安心な放課後等の居場所の提供が行えるよう、また、次代を担う人材の育成の観点から、共働き家庭等の児童に限らず、すべての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるよう、すべての児童を対象として総合的な放課後対策を講じる必要があるとの観点から、厚生労働省及び文部科学省が連携して、放課後児童クラブの受皿を拡大するとともに、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備をめざすため、厚生労働省と文部科学省が共同して「放課後子ども総合プラン」を策定しました。

国全体の目標として、次のことを挙げています。

すべての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進め、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備するとともに、すべての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的にまたは連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室について、1万か所以上で実施することをめざす。

また、新たに放課後児童クラブまたは放課後子ども教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することをめざす。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。

## マ行

### 【マザーズハローワーク】

国が、設置運営する公共職業安定所で、大阪は平成3年7月1日に全国で初となる「レディースハローワーク」としてオープンしました。

少子・高齢化による労働力不足対策の一環として、子育てをしながら就職を希望している方々に対して、子ども連れでも来所しやすい環境を整備し、平成18年4月1日に大阪マザーズハローワークとして改称されました。個々の希望やニーズに合ったきめ細かい就職支援を行っています。

## ヤ行

### 【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、国籍、身体的な能力等の違いに関わりなく、すべての人ができるだけ支障なく使えるように、道具や建物等様々なものをデザインしようとする考え方です。施設や設備等にとどまらず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

### 【要保護児童対策地域協議会】

虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、保護を必要とする子ども及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行います。平成16年の児童福祉法改正法で、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会」を置くことができると規定されました。

---

**みんなで子育て、親も子も地域も 笑顔輝く忠岡**  
**忠岡町子ども・子育て応援プラン2015**

平成27年3月

発行 忠岡町

〒595-0805

大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

編集 忠岡町 教育委員会 教育部 子育て支援課

---